役員等の構成の変化などに関する

第18回インターネット・アンケート集計結果

（監査等委員会設置会社版）

平成30年4月27日

公益社団法人　日本監査役協会

目次

総括・・・ 5

アンケート実施状況・・・ 14

回答会社属性・・・ 15

Ⅰ　定時株主総会後の各社の役員等の構成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
問 1-1　取締役数・・ 16
問 1-2　監査等委員会の委員構成・・ 17
問 1-3-1　社外監査等委員の前職又は現職・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
問 1-3-2　社外監査等委員の兼務社数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
問 1-4　社内監査等委員の前職・・・ 21
問 1-5-1　監査等委員以外の社外取締役の前職又は現職・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
問 1-5-2　監査等委員以外の社外取締役の兼務社数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
問 1-6　社外取締役と会社との関係・・ 24
問 1-1　女性役員の人数・・・ 25
問 1-8　独立役員の届出状況・・ 26
問 1-9　執行役員数・・ 27
問 2-1　監査等委員会の委員長・議長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
問 2-2　監査等委員会における議事の原案作成者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
問 3-1　監査等委員会事務局スタッフの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
問 3-2　監査等委員会事務局スタッフの人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
問 3-3　監査等委員会事務局スタッフの兼務部署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
問 3-4　監査等委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
問 4-1　内部監査部門等のスタッフ数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
問 4-2　内部監査部門等の部門長の役職・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
問 4-3　監査等委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無・・・・・・・・・・・・・・・ 33
問 4-4　監査等委員会による内部監査部門等への指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
問 4-5　内部監査部門等の組織上の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
問 4-6　内部監査部門等からの報告（平時）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
問 4-7　内部監査部門等からの報告（有事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
問 4-8　監査等委員会と内部監査部門等との連携①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
問 4-9　監査等委員会と内部監査部門等との連携②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
問 5　指名委員会・報酬委員会等に相当する（諮問）機関の設置の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

Ⅱ　定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
問 6-1　監査等委員選任議案の有無・・・ 39
問 6-2　監査等委員選任議案の決定プロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
問 6-3　監査等委員選任議案への同意の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
問 7-1　退任取締役監査等委員の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

問 7-2　辞任の理由・・・ 41
問 7-3　辞任の理由の開示・・ 42
問 8　「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容・・ 42
問 9-1　内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
問 9-2　内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
問 9-3　内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
問 9-4　事業報告における内部統制システムの構築・運用状況の開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
問 10-1　監査等委員会における監査等委員会監査報告作成の審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
問 10-2　監査等委員会監査報告作成に至るまでの監査等委員間の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
問 10-3　監査報告における監査等委員の個別意見の付記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
問 11-1　決算短信の作成の有無・・・ 50
問 11-2　決算短信の取締役会付議状況・・ 50
問 11-3　決算短信の監査の有無・・・ 51
問 11-4　決算短信の監査の内容・・・ 51
問 12-1　有価証券報告書の作成の有無・・ 52
問 12-2　有価証券報告書の取締役会付議状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
問 12-3　有価証券報告書の提出時期・・ 52
問 12-4　有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
問 12-5　有価証券報告書の監査の有無・・ 53
問 12-6　有価証券報告書の監査の内容・・ 54
問 13-1　株主総会における監査等委員会からの口頭報告の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
問 13-2　株主総会における監査等委員会に関連した質問の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
問 13-3　株主総会における監査等委員会に関連した質問の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
問 13-4　株主総会における監査等委員会に関連した質問への回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

Ⅲ　取締役会の状況と監査等委員会の日常活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
問 14-1　取締役会の年間の開催数及び議案数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
問 14-2　取締役会付議事項・・・ 58
問 14-3　取締役会の平均所要時間・・ 59
問 14-4　取締役会の運営の変化・・・ 60
問 14-5　取締役会における監査等委員の発言状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
問 14-6　取締役会における監査等委員の発言内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
問 15-1　取締役会以外で出席する会議・・ 63
問 15-2　経営会議等における監査等委員の意見による執行側提案への影響・・・・・・・・・・・・・・・ 64
問 15-3　出席する委員会・・・ 65
問 16-1　個別事象に対する監査等委員の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
問 16-2　社長・経営トップとの対話機会・・ 67
問 16-3　業務執行取締役との情報共有・・ 68
問 16-4　監査等委員でない社外取締役との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
問 16-5　監査等委員でない社外取締役との情報交換等の頻度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
問 17-1　会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の有無・・・・・・・・・・・・・ 71

問 17-2　会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の時期・・・・・・・・・・・・・ 71
問 17-3　会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無・・・・・・・・・・・・・・・ 72
問 17-4　会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期・・・・・・・・・・・・・・・ 72
問 17-5　執行部門と会計監査人の折衝状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
問 17-6　会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
問 17-7　会計監査人選任議案の決定プロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
問 17-8　会計監査人の選任又は再任・・ 75
問 17-9-1　会計監査人の再任に関する監査等委員会における審議等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
問 17-9-2　会計監査人の再任に関する経営執行部からの確認依頼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
問 17-9-3　会計監査人の再任に関する監査等委員会の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
問 17-10　会計監査人の評価基準・・ 77
問 18-1　財務報告内部統制報告書の提出会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
問 18-2　財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
問 19-1　監査等委員会への報告体制・・ 80
問 19-2　監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
問 19-3　監査等委員会の費用等に係る体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
問 19-4　内部通報制度・・ 82
問 19-5　監査等委員会への通報窓口の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
問 20-1　監査等委員の報酬等の制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
問 20-2　監査等委員への賞与の支給の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
問 20-3　監査等委員の年額報酬額・・・ 84
問 20-4　常勤監査等委員の月額報酬レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

Ⅳ　会社法改正の影響について・・ 90
問 21-1　責任限定契約①・・・ 90
問 21-2　責任限定契約②・・・ 90

Ⅴ　コーポレートガバナンス・コードへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
問 22　コーポレートガバナンス・コードによる変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
問 23　監査等委員会の実効性評価・・ 92

総括

Ⅰ 定時株主総会後の各社の役員等の構成の変化について

1. 取締役会をめぐる状況

- 取締役総数平均は全体で9.48人と微減しており、個社の取締役人数は分散の傾向にある。また、社外取締役の平均人数は2.98人と前回より微増している（問1-1）。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、取締役総数平均が監査役(会)設置会社では7.65人、指名委員会等設置会社では10.20人となっている。監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間の数値になっているが、監査役の有無や会社の規模といったことによるものと思われる（監査役(会)設置会社版問1-1②、指名委員会等設置会社版問1-1）。
- 監査等委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「会社と無関係な会社の役職員」が最も多く全体で27.5%、次に「公認会計士又は税理士」が13.3%となっている。社外監査等委員の場合に最も多かった「公認会計士又は税理士」（27.6%）や「弁護士」（25.0%）は、それぞれ13.3%、12.0%と少なくなっている。「会社と無関係な会社の役職員」の比率は指名委員会等設置会社の監査委員以外の社外取締役で39.0%、監査役（会）設置会社の社外取締役で25.0%となっており、それぞれ最も多いが、監査委員以外の社外取締役がすべての機関設計において最多となっている。監査等委員以外の社外取締役や監査役（会）設置会社の社外取締役は、「弁護士」や「大株主の役職員」が一定数を占めており、移行前の状況をある程度引き継いでいるものと思われる（問1-5-1、指名委員会等設置会社版問1-8-1、監査役（会）設置会社版問1-4-1参照）。
- 社外取締役と会社との関係は、独立性の高い項目の中では、「会社と全く無関係」が最も多いが、前回から7.1ポイント減少し29.9%に留まった。「会社の資本・取引関係」は前回から2.5ポイント減少し22.3%となっている。また「CEO・役員の個人的知己・友人」も前回から0.4ポイント減少したものの15.5%と一定数を占めている。監査役(会)設置会社と比べると低い数値であるが、指名委員会等設置会社の場合は、「会社の資本・取引関係」が15.1%、「CEO・役員の個人的知己・友人」も8.2%であることを考えると引き続き独立性が懸念される（問1-6、監査役(会)版問1-4-2、指名委員会等設置会社版問1-9参照）。
- 女性役員がいる会社数は、「女性役員がいる」が前回から8ポイント増加して27.6%となっているものの、監査役(会)設置会社とほぼ同じレベルにあり、70.7%に上っている指名委員会等設置会社に比べると多様化が進んでいない。なお、内訳としては「非常勤社外の監査等委員」の割合が56.7%と最も多く、指名委員会等設置会社の監査委員と同じ傾向を示している（指名委員会等設置会社では51.3%）。一方、監査役（会）設置会社では「社外取締役」が36.2%と最も多くなっている。「業務執行取締役」が26.2%であり、ほとんどが社外役員で社内昇格者は少ない指名委員会等設置会社とは異なり、社内取締役が一定数存在している監査役(会)設置会社に近い（問1-1　女性役員の人数③、監査役（会）設置会社版問1-1　女性役員の人数③、指名委員会等設置会社版問1-1　女性役員の人数④参照）。
- 独立役員として届け出た社外取締役については、前回同様、ほとんどが監査等委員である。監査役会設置会社及び指名委員会等設置会社とは異なる傾向にあるが、指名委員会等設置会社とは異なり委員会が一つであることも影響していると考えられる（問1-8②、監査役（会）設置会社版問1-5②、指名委員会等設置会社版問1-10）。
- 執行役員制度を採用している会社は、全体で前回から0.4ポイント増加し72.8%、上場会社では前回と同じく73.9%となっている。全体では監査役（会）設置会社（61.7%）より約10ポイント多いが、傾向には大きな差はない（問1-9、監査役（会）設置会社版問1-6①）。

2. 監査等委員会をめぐる状況

- 監査等委員会の委員長・議長については、社内常勤監査等委員が監査等委員会の委員長・議長を務めている会社が最も多く、全体で0.3ポイント増加して65.6%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、7割以上の社外監査委員が委員長・議長を務める指名委員会

等設置会社とは異なっており、傾向としては社内常勤監査役が7割以上を占める監査役（会）設置会社に近い（問2-1、監査役（会）設置会社版問2-1、指名委員会等設置会社版問2-1）。

- 全体としての監査等委員総数は3.47人、社外監査等委員の構成比は74.9％であり、前回とほぼ同様で、社外監査役の構成比（全体58.7％、上場会社67.5％）よりも多く（監査役(会)設置会社版問1-1①参照）、社外監査委員の構成比の77.1％とほぼ同じである。常勤の監査等委員の全体平均人数は1.07人と前回とほぼ同じである（問1-2、監査役(会)設置会社版問1-1①、指名委員会等設置会社版問1-2参照）。
- 社外監査等委員の前職・現職としては、前回同様「公認会計士又は税理士」が最も多く、全体で27.6％となった。これに「弁護士」が25.0％、「会社と無関係な会社の役職員」が16.3％で続いている。前回は、非上場会社で「会社と無関係な会社の役職員」が最も多かったが、今回は上場会社と同様「公認会計士又は税理士」が27.7％と最も多くなっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では社外監査役の現職もしくは前職が社外監査等委員と同様に「公認会計士又は税理士」、「弁護士」、「会社と無関係な会社の役職員」の順になっているのに対し、指名委員会等設置会社では、社外監査委員の現職もしくは前職が「公認会計士又は税理士」、「会社と無関係な会社の役職員」、「弁護士」と順番が異なる（問1-3-1、監査役(会)設置会社版問1-2-1、指名委員会等設置会社版問1-6-1参照）。
- 社内監査等委員の前職は「監査役」が最も多いが、全体では15ポイント減少した前回に引き続き13.3ポイント減少して36.1％となっている。機関設計変更に際しても、監査役以外の役職者が監査等委員に選任されるケースが増えつつあることがうかがえる（問1-4）。今後は監査等委員会設置会社に移行後に新たに選任されるケースも増えてくると思われ、監査役以外の役職者が選任される傾向は強まると思われる。
- 監査等委員会事務局スタッフを置いている会社は半数を超えているが、前回から3.1ポイント減少して53.1％となっており、前回同様全会社区分において減少している。特に非上場会社では26.3ポイント減少して半数以下となっている。42.5％の監査役（会）設置会社よりは割合が高いが、スタッフの配置が92.7％の指名委員会等設置会社に比べると、同じ委員会型とはいえ、十分に配置されていない懸念がある（問3-1、監査役(会)設置会社版問3-1、指名委員会等設置会社版問3-1①）。この点は監査等委員会における議事の原案作成者にも表れており、指名委員会等設置会社では監査委員会事務局が原案を作成する割合が9割を超えるのに対し、社内監査役が7割弱を占め、監査役会事務局が2割強の監査役(会)設置会社に傾向としては近い（問2-2、監査役(会)設置会社版問2-2、指名委員会等設置会社版問2-2）。
- 監査等委員会事務局スタッフの設置状況については、兼任スタッフのみの会社が約65％を占めている。各選択肢とも監査役（会）設置会社とほぼ同じであり、専属スタッフが68.3％の会社で存在する指名委員会等設置会社とは明らかに状況が異なる（問3-2①、監査役（会）設置会社版問3-2①、指名委員会等設置会社版問3-1②）。
- 監査等委員会事務局スタッフの兼務部署については、内部監査部門系のスタッフが多く、前回から1.1ポイント増加し、58.1％となっている。総務系のスタッフが一定数存在することは監査役（会）設置会社の場合と同様であるが、監査役(会)設置会社の場合とは異なり法務系のスタッフが増加している。ただし、全般的に見ると監査役(会)設置会社に近い傾向にあり、内部監査部門系のスタッフとの兼務が圧倒的に多い指名委員会等設置会社とは異なる（問3-3、監査役（会）設置会社版問3-3、指名委員会等設置会社版問3-2）。
- 指名委員会・報酬委員会等に相当する機関については、設置されていない会社が前回から0.2ポイント減少したものの全体の75.7％と大半を占める。特に非上場会社や大会社以外では9割前後が非設置となっており、監査役（会）設置会社と同様の割合となっている（問5、監査役（会）設置会社版問5）。

3. 内部監査部門等の体制

- 前回同様、ほぼすべての会社で内部監査部門を設置しており（全体で99.3％）、監査役(会)設置会社（86.5％）よりは、指名委員会等設置会社（100％）に近い傾向にある（問4-1①、監査役（会）設置会社版

問4-1①、指名委員会等設置会社版問4-1）。

□ 内部監査部門スタッフの平均人数は全体で4.56人であり、前回から0.18人の増加となっている。指名委員会等設置会社の場合（25.25人）には及ばないが、監査役(会)設置会社の場合（4.18人）より多い（問4-1②、監査役（会）設置会社版問4-1②、指名委員会等設置会社版問4-1）。

□ 監査等委員による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無について、全体では人事同意権を有する会社の比率は0.1ポイント微増しており、何らかの形で監査等委員会が内部監査部門等の部門長の人事に関与している会社が全体の過半数（55.4%）を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、人事同意権ということでは、41.5%を占める指名委員会等設置会社が最も多く、監査役(会)設置会社は5.9%しかない。一方、ある程度の関与の観点からは、監査等委員会設置会社が、監査役(会)設置会社（38.7%）、指名委員会等設置会社（53.7%）よりも高い比率を示している（問4-3、監査役（会）設置会社版問4-3、指名委員会等設置会社版問4-3）。

□ 監査等委員による内部監査部門等への指示等について、前回同様、過半数の会社において社内規則で権限が規定されており（55.2%）、規定の有無を問わず、依頼をしたことがある会社は全体の68.2%を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社内規則で権限が規定されている監査役(会)設置会社は34.8%で、指名委員会等設置会社では80.5%であった。社内規則の有無を問わず、依頼をしたことのある会社は、監査役(会)設置会社で67.0%、指名委員会等設置会社で70.7%と、監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間に位置付けられるが、依頼をしたことのある会社の比率についてはほとんど差がなくなっている（問4-4、監査役（会）設置会社版問4-4、指名委員会等設置会社版問4-4）。

□ 内部監査部門等の組織上の位置付けについては、「社長に直属している」が大半を占め、大会社以外では90.6%となっているが、全体的に減少傾向にある。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社長直属が監査役(会)設置会社では77.1%で、指名委員会等設置会社では65.9%であった。委員会型とはいえ、指名委員会等設置会社と同様に社長直属の比率が低くなるのではなく、監査役(会)設置会社と同様の傾向となっている（問4-5、監査役（会）設置会社版問4-5、指名委員会等設置会社版問4-5）。

□ 内部監査部門等からの報告体制については、大半の会社で平時と有事のいずれの場合にも何らかの形で内部監査部門から監査等委員会に対する報告がなされているが、有事の場合は、取締役会には報告がなされず、監査等委員会にのみ報告がなされる会社が13.2%あった。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、平時は指名委員会等設置会社ではほとんどの会社で監査委員会に報告されているのに対し、監査役(会)設置会社での監査役（会）への報告は78.5%である。また、有事の場合の監査役(会)のみへの報告は6.6%で、監査委員会のみへの報告は29.3%であり、監査等委員会設置会社はいずれの場合も中間に位置付けられる（問4-6、4-7、監査役（会）設置会社版問4-6、4-7、指名委員会等設置会社版問4-6、4-7）。

□ 監査等委員会と内部監査部門等との連携については、何らかの形で調整を行っている会社は前回から1.8ポイント増加して87.4%となっている。監査役(会)設置会社では83.1%、指名委員会等設置会社では85.4%となっており、その他の数値も含め傾向にほとんど違いは見られない（問4-8、監査役（会）設置会社版問4-8、指名委員会等設置会社版問4-8）。

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について

1. 監査等委員選任議案の決定プロセスへの関与状況

□ 監査等委員選任議案の決定プロセスについては、「代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査等委員会として同意した」が全体で前回から2.6ポイント減少したものの85.7%と大半を占め、監査等委員会が監査等委員候補者の選定に積極的に関わる選択肢が合わせて前回から7.4ポイント増加して22.0%である。監査役(会)設置会社の場合（それぞれ83.0%、16.6%）とほとんど傾向に違いはない（問6-2、監査役（会）設置会社版問6-2）。

□ 選任議案への同意の理由については、「会計・財務に関する知見を有するから」が前回から9.7ポイント減少したものの全体の61.4%と最も多い。これは、「会社の状況に通じているから」が最も多い監査役

（会）設置会社の場合と大きく異なっている（問6-3、監査役（会）設置会社版問6-3）。

2. 任期途中における監査等委員の辞任の有無とその理由

 任期途中での監査等委員の辞任等は、「なかった」会社の比率が監査役（会）設置会社（67.5%）に比べて高いが、前回よりその差が10ポイント以上減少している。改正会社法施行直後に移行した会社が移行後2年を経過したことが大きな要因であると思われる（問7-1、監査役（会）設置会社版問7-1）。なお、辞任の理由は、「その他一身上の都合によるもの」が最も多く、全体で68.3%と大半を占める。回答数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、監査役（会）設置会社に比べると前回比率に大きな差があった「役職定年等、社内規定によるもの」、「辞任取締役監査等委員自身の健康上の理由によるもの」についていずれも差が大きく減少している。「執行部門（子会社執行部門も含む）に戻る等、職掌の変更に伴うもの」の比率が増加しているが、改正会社法施行直後に移行した会社が移行後2年を経過し、職掌を変更するケースが現れ始めたためと考えられる（問7-2、監査役（会）設置会社版問7-2）。

 辞任の理由の開示については、回答数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、何らかの形で辞任の理由が開示されている会社の比率は11.7ポイント減少して29.2%となり、監査役（会）設置会社の場合とほぼ同様の水準となっている（問7-3、監査役（会）設置会社版問7-3）。

3. 事業報告作成をめぐる状況

 事業報告に「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」について記載を行った会社は全体の92.8%を占めている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では89.7%、指名委員会等設置会社では97.4%、といずれの機関設計とも多くの会社で開示されている（問8①、監査役（会）設置会社版問8-2①、指名委員会等設置会社版問5①）。また、知見者が3名以上いる会社は全体の52.8%であり、監査役（会）設置会社（46.6%）、指名委員会等設置会社（34.2%）よりも割合が大きい（問8②、監査役（会）設置会社版問8-2②、指名委員会等設置会社版問5①）。知見者としての記載の大半は社外委員であり、特に「非常勤社外監査等委員」が最も多く、7割以上を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、いずれもほぼ同じ傾向を示している（問8③、監査役（会）設置会社版問8-2③、指名委員会等設置会社版問5②）。

 知見者の経歴として、合計では「公認会計士・税理士等」が最も多く、前回から2.7ポイント増加して29.4%となり、「弁護士」が前回から0.8ポイント減少して16.9%、「金融機関経験」が前回から0.7ポイント増加して14.9%と続いた。いずれも非常勤社外が中心だが、「金融機関経験」は常勤社外が一定数存在する。常勤社内の場合は社内の経理・財務部門経験者が中心で、常勤社外の場合は金融機関出身者が中心となっている傾向は前回と同様である。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社で「CFO等、財務部門役員」の比率が高いことを除けば、傾向に大きな変わりはない（問8④、監査役（会）設置会社版問8-2④、指名委員会等設置会社版問5③）。

4. 内部統制システムに係る取締役会決議をめぐる状況

 内部統制システムに係る取締役会決議について「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備（構築・運用）状況に関する報告・検討を行った」が前回から10.1ポイント増加して全体の50.9%と最も多く、「見直しの決議を行った」が前回から14.2ポイント減少して33.1%で続いている。監査等委員会設置会社へ移行した会社が最も多かったのが前回調査時であったことが影響しているものと考えられる。大半の会社で内部統制システムに関し取締役会での検討が行われていることは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様であり「見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備（構築・運用）状況に関する報告・検討も行っていない」の比率も大きな差は見られず、一定の比率があることから、やや気がかりである（問9-1、監査役（会）設置会社版問9-1、指名委員会等設置会社版問6-1）。

 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目では、全体で最も多かったのが「監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」で前回から25ポイント減少して42.4%であり、2番目は「当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報

告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制」で前回から18.8ポイント減少して41.1%、3番目は「監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」で前回から22.9ポイント減少して39.1%であった。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、上位の項目は機関設計毎にそれぞれ異なるものの、全体的に項目間の差が減少している傾向は共通している(問9-2、監査役(会)設置会社版問9-2、指名委員会等設置会社版問6-2)。

- 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機としては、「2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で4.2ポイント増加して49.7%と最も多く、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(問9-3、監査役(会)設置会社版問9-3、指名委員会等設置会社版問6-3)。
- 内部統制システムの構築・運用状況の開示については、「十分に記載されている」が前回から1ポイント減少して全体の50.4%と最も多く、「ある程度記載されている」と合わせると全体の96.2%に達し、監査役(会)設置会社で95.4%、指名委員会等設置会社の97.6%と同じく高い数値を示している。なお、「十分に記載されている」については、監査役(会)設置会社では52.1%、指名委員会等設置会社では80.5%となっており、監査役(会)設置会社に近い数値となっている(問9-4、監査役(会)設置会社版問9-4、指名委員会等設置会社版問6-4)。

5. 監査等委員会監査報告作成をめぐる状況

- 監査等委員会監査報告作成に向けて審議を行う回数は、審議回数2回の会社が全体で3.4ポイント増加して43.0%となり、最多となった。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社の場合審議回数1回の会社が最も多いのに対し、指名委員会等設置会社では2回が最も多いが、審議会数1回と2回の差が小さいという点では監査役(会)設置会社の場合と同様である(問10-1、監査役(会)設置会社版問10-1、指名委員会等設置会社版問7-1)。また、監査等委員会監査報告作成に至るまでの監査等委員間の調整については、「社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」が全体の74.3%と最も多くなっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」に相当する項目が監査役(会)設置会社65.6%、指名委員会等設置会社78.0%でそれぞれ最も多い(問10-2、監査役(会)設置会社版問10-2、指名委員会等設置会社版問7-2)。
- 監査報告書に個別意見の付記があった会社は全体の1.8%とごく少数に留まっており、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社と同様である(問10-3、監査役(会)設置会社版問10-3、指名委員会等設置会社版問7-3)。

6. 決算短信・有価証券報告書の監査について

- 決算短信の取締役会への付議状況は、「決議事項として付議されている」と「報告事項として付議されている」の合計は前回から1.1ポイント増加して全体の96.8%であり、ほとんどの会社では何らかの形で取締役会に付議されている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で96.6%、指名委員会等設置会社では91.9%となっており、「決議事項となっている」のは、監査役(会)設置会社で83.0%、指名委員会等設置会社では54.1%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向にある(問11-2、監査役(会)設置会社版問11-2、指名委員会等設置会社版問8-2)。一方、有価証券報告書については、「決議事項として付議されている」と「報告事項として付議されている」の合計は全体で前回から4.6ポイント減少して74.9%であり、決算短信の比率には及ばないが、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で77.2%、指名委員会等設置会社では59.4%となっており、「決議事項となっている」のは、監査役(会)設置会社で58.2%、指名委員会等設置会社では27.0%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向にある(問12-2、監査役(会)設置会社版問12-2、指名委員会等設置会社版問9-2)。

□ 監査の実施率については、決算短信が全体で65.4%、有価証券報告書は全体で68.3%となっており、ほとんど差はなく、監査役（会）設置会社、指名委員会等設置会社と同じレベルにある（問11-3、問12-5、監査役（会）設置会社版問11-3、問12-5、指名委員会等設置会社版問8-3、問9-5）。
□ 有価証券報告書の提出時期について前回から大きな変化はないが、99.1%の会社が定時株主総会終了後に提出しており、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある（問12-3、監査役（会）設置会社版問12-3、指名委員会等設置会社版問9-3）。

Ⅲ 取締役会等の状況と監査等委員会の日常活動について

1．取締役会の状況等

□ 取締役会の年間開催数及び議案数については、大会社以外で若干数値が多いが、すべての会社区分において開催数及び議案数に目立った差はない。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体としては監査役（会）設置会社に比べて決議事項、報告事項とも8件程度の差があるが、上場会社ではほとんど差がない。一方、指名委員会等設置会社では決議事項が少なく、報告事項が多い傾向がある。また、上場会社と非上場会社で数値に差があった監査役（会）設置会社の場合と異なる傾向が出ている（問14-1、監査役（会）設置会社版問14-1、指名委員会等設置会社版問12-1）。
□ 取締役会の平均所要時間は、「1時間以上～2時間未満」が全体の56.4%と最も多いのは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である。上場会社で所要時間が長くなる傾向がある点は監査役（会）設置会社ほどは見られない（問14-3、監査役（会）設置会社版問14-3、指名委員会等設置会社版問12-2）。
□ コーポレートガバナンス・コードで言及されている取締役会の自己評価を行っている会社は、全体で11.8ポイント増加し、過半数を超えた。一方、資料の事前送付を実施している会社は全体で4.3ポイント増加し79.2%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化ありとする選択肢の回答がいずれも大半を占める指名委員会等設置会社とは異なり、監査役（会）設置会社の上場会社の傾向に近い。なお、監査役(会)設置会社でも上場会社で取締役会の実効性評価を行っている会社の比率が過半数に達するなど数値の変化が見られており、今後の動向が注目される（問14-4、監査役（会）設置会社版問14-4、指名委員会等設置会社版問12-3）。
□ 取締役会における発言については、全体の96.7%の会社で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、監査役（会）設置会社の83.3%と比較しても高い水準にあり、指名委員会等設置会社の100%とほぼ同じレベルにある。取締役会における議決権を有することが、積極的な姿勢に繋がっているものと思われる（問14-5、監査役（会）設置会社版問14-5、指名委員会等設置会社版問12-4）。
□ 取締役会における発言内容として最も多いのは「会社に及ぼすリスクや損害の程度（リスク管理の視点）」についてであり、89.3%となっている。次いで、「法令・定款への遵守性」が77.2%、3番目は「経営判断原則の履行の充分性」と「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」で61.8%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では「会社に及ぼすリスクや損害の程度（リスク管理の視点）」84.4%、「法令・定款への遵守性」76.6%、「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」59.7%となっており、指名委員会等設置会社では「会社に及ぼすリスクや損害の程度（リスク管理の視点）」97.6%、「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」と「法令・定款への遵守性」がいずれも87.8%となっており、どちらかというと監査役（会）設置会社と似た傾向があると言える。また、「株主に与える影響、株主利益の視点」と「株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」について、上場会社が非上場会社に比べて明らかに比率が高い点は、監査役（会）設置会社の場合と同様である（問14-6、監査役（会）設置会社版問14-6、指名委員会等設置会社版問12-5）。

2．取締役会以外の会議等における監査等委員の対応

□ 取締役会以外で監査等委員が出席する会議で最も多いのは「経営会議など経営に関する重要会議」であり、前回から1.2ポイント増加して全体の84.0%となっている。次いで、「各種の委員会」が前回から2.3ポイント増加して60.3%、3番目は「内部監査部門の監査報告会」で前回から1.9ポイント増加して

56.1%となっている。指名委員会等設置会社では比率が減少している「内部監査部門の監査報告会」を除いては、監査役（会）設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して傾向に大きな違いはない「各種の委員会」の内訳で最も多いのは「コンプライアンス委員会」で全体の70.2%となっており、次いで「リスク管理委員会」が62.9%である。監査役(会)設置会社と同様の傾向で、「コンプライアンス委員会」と「リスク管理委員会」の全体の比率が並んで58.6%の指名委員会等設置会社とは異なっている。「指名委員会」「報酬委員会」は、非設置の会社が大半を占めているが（問5参照）、両項目とも5%に満たない監査役(会)設置会社とは異なる（問15-1、問15-3、監査役（会）設置会社版問15-1、問15-3、指名委員会等設置会社版問13-1、問13-3）。

- 「指摘を真摯に受け止めてもらえない」会社は0.3%とほとんどなかった。傾向は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大きな差はない（問15-2、監査役（会）設置会社版問15-2、指名委員会等設置会社版問13-2）。

3. 監査等委員会の日常活動

- 会社において将来重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査等委員の対応としては、「関係する取締役から事情を聞いた」が3.2ポイント増加して81.0%と最も多く、「当該事象に関する情報の収集に努めた」が1.6ポイント減少して79.7%で続いており、8割以上の監査等委員が情報収集に努めている。また、「関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が2.9ポイント減少して45.6%となっている。「関係する取締役から事情を聞いた」が最多である点は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と異なるが、傾向に大きな差はない（問16-1、監査役（会）設置会社版問16-1、指名委員会等設置会社版問14-1）。
- 社長・経営トップとの対話機会については、「11回以上」が全体で1.8ポイント増加して28.9%となり、「3〜4回」を上回って最多となった。全体的に数値が分散しており、対話機会の頻度には会社規模が影響しているものと思われる。全体的には、いずれの機関設計においても「3〜4回」と「11回以上」が拮抗しており、ほとんど傾向には差がなくなっている（問16-2、監査役（会）設置会社版問16-2、指名委員会等設置会社版問14-2）。
- 業務執行取締役との情報共有については、特に情報共有をしていない会社は前回から2.8ポイント減少して3.3%であり、ほとんどの会社で業務執行取締役との情報共有が行われている点は変わらない。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社では「執行役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける」が78.0%と高いことを除き、両機関設計と大きな差異はない（問16-3、監査役（会）設置会社版問16-3、指名委員会等設置会社版問14-3）。
- 社外取締役との連携については、前回同様、監査等委員でない社外取締役を選任していない会社が過半数ではあるものの、選任されている場合には、常勤の監査等委員が情報提供もしくは意見交換を行っている場合が多い。他の機関設計との比較では、監査役（会）設置会社では「常勤の監査役による情報提供もしくは意見交換」が47.3%であり、監査等委員会設置会社同様に常勤者が中心的な役割を担っているが、指名委員会等設置会社では、「社外の監査委員による情報提供もしくは意見交換」が31.7%と最も多い。また監査役(会)設置会社では、「特に情報提供もしくは意見交換はしていない」が33.5%と高いといった差異がある。なお、情報交換等の頻度については、社長・経営トップとの対話機会の場合と同様、「11回以上」が9ポイント増加して最多となった（問16-2参照）一方、情報交換等を行っていない会社が11.8%ある。回答数が少ないので他の機関設計との相違の有無の傾向の判断は難しいが、全体的に監査役（会）設置会社よりも情報交換等の頻度は多い傾向にある（問16-4、16-5、監査役（会）設置会社版問16-4、問16-5、指名委員会等設置会社版問14-4、問14-5）。

4. 会計監査人との関係

- 会計監査人の報酬額の同意に際しては94.7%の会社で担当取締役等執行部門から監査等委員に事前の情報提供があった。監査役(会)設置会社では、ほぼ同じ比率であるが、指名委員会等設置会社では100%となっている（問17-1、監査役（会）設置会社版問17-1、指名委員会等設置会社版問15-1）。会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で81.8%となっており、監査役(会)設置会社及び指名

委員会等設置会社と傾向に相違はなく、担当取締役等からの情報提供に比べると少ないことも同様である(問17-3、監査役(会)設置会社版問17-3、指名委員会等設置会社版問15-3)。

 会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当取締役等からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が前回から0.4ポイント減少して39.4%と最も多く、続いて多いのは「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」で37.3%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体的に監査役(会)設置会社と傾向が近く、指名委員会等設置会社は「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」と「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」の比率が他の機関設計より低く、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」と「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」の比率が他の機関設計より高くなっている(問17-2、監査役(会)設置会社版問17-2、指名委員会等設置会社版問15-2)。

 執行部門と会計監査人の折衝状況につき、「十分把握していた」と「ある程度把握していた」の合計は全体で92.8%となっており、監査等委員会が執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえることは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(問17-5、監査役(会)設置会社版問17-5、指名委員会等設置会社版問15-5)。

 会計監査人からの情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が33.2%と最も多い。監査役(会)設置会社でも「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が32.5%と最も多く、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」と「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」と「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が拮抗していることも含めて傾向は同じである。一方、指名委員会等設置会社では「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が55.9%と飛びぬけて多く、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が20.6%と低くなっている(問17-4、監査役(会)設置会社版問17-4、指名委員会等設置会社版問15-4)。

 会計監査人選任議案の決定プロセスについては、会計監査人選任議案については執行側で主導している会社が前回から5.4ポイント増加し、全体で62.9%と過半数を占めている。監査等委員会側が主導して準備している会社の合計は前回より3.2ポイント減少し34.0%に留まっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「監査役(会)もしくは監査委員会側が主導して準備する」が、監査役(会)設置会社で29.5%、指名委員会等設置会社で56.1%となっており、監査役(会)設置会社では「議案決定のプロセスを決めていない」が27.4%あることを勘案すると議案決定のプロセスを決めている会社の中で「監査役(会)側が主導して準備する」会社の比率は高くなることとなり、監査等委員会設置会社の数値は相対的に低いと思われる(問17-7、監査役(会)設置会社版問17-7、指名委員会等設置会社版問15-7)。

 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した会社における手続としては、書面か口頭かにかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が66.1%となっている。約3分の1の会社では依頼がないことについては、気がかりなところである。依頼がない場合の数値は監査役(会)設置会社と同様であり、指名委員会等設置会社は43.9%と高くなっている。また、監査等委員会としての対応については、「監査等委員会の決定を書面で提出した」が最も多く、全体の77.6%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様の傾向である(問17-9-2、17-9-3、監査役(会)設置会社版問17-9-2、問17-9-3、指名委員会等設置会社版問15-9-2、問15-9-3)。

 会計監査人の評価基準については、評価基準を有する会社が全体の8割以上となる。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、会計監査人の評価基準の策定が行われている会社

の比率は、監査役（会）設置会社と指名委員会等設置会社の中間に位置し、「会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する」も、監査役（会）設置会社の26.5%と指名委員会等設置会社の2.4%の中間に位置する（問17-10、監査役（会）設置会社版問17-10、指名委員会等設置会社版問15-10）。

５．監査等委員会の監査環境について

- 監査等委員会への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が全体で前回から7.5ポイント増加し57.9%となっている。指名委員会等設置会社では、82.9%であり、傾向は監査役（会）設置会社と同じレベルにある。また、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」は31.8%となっており、指名委員会等設置会社では17.1%であるのに対し、監査役（会）設置会社は38.5%であり、両者の中間にある（問19-1、監査役(会)設置会社版問19-2、指名委員会等設置会社版問17-1）。
- 監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制についても、「体制の構築も運用も十分になされている」が前回から2.7ポイント増加して全体で67.5%となっている。傾向としては監査役（会）設置会社に近く、指名委員会等設置会社では「体制の構築も運用も十分になされている」が87.8%、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が17.1%であるのに対し、監査役（会）設置会社では「体制の構築も運用も十分になされている」が60.1%、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が21.1%となっている（問19-2、監査役(会)設置会社版問19-3、指名委員会等設置会社版問17-2）。
- 監査等委員会の費用等に係る体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」は前回から0.5ポイント減少しているものの全体で85.1%と8割以上を占め、監査等委員会への報告体制（問19-1）、監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制（問19-2）よりも多い。「体制の構築も運用も十分になされている」が指名委員会等設置会社では97.6%と監査等委員会設置会社が下回っているが、監査役（会）設置会社の79.8%を上回っており、中間と位置付けられる。いずれの機関設計とも高い割合を有している（問19-3、監査役(会)設置会社版問19-4、指名委員会等設置会社版問17-3）。
- 監査等委員会が内部通報の窓口になっている会社は全体で2.7ポイント減少し44.2%となっている。監査役（会）設置会社よりは高く、指名委員会等設置会社と同等の比率である（それぞれ31.7%、46.3%））（問19-5、監査役（会）設置会社版問19-6、指名委員会等設置会社版問17-5）。

Ⅳ．会社法改正に伴う各種の対応について

責任限定契約について

- 責任限定契約についての規定を設けている会社が全体の7割以上を占める（問21-1）。
- 実際に責任限定契約を締結している者の属性として、すべての会社区分において「社外非常勤の監査等委員」が最も多く、全体で前回から1.4ポイント減少して90.4%となっている。2番目に多いのが「社内常勤の監査等委員」であり、全体で前回から0.7ポイント増加して41.3%と前回に引き続き4割以上に達した。また、3番目に多いのが「社外取締役（監査等委員以外）」であり、全体で前回から1.1ポイント減少して27.1%であった。「社外取締役」は監査役（会）設置会社で73.4%、「社外取締役（監査委員以外）」は指名委員会等設置会社で79.5%と責任限定契約を締結するケースが多い（問21-2、監査役（会）設置会社版問22-2、指名委員会等設置会社版問20-2）。

Ⅴ．コーポレートガバナンス・コードへの対応について

- コーポレートガバナンス・コードへの対応については、「特に変化はない」は前回から6.8ポイント減少して全体で32.9%であり、過半数の会社においてコーポレートガバナンス・コードを受けた対応がなされている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化があるとの回答の中で具体的に挙げられた選択肢の比率は指名委員会等設置会社がそれぞれ5～6割と高く、監査等委員会設置会社と監査役(会)設置会社は、「職責を全うするためのトレーニングの機会の拡充」は指名委員会等

設置会社とほぼ同じレベルにあるが、「株主総会以外の株主との接点・対話の機会の増加」については、監査等委員会設置会社は他の機関設計より低い。「取締役会における審議案件の絞り込み」は監査等委員会設置会社への移行理由の一つでもあり、監査等委員会設置会社が60%を超え指名委員会設置会社と同じレベルにあるのに対し、監査役（会）設置会社は約15ポイント低い（問22、監査役（会）設置会社版問23、指名委員会等設置会社版問21）。

- 監査等委員会の実効性評価については、何らかの形で評価を意識した活動が行われている会社は全体の約7割であり、自己評価そのものを実施している会社はごく少数に留まっている。傾向としては監査役（会）設置会社とほぼ同様である（問23、監査役（会）設置会社版問24、指名委員会等設置会社版問22参照）。

アンケート実施状況

実施期間：	平成 30 年 1 月 19 日（金）～2 月 9 日（金）
対 象 者：	当協会会員のうち監査等委員会設置会社 727 社 （平成 30 年 1 月 19 日時点の会社数）
実施方法：	インターネットを利用し、当協会ホームページより1社1回答
回 答 数：	有効回答数 456 社　回答率 62.7%

掲載順序について

今回の調査では、「取締役数」、「女性役員の人数」について問 1-1 で訊ねているが、本報告書においては参照の便宜の為に分散して掲載している。

F1　定時総会前の会社機関構成

	2016 年		2017 年	
1. 現在と同じ	276	69.9%	416	91.2%
2. 取締役会＋監査役会＋会計監査人	115	29.1%	36	7.9%
3. 取締役会＋監査役＋会計監査人	2	0.5%	1	0.2%
4. 取締役会＋監査役（業務監査権限あり）	2	0.5%	1	0.2%
5. 取締役会＋監査役（会計監査権限のみ）	0	0.0%	0	0.0%
6. 指名委員会等設置会社	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	0	0.0%	2	0.4%
回答社数	395	100.0%	456	100.0%

上場分類別社数

		2016 年		2017 年	
上場		368	93.2%	426	93.4%
	1. 一部上場	227	57.5%	263	57.7%
	2. 二部上場	76	19.2%	79	17.3%
	3. 札幌・福岡・セントレックス	4	1.0%	2	0.4%
	4. マザーズ	10	2.5%	17	3.7%
	5. ジャスダック	51	12.9%	65	14.3%
	6. その他上場	0	0.0%	0	0.0%
非上場		27	6.8%	30	6.6%
回答社数		395	100.0%	456	100.0%

会社法上の会社規模別社数

	2016 年		2017 年	
1. 大会社	354	89.6%	402	88.2%
2. 大会社以外	41	10.4%	54	11.8%
3. その他	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	395	100.0%	456	100.0%

（その他は、協同組合・独立行政法人等であり、大会社/大会社以外の集計からは除外）

純粋持株会社（F3）

	2016 年		2017 年	
1. 純粋持株会社である	41	10.4%	68	14.9%
2. 純粋持株会社ではない	354	89.6%	388	85.1%
回答社数	395	100.0%	456	100.0%

Ⅰ　定時株主総会後の各社の役員等の構成について

問 1-1　取締役数

①取締役平均人数

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
取締役総数	9.65	9.48	9.72	9.53	8.67	8.80	9.87	9.73	7.68	7.61
うち社外取締役数	2.91	2.98	2.93	2.98	2.67	3.00	2.94	3.00	2.66	2.80
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・取締役総数平均は、全体で 0.17 人減少し 9.48 人、上場会社では 0.19 人減少し 9.53 人となっている一方、社外取締役は全体で 0.07 人増加し 2.98 人、上場会社では 0.05 人増加し 2.98 人となっているが、全体的に前回と大きな変動はない。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、取締役総数平均が監査役(会)設置会社では 7.65 人、指名委員会等設置会社では 10.20 人となっている。監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間の数値になっているが、監査役の有無や会社の規模といったことによるものと思われる(監査役(会)設置会社版問 1-1②、指名委員会等設置会社版問 1-1 参照)。

②取締役数

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1～3 人	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%
4 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5 人	3	8	3	6	0	2	3	5	0	3
	0.8%	1.8%	0.8%	1.4%	0.0%	6.7%	0.8%	1.2%	0.0%	5.6%
6 人	19	25	16	20	3	5	13	15	6	10
	4.8%	5.5%	4.3%	4.7%	11.1%	16.7%	3.7%	3.7%	14.6%	18.5%
7 人	59	89	50	80	9	9	45	69	14	20
	14.9%	19.5%	13.6%	18.8%	33.3%	30.0%	12.7%	17.2%	34.1%	37.0%
8 人	75	72	71	68	4	4	67	66	8	6
	19.0%	15.8%	19.3%	16.0%	14.8%	13.3%	18.9%	16.4%	19.5%	11.1%
9 人	71	69	66	68	5	1	63	62	8	7
	18.0%	15.1%	17.9%	16.0%	18.5%	3.3%	17.8%	15.4%	19.5%	13.0%
10 人	47	58	46	56	1	2	45	55	2	3
	11.9%	12.7%	12.5%	13.1%	3.7%	6.7%	12.7%	13.7%	4.9%	5.6%
11～15 人	107	122	104	117	3	5	105	117	2	5
	27.1%	26.8%	28.3%	27.5%	11.1%	16.7%	29.7%	29.1%	4.9%	9.3%
16～20 人	12	12	12	11	0	1	12	12	0	0
	3.0%	2.6%	3.3%	2.6%	0.0%	3.3%	3.4%	3.0%	0.0%	0.0%
21 人以上	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0
	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	3.7%	3.3%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「11～15 人」が前回同様最も多いが、全体で 0.3 ポイント減少して 26.8%となっている。移行会社が増え、業種も規模も様々であるため、分散傾向にあると思われる。非上場会社や大会社以外では「7 人」の割合が前回同様最も多くなっている。

問 1-2 監査等委員会の委員構成

①監査等委員の平均人数

上段:平均人数 下段:比率		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
	常勤社内の監査等委員数	0.79	0.80	0.79	0.80	0.70	0.73	0.83	0.85	0.44	0.43
		22.9%	23.1%	22.9%	23.1%	20.8%	20.9%	23.9%	24.3%	14.0%	13.1%
	常勤社外の監査等委員数	0.27	0.28	0.27	0.27	0.37	0.47	0.25	0.24	0.49	0.56
		7.8%	8.1%	7.8%	7.8%	11.0%	13.4%	7.2%	6.9%	15.6%	17.1%
常勤の監査等委員数合計		1.06	1.07	1.06	1.07	1.07	1.20	1.08	1.09	0.93	0.98
		30.7%	30.8%	30.7%	30.8%	31.8%	34.3%	31.0%	31.1%	29.5%	29.9%
	非常勤社内の監査等委員数	0.08	0.07	0.08	0.07	0.07	0.10	0.07	0.06	0.12	0.13
		2.3%	2.0%	2.3%	2.0%	2.1%	2.9%	2.0%	1.7%	3.8%	4.0%
	非常勤社外の監査等委員数	2.31	2.32	2.31	2.33	2.22	2.20	2.33	2.35	2.10	2.17
		67.0%	66.9%	67.0%	67.1%	65.9%	62.9%	67.0%	67.1%	66.7%	66.2%
非常勤の監査等委員数合計		2.38	2.39	2.39	2.40	2.30	2.30	2.40	2.41	2.22	2.30
		69.0%	68.9%	69.3%	69.2%	68.2%	65.7%	69.0%	68.9%	70.5%	70.1%
社外監査等委員数合計		2.58	2.60	2.58	2.60	2.59	2.67	2.58	2.59	2.59	2.72
		74.8%	74.9%	74.8%	74.9%	76.9%	76.3%	74.1%	74.0%	82.2%	82.9%
社内監査等委員数合計		0.87	0.87	0.87	0.87	0.78	0.83	0.90	0.91	0.56	0.56
		25.2%	25.1%	25.2%	25.1%	23.1%	23.7%	25.9%	26.0%	17.8%	17.1%
監査等委員数合計		3.45	3.47	3.45	3.47	3.37	3.50	3.48	3.50	3.15	3.28
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体としての監査等委員総数は 3.47 人、社外監査等委員の構成比は 74.9%であり、前回とほぼ同様である。なお、社外監査役の構成比(全体 58.7%、上場会社 67.5%)よりも多く(監査役(会)設置会社版問 1-1①参照)、社外監査委員の構成比の 77.1%とほぼ同じである(指名委員会等設置会社版問 1-2 参照)。

・常勤の監査等委員の全体平均人数は 1.07 人と前回とほぼ同じである。

②監査等委員人数別社数

上段:社数		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
下段:比率		2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
監査等委員人数	1 名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2 名	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
		0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	3 名	265	305	242	282	23	23	229	263	36	42
		67.1%	66.9%	65.8%	66.2%	85.2%	76.7%	64.7%	65.4%	87.8%	77.8%
	4 名	93	107	91	104	2	3	89	97	4	10
		23.5%	23.5%	24.7%	24.4%	7.4%	10.0%	25.1%	24.1%	9.8%	18.5%
	5 名	27	30	26	27	1	3	26	29	1	1
		6.8%	6.6%	7.1%	6.3%	3.7%	10.0%	7.3%	7.2%	2.4%	1.9%
	6 名以上	9	14	8	13	1	1	9	13	0	1
		2.3%	3.1%	2.2%	3.1%	3.7%	3.3%	2.5%	3.2%	0.0%	1.9%
回答社数		395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回同様監査等委員の人数が 3 名の会社が最も多く、全体で 66.9%とほぼ前回と同様である。ただし、非上場や大会社以外では 4 名及び 5 名の比率が高くなっており、人数を増やす傾向にある。

問 1-3-1 社外監査等委員の前職又は現職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 親会社の役職員	11	13	10	12	1	1	10	11	1	2
	1.1%	1.3%	1.1%	1.3%	1.4%	1.5%	1.1%	1.3%	0.9%	1.7%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	14	12	12	11	2	1	13	11	1	1
	1.4%	1.2%	1.3%	1.2%	2.9%	1.5%	1.4%	1.3%	0.9%	0.9%
3. 大株主の役職員	35	36	32	32	3	4	32	32	3	4
	3.4%	3.6%	3.4%	3.4%	4.3%	6.2%	3.5%	3.6%	2.8%	3.4%
4. 取引銀行の役職員	74	80	73	77	1	3	69	74	5	6
	7.3%	8.0%	7.7%	8.3%	1.4%	4.6%	7.6%	8.4%	4.7%	5.1%
5. 取引先の役職員	55	57	51	54	4	3	49	52	6	5
	5.4%	5.7%	5.4%	5.8%	5.7%	4.6%	5.4%	5.9%	5.7%	4.3%
6. 会社と無関係な会社の役職員	212	162	191	146	21	16	179	133	33	29
	20.8%	16.3%	20.1%	15.7%	30.0%	24.6%	19.6%	15.1%	31.1%	24.8%
7. 公認会計士又は税理士	264	275	247	257	17	18	237	242	27	33
	25.9%	27.6%	26.0%	27.6%	24.3%	27.7%	26.0%	27.5%	25.5%	28.2%
8. 弁護士	233	249	220	238	13	11	215	229	18	20
	22.9%	25.0%	23.2%	25.6%	18.6%	16.9%	23.5%	26.1%	17.0%	17.1%
9. 大学教授	41	33	38	31	3	2	36	28	5	5
	4.0%	3.3%	4.0%	3.3%	4.3%	3.1%	3.9%	3.2%	4.7%	4.3%
10. 官公庁	26	28	24	27	2	1	26	26	0	2
	2.6%	2.8%	2.5%	2.9%	2.9%	1.5%	2.8%	3.0%	0.0%	1.7%
11. その他	54	51	51	46	3	5	47	41	7	10
	5.3%	5.1%	5.4%	4.9%	4.3%	7.7%	5.1%	4.7%	6.6%	8.5%
合計人数	1,019	996	949	931	70	65	913	879	106	117
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 前回同様「7. 公認会計士又は税理士」が最も多く、全体で 27.6%となった。これに「8. 弁護士」が 25.0%、「6. 会社と無関係な会社の役職員」が 16.3%で続いている。
- 前回は、非上場会社で「6. 会社と無関係な会社の役職員」が最も多かったが、今回は上場会社と同様「7. 公認会計士又は税理士」が 27.7%と最も多くなっている。
- 監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では社外監査役の現職もしくは前職が社外監査等委員と同様に「7. 公認会計士又は税理士」、「8. 弁護士」、「6. 会社と無関係な会社の役職員」の順になっているのに対し、指名委員会等設置会社では、社外監査委員の現職もしくは前職が「7. 公認会計士又は税理士」、「6. 会社と無関係な会社の役職員」、「8. 弁護士」と順番が異なる(監査役(会)設置会社版問 1-2-1、指名委員会等設置会社版問 1-6-1参照)。

問 1-3-2 社外監査等委員の兼務社数

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
0 社	562	306	526	287	36	19	505	271	57	35
	55.2%	41.1%	55.4%	41.4%	51.4%	37.3%	55.3%	41.5%	53.8%	38.0%
1 社	255	233	243	214	12	19	232	203	23	30
	25.0%	31.3%	25.6%	30.8%	17.1%	37.3%	25.4%	31.1%	21.7%	32.6%
2 社	110	108	100	102	10	6	101	99	9	9
	10.8%	14.5%	10.5%	14.7%	14.3%	11.8%	11.1%	15.2%	8.5%	9.8%
3 社	44	50	38	46	6	4	39	44	5	6
	4.3%	6.7%	4.0%	6.6%	8.6%	7.8%	4.3%	6.7%	4.7%	6.5%
4 社	31	22	28	22	3	0	26	19	5	3
	3.0%	3.0%	3.0%	3.2%	4.3%	0.0%	2.8%	2.9%	4.7%	3.3%
5 社以上	17	26	14	23	3	3	10	17	7	9
	1.7%	3.5%	1.5%	3.3%	4.3%	5.9%	1.1%	2.6%	6.6%	9.8%
合計人数	1,019	745	949	694	70	51	913	653	106	92
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・兼務先を持っていない社外監査等委員の比率が 14.1 ポイント減少し 41.1％と過半数を大きく割り込んだ。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体で社外監査役の半数弱(47.5％)が兼務先を持っておらず、86.5％が兼務先２社までとなっているのに対し、社外監査委員の場合は 28.9％が兼務先を持っておらず、84.5％が兼務先２社までとなっている(監査役(会)設置会社版問 1-2-2、指名委員会等設置会社版問 1-6-2 参照)。傾向としては監査役(会)設置会社に近い数値が出ている。

問 1-4 社内監査等委員の前職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 会長･副会長	2	2	2	2	0	0	2	2	0	0
	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%
2. 社長	6	7	5	7	1	0	5	7	1	0
	1.8%	1.8%	1.6%	2.0%	4.8%	0.0%	1.6%	2.0%	4.3%	0.0%
3. 副社長	5	5	4	5	1	0	5	5	0	0
	1.5%	1.3%	1.2%	1.4%	4.8%	0.0%	1.6%	1.4%	0.0%	0.0%
4. 専務･常務	34	52	33	49	1	3	33	50	1	2
	9.9%	13.7%	10.3%	13.8%	4.8%	12.0%	10.3%	14.2%	4.3%	6.9%
5. 上記 1～4 以外の取締役	40	49	36	46	4	3	36	45	4	4
	11.7%	12.9%	11.2%	13.0%	19.0%	12.0%	11.3%	12.8%	17.4%	13.8%
6. 監査役	169	137	162	130	7	7	161	127	8	10
	49.4%	36.1%	50.5%	36.6%	33.3%	28.0%	50.5%	36.2%	34.8%	34.5%
7. 執行役(員)	32	38	31	35	1	3	30	38	2	0
	9.4%	10.0%	9.7%	9.9%	4.8%	12.0%	9.4%	10.8%	8.7%	0.0%
8. 相談役･顧問･嘱託	3	4	3	4	0	0	2	4	1	0
	0.9%	1.1%	0.9%	1.1%	0.0%	0.0%	0.6%	1.1%	4.3%	0.0%
9. 監査関係部長等	14	19	13	18	1	1	12	16	2	3
	4.1%	5.0%	4.0%	5.1%	4.8%	4.0%	3.8%	4.6%	8.7%	10.3%
10. 監査関係以外の部長等	25	45	22	41	3	4	22	41	3	4
	7.3%	11.8%	6.9%	11.5%	14.3%	16.0%	6.9%	11.7%	13.0%	13.8%
11. その他	12	22	10	18	2	4	11	16	1	6
	3.5%	5.8%	3.1%	5.1%	9.5%	16.0%	3.4%	4.6%	4.3%	20.7%
合計人数	342	380	321	355	21	25	319	351	23	29
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

･「6. 監査役」が最も多いが、全体では 15 ポイント減少した前回に引き続き 13.3 ポイント減少して 36.1％となっている。機関設計変更に際しても、監査役以外の役職者が監査等委員に選任されるケースが増えつつあることがうかがえる。今後は監査等委員会設置会社に移行後に新たに選任されるケースも増えてくると思われ、監査役以外の役職者が選任される傾向は強まると思われる。

問 1-5-1 監査等委員以外の社外取締役の前職又は現職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
1. 親会社の役職員	23	9	22	9	1	0	23	9	0	0
	9.4%	3.9%	9.5%	4.1%	7.7%	0.0%	9.8%	4.1%	0.0%	0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	9	7	9	7	0	0	9	4	0	3
	3.7%	3.0%	3.9%	3.2%	0.0%	0.0%	3.8%	1.8%	0.0%	21.4%
3. 大株主の役職員	33	25	32	23	1	2	31	22	2	3
	13.5%	10.7%	13.8%	10.4%	7.7%	16.7%	13.2%	10.0%	18.2%	21.4%
4. 取引銀行の役職員	7	8	7	7	0	1	7	8	0	0
	2.9%	3.4%	3.0%	3.2%	0.0%	8.3%	3.0%	3.7%	0.0%	0.0%
5. 取引先の役職員	25	21	25	21	0	0	23	21	2	0
	10.2%	9.0%	10.8%	9.5%	0.0%	0.0%	9.8%	9.6%	18.2%	0.0%
6. 会社と無関係な会社の役職員	66	64	61	62	5	2	63	61	3	3
	26.9%	27.5%	26.3%	28.1%	38.5%	16.7%	26.9%	27.9%	27.3%	21.4%
7. 公認会計士又は税理士	23	31	22	28	1	3	22	30	1	1
	9.4%	13.3%	9.5%	12.7%	7.7%	25.0%	9.4%	13.7%	9.1%	7.1%
8. 弁護士	31	28	28	25	3	3	28	25	3	3
	12.7%	12.0%	12.1%	11.3%	23.1%	25.0%	12.0%	11.4%	27.3%	21.4%
9. 大学教授	15	21	14	20	1	1	15	21	0	0
	6.1%	9.0%	6.0%	9.0%	7.7%	8.3%	6.4%	9.6%	0.0%	0.0%
10. 官公庁	3	8	3	8	0	0	3	8	0	0
	1.2%	3.4%	1.3%	3.6%	0.0%	0.0%	1.3%	3.7%	0.0%	0.0%
11. その他	10	11	9	11	1	0	10	10	0	1
	4.1%	4.7%	3.9%	5.0%	7.7%	0.0%	4.3%	4.6%	0.0%	7.1%
合計人数	245	233	232	221	13	12	234	219	11	14
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「6. 会社と無関係な会社の役職員」が最も多く全体で 27.5%、次に「7. 公認会計士又は税理士」が 13.3%となっている。

・社外監査等委員の場合に最も多かった「7. 公認会計士又は税理士」(27.6%)や「8. 弁護士」(25.0%)は、それぞれ 13.3%、12.0%と少なくなっている(問 1-3-1 参照)。

・「6. 会社と無関係な会社の役職員」の比率は指名委員会等設置会社の監査委員以外の社外取締役で 39.0%、監査役(会)設置会社の社外取締役で 25.0%となっており、それぞれ最も多いが、監査委員以外の社外取締役がすべての機関設計において最多となっている。監査等委員以外の社外取締役や監査役(会)設置会社の社外取締役は、「8. 弁護士」や「3. 大株主の役職員」が一定数を占めており、移行前の状況をある程度引き継いでいるものと思われる(指名委員会等設置会社版問 1-8-1、監査役(会)設置会社版問 1-4-1 参照)。

問 1-5-2 監査等委員以外の社外取締役の兼務社数

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
0 社	97	76	92	72	5	4	95	74	2	2
	45.5%	43.4%	46.0%	43.6%	38.5%	40.0%	46.1%	43.5%	28.6%	40.0%
1 社	51	44	49	42	2	2	50	43	1	1
	23.9%	25.1%	24.5%	25.5%	15.4%	20.0%	24.3%	25.3%	14.3%	20.0%
2 社	28	36	25	34	3	2	27	35	1	1
	13.1%	20.6%	12.5%	20.6%	23.1%	20.0%	13.1%	20.6%	14.3%	20.0%
3 社	20	12	18	11	2	1	18	12	2	0
	9.4%	6.9%	9.0%	6.7%	15.4%	10.0%	8.7%	7.1%	28.6%	0.0%
4 社	5	3	5	2	0	1	5	3	0	0
	2.3%	1.7%	2.5%	1.2%	0.0%	10.0%	2.4%	1.8%	0.0%	0.0%
5 社以上	12	4	11	4	1	0	11	3	1	1
	5.6%	2.3%	5.5%	2.4%	7.7%	0.0%	5.3%	1.8%	14.3%	20.0%
合計人数	213	175	200	165	13	10	206	170	7	5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・社外監査等委員の場合と同様、兼務先を持たない監査等委員以外の社外取締役の割合が最も多く、兼務先の数が 2 社までがほとんどである。
・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社外監査等委員の場合と同様、傾向としては監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 1-4-3、指名委員会等設置会社版問 1-8-2 参照)。

問 1-6　社外取締役と会社との関係

上段：人数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. CEO・役員の個人的知己・友人	183	120	164	109	19	11	151	102	32	18
	15.9%	15.5%	15.2%	15.0%	26.4%	23.9%	14.5%	14.8%	29.4%	21.2%
2. CEO・役員の血縁者	5	1	5	1	0	0	4	1	1	0
	0.4%	0.1%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.9%	0.0%
3. 会社の資本・取引関係	285	173	269	164	16	9	270	159	15	14
	24.8%	22.3%	25.0%	22.5%	22.2%	19.6%	25.9%	23.0%	13.8%	16.5%
4. 日本経団連等財界活動	13	4	13	4	0	0	13	4	0	0
	1.1%	0.5%	1.2%	0.5%	0.0%	0.0%	1.2%	0.6%	0.0%	0.0%
5. 学者等著名人（書籍・マスコミ）	17	23	17	20	0	3	16	21	1	2
	1.5%	3.0%	1.6%	2.7%	0.0%	6.5%	1.5%	3.0%	0.9%	2.4%
6. 日本弁護士連合会等	91	94	89	92	2	2	83	87	8	7
	7.9%	12.1%	8.3%	12.6%	2.8%	4.3%	8.0%	12.6%	7.3%	8.2%
7. その他諸団体	34	37	34	37	0	0	34	35	0	2
	3.0%	4.8%	3.2%	5.1%	0.0%	0.0%	3.3%	5.1%	0.0%	2.4%
8. 人材派遣業等の紹介	20	17	16	17	4	0	13	15	7	2
	1.7%	2.2%	1.5%	2.3%	5.6%	0.0%	1.2%	2.2%	6.4%	2.4%
9. 上記 1-8 に該当せず会社と全く無関係	426	232	399	213	27	19	386	201	40	31
	37.0%	29.9%	37.0%	29.2%	37.5%	41.3%	37.1%	29.1%	36.7%	36.5%
10. その他	76	74	72	72	4	2	71	65	5	9
	6.6%	9.5%	6.7%	9.9%	5.6%	4.3%	6.8%	9.4%	4.6%	10.6%
合計人数	1,150	775	1,078	729	72	46	1,041	690	109	85
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「9. 上記 1-8 に該当せず会社と全く無関係」が最も多いが、前回から 7.1 ポイント減少し 29.9％に留まった。「3. 会社の資本・取引関係」は前回から 2.5 ポイント減少し 22.3％となっている。また「1. CEO・役員の個人的知己・友人」も前回から 0.4 ポイント減少したものの 15.5％と一定数を占めている。監査役(会)設置会社と比べると低い数値であるが、指名委員会等設置会社の場合は、「3. 会社の資本・取引関係」が 15.1％、「1. CEO・役員の個人的知己・友人」も 8.2％であることを考えると引き続き独立性が懸念される（監査役(会)設置会社版問 1-4-2、指名委員会等設置会社版問 1-9 参照）。

問 1-1 女性役員の人数

①女性役員の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
女性役員がいる	75	126	68	117	7	9	65	105	10	21
	19.6%	27.6%	19.0%	27.5%	26.9%	30.0%	18.8%	26.1%	26.3%	38.9%
女性役員はいない	308	330	289	309	19	21	280	297	28	33
	80.4%	72.4%	81.0%	72.5%	73.1%	70.0%	81.2%	73.9%	73.7%	61.1%
回答社数	383	456	357	426	26	30	345	402	38	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「女性役員がいる」が前回から８ポイント増加して 27.6％となっているものの、監査役(会)設置会社とほぼ同じレベルにあり、70.7％に上っている指名委員会等設置会社に比べると多様化が進んでいない（(監査役(会)設置会社版問 1-1 女性役員の人数①、指名委員会等設置会社版問 1-1 女性役員の人数①参照)。

②女性役員数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
0 人	308	330	289	309	19	21	280	297	28	33
	80.4%	72.4%	81.0%	72.5%	73.1%	70.0%	81.2%	73.9%	73.7%	61.1%
1 人	62	100	55	91	7	9	53	83	9	17
	16.2%	21.9%	15.4%	21.4%	26.9%	30.0%	15.4%	20.6%	23.7%	31.5%
2 人	12	17	12	17	0	0	11	13	1	4
	3.1%	3.7%	3.4%	4.0%	0.0%	0.0%	3.2%	3.2%	2.6%	7.4%
3 人以上	1	9	1	9	0	0	1	9	0	0
	0.3%	2.0%	0.3%	2.1%	0.0%	0.0%	0.3%	2.2%	0.0%	0.0%
回答社数	383	456	357	426	26	30	345	402	38	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・女性役員を複数置く会社は、前回から微増して全体で 5.7％となっている。

③女性役員の属性

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 社外取締役（監査等委員以外）	13	16	13	16	0	0	13	15	0	1
	14.6%	9.8%	15.9%	10.3%	0.0%	0.0%	16.7%	10.8%	0.0%	4.0%
2. 業務執行取締役	26	43	23	38	3	5	23	33	3	10
	29.2%	26.2%	28.0%	24.5%	42.9%	55.6%	29.5%	23.7%	27.3%	40.0%
3. 常勤社内の監査等委員（監査役、監査委員）	1	7	1	6	0	1	1	5	0	2
	1.1%	4.3%	1.2%	3.9%	0.0%	11.1%	1.3%	3.6%	0.0%	8.0%
4. 常勤社外の監査等委員（監査役、監査委員）	4	3	4	3	0	0	3	2	1	1
	4.5%	1.8%	4.9%	1.9%	0.0%	0.0%	3.8%	1.4%	9.1%	4.0%
5. 非常勤社内の監査等委員（監査役、監査委員）	4	2	3	1	1	1	3	1	1	1
	4.5%	1.2%	3.7%	0.6%	14.3%	11.1%	3.8%	0.7%	9.1%	4.0%
6. 非常勤社外の監査等委員（監査役、監査委員）	41	93	38	91	3	2	35	83	6	10
	46.1%	56.7%	46.3%	58.7%	42.9%	22.2%	44.9%	59.7%	54.5%	40.0%
合計人数	89	164	82	155	7	9	78	139	11	25
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 「6. 非常勤社外の監査等委員」の割合が 56.7%と最も多く、指名委員会等設置会社の監査委員と同じ傾向を示している（指名委員会等設置会社では 51.3%）。一方、監査役（会）設置会社では「社外取締役」が 36.2%と最も多くなっている。
- 「2. 業務執行取締役」が 26.2%であり、ほとんどが社外役員で社内昇格者は少ない指名委員会等設置会社とは異なり、社内取締役が一定数存在している監査役(会)設置会社に近い（監査役（会）設置会社版問 1-1 女性役員の人数③、指名委員会等設置会社版問 1-1 女性役員の人数④参照）。

問 1-8 独立役員の届出状況

①独立役員届出人数（上場会社）

（社数）	全体（上場会社）				大会社				大会社以外			
	2016 年		2017 年		2016 年		2017 年		2016 年		2017 年	
届け出あり	364	98.9%	421	98.8%	338	99.1%	385	98.7%	26	96.3%	36	100.0%
1 人	23	6.3%	23	5.4%	21	6.2%	21	5.4%	2	7.4%	2	5.6%
2 人	165	44.8%	176	41.3%	152	44.6%	162	41.5%	13	48.1%	14	38.9%
3 人	125	34.0%	160	37.6%	119	34.9%	144	36.9%	6	22.2%	16	44.4%
4 人	39	10.6%	48	11.3%	35	10.3%	44	11.3%	4	14.8%	4	11.1%
5 人	8	2.2%	9	2.1%	7	2.1%	9	2.3%	1	3.7%	0	0.0%
6 人以上	4	1.1%	5	1.2%	4	1.2%	5	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
届け出なし	4	1.1%	5	1.2%	3	0.9%	5	1.3%	1	3.7%	0	0.0%
回答社数	368	100.0%	426	100.0%	341	100.0%	390	100.0%	27	100.0%	36	100.0%

②独立役員届出人数平均(上場会社)

(平均人数)	全体(上場会社)		大会社		大会社以外	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
監査等委員	2.23	2.30	2.23	2.29	2.22	2.39
監査等委員以外の社外取締役	0.39	0.34	0.40	0.35	0.26	0.22
届出人数合計	2.62	2.64	2.63	2.64	2.48	2.61

・前回同様、独立役員として届け出られた役員のほとんどが監査等委員である。監査役会設置会社及び指名委員会等設置会社とは異なる傾向にあるが、指名委員会等設置会社とは異なり委員会が一つであることも影響していると考えられる(監査役(会)設置会社版問 1-5②、指名委員会等設置会社版問 1-10参照)。

問 1-9 執行役員数

①執行役員制度導入状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
執行役員制度あり	286	332	272	315	14	17	261	300	25	32
	72.4%	72.8%	73.9%	73.9%	51.9%	56.7%	73.7%	74.6%	61.0%	59.3%
取締役兼務者あり	182	208	176	201	6	7	171	196	11	12
	46.1%	45.6%	47.8%	47.2%	22.2%	23.3%	48.3%	48.8%	26.8%	22.2%
取締役兼務者なし	104	124	96	114	8	10	90	104	14	20
	26.3%	27.2%	26.1%	26.8%	29.6%	33.3%	25.4%	25.9%	34.1%	37.0%
執行役員制度なし	109	124	96	111	13	13	93	102	16	22
	27.6%	27.2%	26.1%	26.1%	48.1%	43.3%	26.3%	25.4%	39.0%	40.7%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・執行役員制度を採用している会社は全体で前回から0.4ポイント増加し72.8%、上場会社では前回と同じく73.9%となっている。全体では監査役(会)設置会社(61.7%)より約10ポイント多いが、傾向には大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 1-6①)。

②執行役員数平均

(人数)		全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
		2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
執行役員制度がある会社(全体)	執行役員総数平均	9.96	9.95	9.81	9.71	12.86	14.29	10.46	10.48	4.72	4.97
内、取締役兼務者のいる会社	執行役員総数平均	12.80	12.82	12.33	12.25	26.67	29.29	13.16	13.17	7.18	7.17
	内、取締役兼務数 平均	4.49	4.57	4.45	4.53	5.83	5.57	4.58	4.66	3.18	3.00

・執行役員の平均人数は9.95人であり、監査役(会)設置会社(10.05人)とほとんど差はない(監査役(会)設置会社版問 1-6②)。

問 2-1 監査等委員会の委員長・議長

上段:社数 下段:比率	全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 社外常勤監査等委員	92	110	83	97	9	13	72	80	20	30
	23.3%	24.1%	22.6%	22.8%	33.3%	43.3%	20.3%	19.9%	48.8%	55.6%
2. 社外非常勤監査等委員	39	43	35	40	4	3	36	41	3	2
	9.9%	9.4%	9.5%	9.4%	14.8%	10.0%	10.2%	10.2%	7.3%	3.7%
3. 社内常勤監査等委員	258	299	244	285	14	14	240	277	18	22
	65.3%	65.6%	66.3%	66.9%	51.9%	46.7%	67.8%	68.9%	43.9%	40.7%
4. 社内非常勤監査等委員	5	3	5	3	0	0	5	3	0	0
	1.3%	0.7%	1.4%	0.7%	0.0%	0.0%	1.4%	0.7%	0.0%	0.0%
5. 特に定めていない	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回同様社内常勤監査等委員が監査等委員会の委員長・議長を務めている会社が最も多く、全体で 0.3 ポイント増加して 65.6%となっている。
・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、7 割以上の社外監査委員が委員長・議長を務める指名委員会等設置会社とは異なっており、傾向としては社内常勤監査役が 7 割以上を占める監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 2-1、指名委員会等設置会社版問 2-1 参照)。

問 2-2 監査等委員会における議事の原案作成者(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 社内監査等委員	260	287	243	271	17	16	241	264	19	23
	65.8%	62.9%	66.0%	63.6%	63.0%	53.3%	68.1%	65.7%	46.3%	42.6%
2. 社外監査等委員	101	120	93	108	8	12	80	89	21	31
	25.6%	26.3%	25.3%	25.4%	29.6%	40.0%	22.6%	22.1%	51.2%	57.4%
3. 監査等委員会事務局	109	118	101	114	8	4	102	116	7	2
	27.6%	25.9%	27.4%	26.8%	29.6%	13.3%	28.8%	28.9%	17.1%	3.7%
4. 執行事務局	5	4	4	4	1	0	4	4	1	0
	1.3%	0.9%	1.1%	0.9%	3.7%	0.0%	1.1%	1.0%	2.4%	0.0%
5. その他	2	3	2	3	0	0	2	3	0	0
	0.5%	0.7%	0.5%	0.7%	0.0%	0.0%	0.6%	0.7%	0.0%	0.0%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・監査等委員会における議事の原案作成者は「1. 社内監査等委員」が最も多く 6 割以上を占めている。「3. 監査等委員会事務局」は 3 割弱である。
・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社では監査委員会事務局が原案を作成する割合が 9 割を超えるのに対し、社内監査役が 7 割弱を占め、監査役会事務局が 2 割強の監査役(会)設置会社に傾向としては近い(監査役(会)設置会社版問 2-2、指名委員会等設置会社版問 2-2 参照)。

問 3-1　監査等委員会事務局スタッフ（補助使用人）の有無

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. いる	222	242	205	231	17	11	205	224	17	18
	56.2%	53.1%	55.7%	54.2%	63.0%	36.7%	57.9%	55.7%	41.5%	33.3%
2. いない	173	214	163	195	10	19	149	178	24	36
	43.8%	46.9%	44.3%	45.8%	37.0%	63.3%	42.1%	44.3%	58.5%	66.7%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員会スタッフを設置する会社が半数を超えているが、前回から 3.1 ポイント減少して 53.1％となっており、前回同様全会社区分において減少している。特に非上場会社では 26.3 ポイント減少して半数以下となっている。42.5％の監査役（会）設置会社よりは割合が高いが、スタッフの配置が 92.7％の指名委員会等設置会社に比べると、同じ委員会型とはいえ、十分に配置されていない懸念がある（監査役（会）設置会社版問 3-1、指名委員会等設置会社版問 3-1①参照）。

問 3-2　監査等委員会事務局スタッフ（補助使用人）の人数

①スタッフ設置状況別社数

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
専属スタッフのみの会社	57	65	52	62	5	3	55	64	2	1
	25.7%	26.9%	25.4%	26.8%	29.4%	27.3%	26.8%	28.6%	11.8%	5.6%
専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	15	18	15	18	0	0	15	18	0	0
	6.8%	7.4%	7.3%	7.8%	0.0%	0.0%	7.3%	8.0%	0.0%	0.0%
兼任スタッフのみの会社	150	159	138	151	12	8	135	142	15	17
	67.6%	65.7%	67.3%	65.4%	70.6%	72.7%	65.9%	63.4%	88.2%	94.4%
回答社数	222	242	205	231	17	11	205	224	17	18
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・兼任スタッフのみの会社が約 65％を占めている。各選択肢とも監査役（会）設置会社とほぼ同じであり、専属スタッフが 68.3％の会社で存在する指名委員会等設置会社とは明らかに状況が異なる（監査役（会）設置会社版問 3-2①、指名委員会等設置会社版問 3-1②参照）。

②設置状況別スタッフ数平均

(平均人数)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
スタッフ設置あり	専属スタッフ	0.61	0.69	0.60	0.69	0.65	0.64	0.64	0.74	0.24	0.06
	兼務スタッフ	1.39	1.25	1.42	1.27	1.00	0.91	1.42	1.26	1.06	1.17
	スタッフ合計	2.00	1.94	2.03	1.96	1.65	1.55	2.06	2.00	1.29	1.22
専属スタッフのみの会社	スタッフ合計	2.00	2.17	1.98	2.16	2.20	2.33	2.00	2.19	2.00	1.00
専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	専属スタッフ	1.40	1.44	1.40	1.44	0.00	0.00	1.40	1.44	0.00	0.00
	兼務スタッフ	2.20	1.61	2.20	1.61	0.00	0.00	2.20	1.61	0.00	0.00
	スタッフ合計	3.60	3.06	3.60	3.06	0.00	0.00	3.60	3.06	0.00	0.00
兼任スタッフのみの会社	スタッフ合計	1.84	1.72	1.88	1.75	1.42	1.25	1.91	1.78	1.20	1.24

・平均スタッフ数は監査役設置会社と異なり専属で増加、兼務で減少しているが、全体の傾向としては総スタッフ平均 3 人以上の指名委員会等設置会社より監査役(会)設置会社に近い（監査役（会）設置会社版問 3-2②、指名委員会等設置会社版問 3-1②参照）。

問 3-3 監査等委員会事務局スタッフ（補助使用人）の兼務部署

上段：人数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 総務系	51	53	47	50	4	3	45	46	6	7
	16.5%	17.5%	16.1%	17.1%	23.5%	30.0%	15.5%	16.3%	33.3%	33.3%
2. 法務系	25	27	25	26	0	1	24	24	1	3
	8.1%	8.9%	8.6%	8.9%	0.0%	10.0%	8.2%	8.5%	5.6%	14.3%
3. 経理・財務系	17	10	15	10	2	0	16	10	1	0
	5.5%	3.3%	5.1%	3.4%	11.8%	0.0%	5.5%	3.5%	5.6%	0.0%
4. 経営企画系	29	27	23	26	6	1	24	24	5	3
	9.4%	8.9%	7.9%	8.9%	35.3%	10.0%	8.2%	8.5%	27.8%	14.3%
5. 内部監査部門系	176	176	172	172	4	4	171	168	5	8
	57.0%	58.1%	58.9%	58.7%	23.5%	40.0%	58.8%	59.6%	27.8%	38.1%
6. その他	11	10	10	9	1	1	11	10	0	0
	3.6%	3.3%	3.4%	3.1%	5.9%	10.0%	3.8%	3.5%	0.0%	0.0%
合計人数	309	303	292	293	17	10	291	282	18	21
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・兼務スタッフは、内部監査部門系のスタッフが多く、前回から 1.1 ポイント増加し、58.1％となっている。総務系のスタッフが一定数存在することは監査役（会）設置会社の場合と同様であるが、監査役(会)設置会社の場合とは異なり法務系のスタッフが増加している。ただし、全般的に見ると監査役(会)設置会社に近い傾向にあり、内部監査部門系のスタッフとの兼務が圧倒的に多い指名委員会等設置会社とは異なる（監査役（会）設置会社版問 3-3、指名委員会等設置会社版問 3-2 参照）。

問 3-4　監査等委員会事務局スタッフ（補助使用人）に対する人事同意権等の有無

上段：人数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1.専属・兼務にかかわらず同意権等がある	145	164	133	156	12	8	133	153	12	11
	65.3%	67.8%	64.9%	67.5%	70.6%	72.7%	64.9%	68.3%	70.6%	61.1%
2.専属のみ同意権等がある	27	24	25	23	2	1	27	24	0	0
	12.2%	9.9%	12.2%	10.0%	11.8%	9.1%	13.2%	10.7%	0.0%	0.0%
3.ない	50	54	47	52	3	2	45	47	5	7
	22.5%	22.3%	22.9%	22.5%	17.6%	18.2%	22.0%	21.0%	29.4%	38.9%
回答社数	222	242	205	231	17	11	205	224	17	18
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員会スタッフ（補助使用人）に対する人事同意権等がある会社が大半を占めており（合計77.7%）、前回と比較すると 0.2 ポイントの増加となっている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、同意権等がないとする会社が 34.6%を占める監査役(会)設置会社よりは同意権があると言えるが、同意権等がないとする会社が 2.6%である指名委員会等設置会社には及ばない状況で、どちらかといえば監査役(会)設置会社に近い（監査役（会）設置会社版問 3-4、指名委員会等設置会社版問 3-3 参照）。

問 4-1　内部監査部門等（監査部、内部監査室など）のスタッフ数

①内部監査部門設置状況別社数

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
内部監査あり	390	453	364	423	26	30	350	400	40	53
	98.7%	99.3%	98.9%	99.3%	96.3%	100.0%	98.9%	99.5%	97.6%	98.1%
内部監査専属スタッフのみの会社	280	313	266	296	14	17	253	285	27	28
	70.9%	68.6%	72.3%	69.5%	51.9%	56.7%	71.5%	70.9%	65.9%	51.9%
内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	63	75	60	73	3	2	60	68	3	7
	15.9%	16.4%	16.3%	17.1%	11.1%	6.7%	16.9%	16.9%	7.3%	13.0%
内部監査兼任スタッフのみの会社	47	65	38	54	9	11	37	47	10	18
	11.9%	14.3%	10.3%	12.7%	33.3%	36.7%	10.5%	11.7%	24.4%	33.3%
内部監査なし	5	3	4	3	1	0	4	2	1	1
	1.3%	0.7%	1.1%	0.7%	3.7%	0.0%	1.1%	0.5%	2.4%	1.9%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回同様、ほぼすべての会社で内部監査部門を設置しており（全体で 99.3％）、監査役(会)設置会社（86.5％）よりは、指名委員会等設置会社（100％）に近い傾向にある（監査役(会)設置会社版問 4-1①、指名委員会等設置会社版問 4-1 参照）。

②内部監査部門設置状況別スタッフ数平均

（人数）		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
スタッフ設置状況	スタッフ種類	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
内部監査あり	専属スタッフ数	3.80	3.95	3.85	3.95	3.00	3.97	4.10	4.35	1.12	0.94
	兼務スタッフ数	0.59	0.62	0.59	0.61	0.62	0.67	0.59	0.61	0.57	0.65
	スタッフ数合計	4.38	4.56	4.44	4.56	3.62	4.66	4.69	4.97	1.70	1.59
内部監査専属スタッフのみの会社	スタッフ数	4.50	4.71	4.49	4.74	4.64	4.31	4.82	5.03	1.52	1.50
内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	専属スタッフ数	3.51	4.33	3.47	3.82	4.33	23.00	3.62	4.65	1.33	1.29
	兼務スタッフ数	2.19	1.91	2.25	1.90	1.00	2.00	2.20	1.99	2.00	1.14
	スタッフ数合計	5.70	6.24	5.72	5.73	5.33	25.00	5.82	6.63	3.33	2.43
内部監査兼任スタッフのみの会社	スタッフ数	1.94	2.12	2.05	2.26	1.44	1.45	2.00	2.36	1.70	1.50

・内部監査部門スタッフの平均人数は全体で 4.56 人であり、前回から 0.18 人の増加となっている。指名委員会等設置会社の場合（25.25 人）には及ばないが、監査役(会)設置会社の場合（4.18 人）より多い（監査役(会)設置会社版問 4-1②、指名委員会等設置会社版問 4-1 参照）。

問 4-2　内部監査部門等の部門長の役職

上段：人数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 取締役	27	39	24	37	3	2	25	35	2	4
	6.9%	8.6%	6.6%	8.7%	11.5%	6.7%	7.1%	8.8%	5.0%	7.5%
2. 部長職	245	286	229	269	16	17	227	262	18	24
	62.8%	63.1%	62.9%	63.6%	61.5%	56.7%	64.9%	65.5%	45.0%	45.3%
3. その他	118	128	111	117	7	11	98	103	20	25
	30.3%	28.3%	30.5%	27.7%	26.9%	36.7%	28.0%	25.8%	50.0%	47.2%
回答社数	390	453	364	423	26	30	350	400	40	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回同様「2. 部長職」の割合が最も高く、全体の 6 割以上を占めている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、いずれの機関設計とも最も多いのが部長職であるが、指名委員会等設置会社の場合は「取締役又は執行役」が 2 割弱あるのに対し、監査役(会)設置会社では取締役が 11.2%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向を示している（監査役（会）設置会社版問 4-2、指名委員会等設置会社版問 4-2 参照）。

問 4-3　監査等委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無

上段：人数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 人事同意権がある	76	89	70	85	6	4	70	82	6	7
	19.5%	19.6%	19.2%	20.1%	23.1%	13.3%	20.0%	20.5%	15.0%	13.2%
2. 人事同意権はないが、意見を表明している	132	162	127	152	5	10	118	140	14	22
	33.8%	35.8%	34.9%	35.9%	19.2%	33.3%	33.7%	35.0%	35.0%	41.5%
3.人事同意権はなく、意見も表明していない	182	202	167	186	15	16	162	178	20	24
	46.7%	44.6%	45.9%	44.0%	57.7%	53.3%	46.3%	44.5%	50.0%	45.3%
回答社数	390	453	364	423	26	30	350	400	40	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では人事同意権を有する会社の比率は 0.1 ポイント微増しており、何らかの形で監査等委員会が内部監査部門等の部門長の人事に関与している会社が全体の過半数（55.4%）を占める。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、人事同意権ということでは、41.5%を占める指名委員会等設置会社が最も多く、監査役(会)設置会社は 5.9%しかない。一方、ある程度の関与の観点からは、監査等委員会設置会社が、監査役(会)設置会社（38.7%）、指名委員会等設置会社（53.7%）よりも高い比率を示している（監査役（会）設置会社版問 4-3、指名委員会等設置会社版問 4-3 参照）。

問 4-4 監査等委員会による内部監査部門等への指示等

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 社内規則で権限が規定されており、その権限を行使したことがある	122	148	113	139	9	9	116	132	6	16
	31.3%	32.7%	31.0%	32.9%	34.6%	30.0%	33.1%	33.0%	15.0%	30.2%
2. 社内規則で権限が規定されているが、その権限を行使したことはない	105	102	100	96	5	6	91	87	14	15
	26.9%	22.5%	27.5%	22.7%	19.2%	20.0%	26.0%	21.8%	35.0%	28.3%
3. 社内規則で権限は規定されていないが、依頼をしたことがある	136	161	127	151	9	10	118	143	18	18
	34.9%	35.5%	34.9%	35.7%	34.6%	33.3%	33.7%	35.8%	45.0%	34.0%
4. 社内規則で権限は規定されておらず、依頼をしたこともない	25	38	22	33	3	5	23	34	2	4
	6.4%	8.4%	6.0%	7.8%	11.5%	16.7%	6.6%	8.5%	5.0%	7.5%
5. その他	2	4	2	4	0	0	2	4	0	0
	0.5%	0.9%	0.5%	0.9%	0.0%	0.0%	0.6%	1.0%	0.0%	0.0%
回答社数	390	453	364	423	26	30	350	400	40	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回同様、過半数の会社において社内規則で権限が規定されており(55.2%)、規定の有無を問わず、依頼をしたことがある会社は全体の 68.2%を占める。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社内規則で権限が規定されている監査役(会)設置会社は 34.8%で、指名委員会等設置会社では 80.5%であった。社内規則の有無を問わず、依頼をしたことのある会社は、監査役(会)設置会社で 67.0%、指名委員会等設置会社で 70.7%と、監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間に位置付けられるが、依頼をしたことのある会社の比率についてはほとんど差がなくなっている(監査役(会)設置会社版問 4-4、指名委員会等設置会社版問 4-4 参照)。

問 4-5 内部監査部門等の組織上の位置付け

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 社長に直属している	325	365	303	341	22	24	287	317	38	48
	83.3%	80.6%	83.2%	80.6%	84.6%	80.0%	82.0%	79.3%	95.0%	90.6%
2. その他の取締役に直属している	22	36	19	31	3	5	21	34	1	2
	5.6%	7.9%	5.2%	7.3%	11.5%	16.7%	6.0%	8.5%	2.5%	3.8%
3. 取締役会に直属している	10	12	9	12	1	0	10	12	0	0
	2.6%	2.6%	2.5%	2.8%	3.8%	0.0%	2.9%	3.0%	0.0%	0.0%
4. 監査等委員会に直属している	25	28	25	28	0	0	24	26	1	2
	6.4%	6.2%	6.9%	6.6%	0.0%	0.0%	6.9%	6.5%	2.5%	3.8%
5. その他	8	12	8	11	0	1	8	11	0	1
	2.1%	2.6%	2.2%	2.6%	0.0%	3.3%	2.3%	2.8%	0.0%	1.9%
回答社数	390	453	364	423	26	30	350	400	40	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・すべての区分において「1. 社長に直属している」が大半を占め、大会社以外では 90.6%となっているが、全体的に減少傾向にある。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社長直属が監査役(会)設置会社では 77.1%で、指名委員会等設置会社では 65.9%であった。委員会型とはいえ、指名委員会等設置会社と同様に社長直属の比率が低くなるのではなく、監査役(会)設置会社と同様の傾向となっている(監査役(会)設置会社版問 4-5、指名委員会等設置会社版問 4-5 参照)。

問 4-6 内部監査部門等からの報告(平時)

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 内部監査部門等を所管する役員(社長が所管している場合を含む)のみに報告される	15	19	14	19	1	0	11	16	4	3
	3.8%	4.2%	3.8%	4.5%	3.8%	0.0%	3.1%	4.0%	10.0%	5.7%
2. 取締役会のみに報告される	8	8	8	6	0	2	8	7	0	1
	2.1%	1.8%	2.2%	1.4%	0.0%	6.7%	2.3%	1.8%	0.0%	1.9%
3. 監査等委員会のみに報告される	4	3	3	3	1	0	4	3	0	0
	1.0%	0.7%	0.8%	0.7%	3.8%	0.0%	1.1%	0.8%	0.0%	0.0%
4. 上記「1」若しくは「2」が正式報告先であり、監査等委員会は報告の写送付先である	124	143	114	135	10	8	104	124	20	19
	31.8%	31.6%	31.3%	31.9%	38.5%	26.7%	29.7%	31.0%	50.0%	35.8%
5. 監査等委員会が正式報告先であり、上記「1」若しくは「2」は報告の写送付先である	12	17	12	17	0	0	12	15	0	2
	3.1%	3.8%	3.3%	4.0%	0.0%	0.0%	3.4%	3.8%	0.0%	3.8%
6. 上記「1」若しくは「2」、及び監査等委員会ともに正式報告先である	198	240	185	222	13	18	182	214	16	26
	50.8%	53.0%	50.8%	52.5%	50.0%	60.0%	52.0%	53.5%	40.0%	49.1%
7. その他(具体的にご記入ください。)	29	23	28	21	1	2	29	21	0	2
	7.4%	5.1%	7.7%	5.0%	3.8%	6.7%	8.3%	5.3%	0.0%	3.8%
回答社数	390	453	364	423	26	30	350	400	40	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員が取締役であることを勘案すると何らかの形で内部監査部門から監査等委員会に対する平時の報告がなされている会社が約 90%と大半であることは前回同様である。
・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社ではほとんどの会社で監査委員会に報告されているのに対し、監査役(会)設置会社での監査役(会)への報告は 78.5%であり、中間に位置付けられる(監査役(会)設置会社版問 4-6、指名委員会等設置会社版問 4-6 参照)。

問 4-6 「7. その他」の記載例

・監査結果の第 1 報告順位は監査等委員会(取締役会)、第 2 順位が社長である。 そのことは、内部統制に関する取締役会決議および内部規程に織り込み済み。
・執行役員以上が参加する経営会議および監査等委員会が正式報告先である
・社長(内部監査部門所管)、各本部長、関係各部長、監査等委員に定期的に報告され、年次で取締役会で監査結果・監査計画が報告される
・平時の報告は社長に対し行われるが、四半期毎に監査等委員会で 3 か月分のまとめが報告される。また、重要な事案は随時、常勤監査等委員に情報が伝達されている。

問 4-7　内部監査部門等からの報告（有事）

上段：社数 下段：比率	全体 2016年	全体 2017年	上場 2016年	上場 2017年	非上場 2016年	非上場 2017年	大会社 2016年	大会社 2017年	大会社以外 2016年	大会社以外 2017年
1. 取締役会のみに報告される	11	11	10	9	1	2	10	11	1	0
	2.8%	2.4%	2.7%	2.1%	3.8%	6.7%	2.9%	2.8%	2.5%	0.0%
2. 取締役会及び監査等委員会に報告される	267	327	248	307	19	20	243	288	24	39
	68.5%	72.2%	68.1%	72.6%	73.1%	66.7%	69.4%	72.0%	60.0%	73.6%
3. 監査等委員会のみに報告される	61	60	57	57	4	3	51	54	10	6
	15.6%	13.2%	15.7%	13.5%	15.4%	10.0%	14.6%	13.5%	25.0%	11.3%
4. その他	51	55	49	50	2	5	46	47	5	8
	13.1%	12.1%	13.5%	11.8%	7.7%	16.7%	13.1%	11.8%	12.5%	15.1%
回答社数	390	453	364	423	26	30	350	400	40	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・実質的にすべての会社で監査等委員会に報告がなされている。また、平時の報告の場合と異なり、「3. 監査等委員会のみに報告される」が全体の 13.2%となっているが、監査役(会)のみへの報告は 6.6%で、監査委員会のみへの報告は 29.3%であることから、監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の中間に位置付けられる（監査役（会）設置会社版問 4-7、指名委員会等設置会社版問 4-7 参照）。

問 4-8　監査等委員会と内部監査部門等との連携①（内部監査部門等との調整）（複数回答可）

上段：人数 下段：比率	全体 2016年	全体 2017年	上場 2016年	上場 2017年	非上場 2016年	非上場 2017年	大会社 2016年	大会社 2017年	大会社以外 2016年	大会社以外 2017年
1. 監査等委員会主導で年度監査計画について調整している		50		49		1		41		9
		11.0%		11.6%		3.3%		10.3%		17.0%
2. 内部監査部門等主導で年度監査計画について調整している	265	132	246	124	19	8	236	121	29	11
	67.9%	29.1%	67.6%	29.3%	73.1%	26.7%	67.4%	30.3%	72.5%	20.8%
3. 年度監査計画について調整しているが、どちらかが主導しているわけではない		192		176		16		171		21
		42.4%		41.6%		53.3%		42.8%		39.6%
4.（個別の）監査日程について調整している	184	162	173	152	11	10	163	142	21	20
	47.2%	35.8%	47.5%	35.9%	42.3%	33.3%	46.6%	35.5%	52.5%	37.7%
5. （個別の）監査テーマについて調整している	181	137	165	130	16	7	157	121	24	16
	46.4%	30.2%	45.3%	30.7%	61.5%	23.3%	44.9%	30.3%	60.0%	30.2%
6. 調整はしていない	56	57	51	52	5	5	49	46	7	11
	14.4%	12.6%	14.0%	12.3%	19.2%	16.7%	14.0%	11.5%	17.5%	20.8%
回答社数	390	453	364	423	26	30	350	400	40	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・何らかの形で調整を行っている会社は前回から 1.8 ポイント増加して 87.4%となっている。監査役(会)設置会社では 83.1%、指名委員会等設置会社では 85.4%となっており、その他の数値も含め傾向にほとんど違いは見られない（監査役（会）設置会社版問 4-8、指名委員会等設置会社版問 4-8 参照）。

問 4-9　監査等委員会と内部監査部門等との連携②（合同監査）

上段：人数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 全ての監査について合同監査を実施している	39	46	37	42	2	4	36	40	3	6
	10.0%	10.2%	10.2%	9.9%	7.7%	13.3%	10.3%	10.0%	7.5%	11.3%
2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある	254	302	234	286	20	16	225	267	29	35
	65.1%	66.7%	64.3%	67.6%	76.9%	53.3%	64.3%	66.8%	72.5%	66.0%
3. 合同監査を実施することはない	97	105	93	95	4	10	89	93	8	12
	24.9%	23.2%	25.5%	22.5%	15.4%	33.3%	25.4%	23.3%	20.0%	22.6%
回答社数	390	453	364	423	26	30	350	400	40	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・すべての会社区分において「2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある」が最も多い。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある」が監査役(会)設置会社では 61.4%、指名委員会等設置会社では 31.7%であるのに対し、「3. 合同監査を実施することはない」が監査役(会)設置会社では 30.5%、指名委員会等設置会社では 68.3%であり、位置付けとしては監査役(会)設置会社と同様と見られる（監査役（会）設置会社版問 4-9、指名委員会等設置会社版問 4-9 参照）。

問 5　指名委員会・報酬委員会等に相当する（諮問）機関の設置の有無

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 指名委員会、報酬委員会に相当するものがそれぞれ設置されている	40	44	40	44	0	0	39	42	1	2
	10.1%	9.6%	10.9%	10.3%	0.0%	0.0%	11.0%	10.4%	2.4%	3.7%
2. 指名委員会、報酬委員会に相当する機能を併せ持つものが設置されている	41	48	40	46	1	2	40	47	1	1
	10.4%	10.5%	10.9%	10.8%	3.7%	6.7%	11.3%	11.7%	2.4%	1.9%
3. 指名委員会に相当するもののみが設置されている	2	4	2	3	0	1	2	4	0	0
	0.5%	0.9%	0.5%	0.7%	0.0%	3.3%	0.6%	1.0%	0.0%	0.0%
4. 報酬委員会に相当するもののみが設置されている	12	15	11	14	1	1	11	13	1	2
	3.0%	3.3%	3.0%	3.3%	3.7%	3.3%	3.1%	3.2%	2.4%	3.7%
5. 設置されていない	300	345	275	319	25	26	262	296	38	49
	75.9%	75.7%	74.7%	74.9%	92.6%	86.7%	74.0%	73.6%	92.7%	90.7%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・指名委員会・報酬委員会等に相当する機関が設置されていない会社は前回から 0.2 ポイント減少したものの全体の 75.7%と大半を占める。特に非上場会社や大会社以外では 9 割前後が非設置となっており、監査役（会）設置会社と同様の割合となっている（監査役（会）設置会社版問 5）。

Ⅱ　定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について

問 6-1　監査等委員選任議案の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. あった	239	223	223	210	16	13	215	199	24	24
	60.5%	48.9%	60.6%	49.3%	59.3%	43.3%	60.7%	49.5%	58.5%	44.4%
2. なかった	156	233	145	216	11	17	139	203	17	30
	39.5%	51.1%	39.4%	50.7%	40.7%	56.7%	39.3%	50.5%	41.5%	55.6%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 6-2　監査等委員選任議案の決定プロセス（複数回答可）

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 社内監査等委員候補者について、監査等委員会が提案した	5	13	4	13	1	0	4	13	1	0
	2.1%	5.8%	1.8%	6.2%	6.3%	0.0%	1.9%	6.5%	4.2%	0.0%
2. 社外監査等委員候補者について、監査等委員会が提案した	11	18	10	18	1	0	8	16	3	2
	4.6%	8.1%	4.5%	8.6%	6.3%	0.0%	3.7%	8.0%	12.5%	8.3%
3. 執行部門と監査等委員会が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した	19	18	18	18	1	0	15	18	4	0
	7.9%	8.1%	8.1%	8.6%	6.3%	0.0%	7.0%	9.0%	16.7%	0.0%
4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査等委員会として同意した	211	191	197	178	14	13	193	169	18	22
	88.3%	85.7%	88.3%	84.8%	87.5%	100.0%	89.8%	84.9%	75.0%	91.7%
5. 当該議案が株主提案であったため該当せず	3	1	3	1	0	0	2	1	1	0
	1.3%	0.4%	1.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.5%	4.2%	0.0%
回答社数 （選任議案あり）	239	223	223	210	16	13	215	199	24	24

*比率は選任議案があったとした回答社数で割ったもの

・「4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査等委員会として同意した」が全体で前回から 2.6 ポイント減少したものの 85.7%と大半を占め、監査等委員会が監査等委員候補者の選定に積極的に関わる選択肢 1～3 が合わせて前回から 7.4 ポイント増加して 22.0%である。監査役(会)設置会社の場合（それぞれ 83.0%、16.6%）とほとんど傾向に違いはない（監査役（会）設置会社版問 6-2 参照）。

問 6-3 監査等委員選任議案への同意の理由（複数回答可）

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 会計・財務に関する知見を有するから	170	137	161	130	9	7	155	119	15	18
	71.1%	61.4%	72.2%	61.9%	56.3%	53.8%	72.1%	59.8%	62.5%	75.0%
2. 法務部門出身者だから	19	19	17	17	2	2	18	16	1	3
	7.9%	8.5%	7.6%	8.1%	12.5%	15.4%	8.4%	8.0%	4.2%	12.5%
3. 会社の状況に通じているから	144	134	136	126	8	8	131	125	13	9
	60.3%	60.1%	61.0%	60.0%	50.0%	61.5%	60.9%	62.8%	54.2%	37.5%
4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから	82	58	78	51	4	7	71	50	11	8
	34.3%	26.0%	35.0%	24.3%	25.0%	53.8%	33.0%	25.1%	45.8%	33.3%
5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから	170	131	162	124	8	7	157	118	13	13
	71.1%	58.7%	72.6%	59.0%	50.0%	53.8%	73.0%	59.3%	54.2%	54.2%
6. 証券取引所から導入を要請されている「独立役員」に該当するから	91	72	85	70	6	2	79	65	12	7
	38.1%	32.3%	38.1%	33.3%	37.5%	15.4%	36.7%	32.7%	50.0%	29.2%
7. 親会社や大株主の役職員だから	16	21	16	20	0	1	16	17	0	4
	6.7%	9.4%	7.2%	9.5%	0.0%	7.7%	7.4%	8.5%	0.0%	16.7%
8. 取引先の役職員だから	18	13	16	12	2	1	17	11	1	2
	7.5%	5.8%	7.2%	5.7%	12.5%	7.7%	7.9%	5.5%	4.2%	8.3%
9. 当該議案が株主提案であったため該当せず	3	1	3	1	0	0	2	1	1	0
	1.3%	0.4%	1.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.5%	4.2%	0.0%
10. その他		22		22		0		20		2
		9.9%		10.5%		0.0%		10.1%		8.3%
回答社数 （選任議案あり）	239	223	223	210	16	13	215	199	24	24

＊比率は選任議案があったとした回答社数で割ったもの

・「1. 会計・財務に関する知見を有するから」が前回から 9.7 ポイント減少したものの全体の 61.4％と最も多い。これは、「3. 会社の状況に通じているから」が最も多い監査役（会）設置会社の場合と大きく異なっている（監査役（会）設置会社版問 6-3）。

問 6-3 「10. その他」の記載例

・①永年にわたる地方行政等の分野における経験と高い知識を有していること。 ②永年にわたる警察関係における経験と高い知識を有していること。
・会社にはっきりものを言える人物だから
・初の女性取締役候補者でもあるから

問 7-1　退任取締役監査等委員の有無（複数回答可）

上段：社数	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
下段：比率	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. なかった	354	349	333	324	21	25	319	304	35	45
	89.6%	76.5%	90.5%	76.1%	77.8%	83.3%	90.1%	75.6%	85.4%	83.3%
2. 任期満了での退任があった	17	66	14	63	3	3	13	60	4	6
	4.3%	14.5%	3.8%	14.8%	11.1%	10.0%	3.7%	14.9%	9.8%	11.1%
3. 解任があった	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 取締役監査等委員の逝去があった	4	1	2	1	2	0	4	1	0	0
	1.0%	0.2%	0.5%	0.2%	7.4%	0.0%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%
5. 任期途中での辞任があった	22	41	19	39	3	2	20	38	2	3
	5.6%	9.0%	5.2%	9.2%	11.1%	6.7%	5.6%	9.5%	4.9%	5.6%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・「1. なかった」の比率が監査役（会）設置会社（67.5%）に比べて高いが、前回よりその差が 10 ポイント以上減少している。改正会社法施行直後に移行した会社が移行後 2 年を経過したことが大きな要因であると思われる（監査役（会）設置会社版問 7-1）。

問 7-2　辞任の理由（複数回答可）

上段：社数	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
下段：比率	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 役職定年等、社内規定によるもの	4	3	4	3	0	0	4	2	0	1
	18.2%	7.3%	21.1%	7.7%	0.0%	0.0%	20.0%	5.3%	0.0%	33.3%
2. 執行部門（子会社執行部門も含む）に戻る等、職掌の変更に伴うもの	2	7	1	7	1	0	1	6	1	1
	9.1%	17.1%	5.3%	17.9%	33.3%	0.0%	5.0%	15.8%	50.0%	33.3%
3. 合併等、会社の機関設計の変更に伴うもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 辞任取締役監査等委員自身の健康上の理由によるもの	8	5	7	5	1	0	8	5	0	0
	36.4%	12.2%	36.8%	12.8%	33.3%	0.0%	40.0%	13.2%	0.0%	0.0%
5. その他一身上の都合によるもの	10	28	8	26	2	2	9	26	1	2
	45.5%	68.3%	42.1%	66.7%	66.7%	100.0%	45.0%	68.4%	50.0%	66.7%
回答社数（辞任ありとした会社数）	22	41	19	39	3	2	20	38	2	3

比率は問 7-1 で任期途中での辞任あり(選択肢 5)とした回答社数に対する比率

・回答数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、監査役（会）設置会社に比べると、前回比率に大きな差があった「1. 役職定年等、社内規定によるもの」、「4. 辞任取締役監査等委員自身の健康上の理由によるもの」についていずれも差が大きく減少している。「2. 執行部門（子会社執行部門も含む）に戻る等、職掌の変更に伴うもの」の比率が増加しているが、改正会社法施行直後に移行した会社が移行後 2 年を経過し、職掌を変更するケースが現れ始めたためと考えられる（監査役（会）設置会社版問 7-2 参照）。

問 7-3 辞任の理由の開示

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 辞任の理由を事業報告に記載した	5	6	5	5	0	1	5	6	0	0
	22.7%	14.6%	26.3%	12.8%	0.0%	50.0%	25.0%	15.8%	0.0%	0.0%
2. 辞任の理由を株主総会で述べた	3	5	1	5	2	0	2	4	1	1
	13.6%	12.2%	5.3%	12.8%	66.7%	0.0%	10.0%	10.5%	50.0%	33.3%
3. 事業報告に記載し、株主総会で述べた	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0
	4.5%	2.4%	5.3%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	50.0%	0.0%
4. 事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった	13	29	12	28	1	1	13	27	0	2
	59.1%	70.7%	63.2%	71.8%	33.3%	50.0%	65.0%	71.1%	0.0%	66.7%
回答社数	22	41	19	39	3	2	20	38	2	3
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体の数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、何らかの形で辞任の理由が開示されている会社の比率は 11.7 ポイント減少して 29.2%となり、監査役(会)設置会社の場合とほぼ同様の水準となっている(監査役(会)設置会社版問 7-3 参照)。

問 8 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容(公開会社のみ)

①「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」記載の有無(公開会社のみ)

上段:社数 下段:比率	全体 (公開会社)		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
記載あり	358	401	354	396	4	5	332	365	26	36
	95.5%	92.8%	96.2%	93.2%	57.1%	71.4%	95.7%	92.6%	92.9%	94.7%
記載なし	17	31	14	29	3	2	15	29	2	2
	4.5%	7.2%	3.8%	6.8%	42.9%	28.6%	4.3%	7.4%	7.1%	5.3%
回答社数	375	432	368	425	7	7	347	394	28	38
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・財務及び会計に関する知見を開示している会社は前回から 2.7 ポイント減少し、全体の 92.8%となっている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では 89.7%、指名委員会等設置会社では 97.4%、といずれの機関設計とも多くの会社で開示されている(監査役(会)設置会社版問 8-2①、指名委員会等設置会社版問 5①参照)。

②財務及び会計の知見ありとして記載された監査等委員数別社数（公開会社のみ）

上段：社数 下段：比率	全体 （公開会社）		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
0 名	17	31	14	29	3	2	15	29	2	2
	4.5%	7.2%	3.8%	6.8%	42.9%	28.6%	4.3%	7.4%	7.1%	5.3%
1 名	72	94	70	93	2	1	65	88	7	6
	19.2%	21.8%	19.0%	21.9%	28.6%	14.3%	18.7%	22.3%	25.0%	15.8%
2 名	79	79	77	78	2	1	74	69	5	10
	21.1%	18.3%	20.9%	18.4%	28.6%	14.3%	21.3%	17.5%	17.9%	26.3%
3 名以上	207	228	207	225	0	3	193	208	14	20
	55.2%	52.8%	56.3%	52.9%	0.0%	42.9%	55.6%	52.8%	50.0%	52.6%
回答社数	375	432	368	425	7	7	347	394	28	38
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・知見者が 3 名以上いる会社は前回から 2.4 ポイント減少して全体の 52.8%であり、監査役（会）設置会社（46.6%）、指名委員会等設置会社（34.2%）よりも割合が大きい（監査役（会）設置会社版問 8-2②、指名委員会等設置会社版問 5①参照）。

③財務及び会計の知見ありとして記載された者の属性（公開会社のみ）

上段：人数 下段：比率	全体 （公開会社）		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 常勤社内監査等委員（人）	175	190	174	187	1	3	168	181	7	9
	18.8%	18.7%	18.8%	18.7%	16.7%	23.1%	19.3%	19.7%	11.5%	9.5%
2. 常勤社外監査等委員（人）	82	88	82	87	0	1	73	71	9	17
	8.8%	8.7%	8.9%	8.7%	0.0%	7.7%	8.4%	7.7%	14.8%	17.9%
3. 非常勤社内監査等委員（人）	12	13	12	13	0	0	10	10	2	3
	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	0.0%	0.0%	1.2%	1.1%	3.3%	3.2%
4. 非常勤社外監査等委員（人）	661	724	656	715	5	9	618	658	43	66
	71.1%	71.3%	71.0%	71.4%	83.3%	69.2%	71.1%	71.5%	70.5%	69.5%
回答数（人）	930	1,015	924	1,002	6	13	869	920	61	95

・知見者の属性は、前回同様、「4. 非常勤社外監査等委員」が最も多く、7 割以上を占める。
・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、いずれの機関設計ともほぼ同じ傾向を示している（監査役（会）設置会社版問 8-2③、指名委員会等設置会社版問 5②参照）。

④財務及び会計の知見を有する理由別/監査等委員種類別人数（公開会社のみ）

上段:人数 下段:比率	全体(公開会社)									
	常勤社内		常勤社外		非常勤社内		非常勤社外		合計	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
1. CFO等、財務部門役員	32	34	7	9	4	1	22	21	65	65
	18.3%	18.2%	8.5%	10.3%	33.3%	7.7%	3.3%	2.9%	7.0%	6.5%
2. 経理・財務部門経験	54	64	11	15	1	2	25	29	91	110
	30.9%	34.2%	13.4%	17.2%	8.3%	15.4%	3.8%	4.0%	9.8%	10.9%
3. 公認会計士・税理士等	2	4	8	9	0	0	238	282	248	295
	1.1%	2.1%	9.8%	10.3%	0.0%	0.0%	36.0%	39.3%	26.7%	29.4%
4. 金融機関経験	19	21	38	40	3	3	72	86	132	150
	10.9%	11.2%	46.3%	46.0%	25.0%	23.1%	10.9%	12.0%	14.2%	14.9%
5. 弁護士	0	0	1	0	0	1	164	169	165	170
	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	7.7%	24.8%	23.5%	17.7%	16.9%
6. 他社の監査役経験	7	8	11	6	3	4	97	83	118	101
	4.0%	4.3%	13.4%	6.9%	25.0%	30.8%	14.7%	11.6%	12.7%	10.0%
7. 会計、監査論等研究者	1	0	0	0	0	0	5	4	6	4
	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%
8. その他	60	56	6	8	1	2	38	44	105	110
	34.3%	29.9%	7.3%	9.2%	8.3%	15.4%	5.7%	6.1%	11.3%	10.9%
合計人数	175	187	82	87	12	13	661	718	930	1,005
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・知見者の経歴として、合計では「3.公認会計士・税理士等」が最も多く、前回から 2.7 ポイント増加して29.4%となり、「5. 弁護士」が前回から 0.8 ポイント減少して 16.9%、「4. 金融機関経験」が前回から 0.7 ポイント増加して 14.9%と続いた。いずれも非常勤社外が中心だが、「4. 金融機関経験」は常勤社外が一定数存在する。

・常勤社内の場合は社内の経理・財務部門経験者が中心で、常勤社外の場合は金融機関出身者が中心となっている傾向は前回と同様である。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社で「1. CFO 等、財務部門役員」の比率が高いことを除けば、傾向に大きな変わりはない(監査役(会)設置会社版問 8-2④、指名委員会等設置会社版問 5③参照)。

問 9-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った	187	151	177	139	10	12	175	136	12	15
	47.3%	33.1%	48.1%	32.6%	37.0%	40.0%	49.4%	33.8%	29.3%	27.8%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	161	232	151	223	10	9	143	204	18	28
	40.8%	50.9%	41.0%	52.3%	37.0%	30.0%	40.4%	50.7%	43.9%	51.9%
3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない	47	73	40	64	7	9	36	62	11	11
	11.9%	16.0%	10.9%	15.0%	25.9%	30.0%	10.2%	15.4%	26.8%	20.4%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」が前回から 10.1 ポイント増加して全体の 50.9%と最も多く、「1. 見直しの決議を行った」が前回から 14.2 ポイント減少して 33.1%で続いている。監査等委員会設置会社へ移行した会社が最も多かったのが前回調査時であったことが影響しているものと考えられる。大半の会社で内部統制システムに関し取締役会での検討が行われていることは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様であり「3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない」の比率も大きな差は見られず、一定の比率があることから、やや気がかりである(監査役(会)設置会社版問 9-1、指名委員会等設置会社版問 6-1 参照)。

問 9-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目（複数回答可）

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法 399 条の 13 1 項 1 号ハ）	80	44	75	40	5	4	75	39	5	5
	42.8%	29.1%	42.4%	28.8%	50.0%	33.3%	42.9%	28.7%	41.7%	33.3%
2. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項（会社法施行規則 110 条の 4 1 項 1 号）	126	64	119	59	7	5	116	60	10	4
	67.4%	42.4%	67.2%	42.4%	70.0%	41.7%	66.3%	44.1%	83.3%	26.7%
3. 上記1の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項（会社法施行規則 110 条の 4 1 項 2 号）	91	41	85	38	6	3	84	39	7	2
	48.7%	27.2%	48.0%	27.3%	60.0%	25.0%	48.0%	28.7%	58.3%	13.3%
4. 監査等委員会の上記1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則 110 条の 4 1 項 3 号）	108	55	102	53	6	2	98	51	10	4
	57.8%	36.4%	57.6%	38.1%	60.0%	16.7%	56.0%	37.5%	83.3%	26.7%
5. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制（会社法施行規則 110 条の 4 1 項 4 号）	112	62	106	60	6	2	105	57	7	5
	59.9%	41.1%	59.9%	43.2%	60.0%	16.7%	60.0%	41.9%	58.3%	33.3%
6. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則 110 条の 4 1 項 5 号）	118	57	112	55	6	2	108	53	10	4
	63.1%	37.7%	63.3%	39.6%	60.0%	16.7%	61.7%	39.0%	83.3%	26.7%
7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則 110 条の 4 1 項 6 号）	116	59	110	57	6	2	106	56	10	3
	62.0%	39.1%	62.1%	41.0%	60.0%	16.7%	60.6%	41.2%	83.3%	20.0%
8. 上記 2～7 のほか、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則 110 条の 4 1 項 7 号）	110	55	104	53	6	2	102	50	8	5
	58.8%	36.4%	58.8%	38.1%	60.0%	16.7%	58.3%	36.8%	66.7%	33.3%

9. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 110 条の 4 2項 1 号)	57	28	51	25	6	3	53	26	4	2
	30.5%	18.5%	28.8%	18.0%	60.0%	25.0%	30.3%	19.1%	33.3%	13.3%
10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 2 号)	56	34	51	30	5	4	52	30	4	4
	29.9%	22.5%	28.8%	21.6%	50.0%	33.3%	29.7%	22.1%	33.3%	26.7%
11. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 3 号)	64	31	59	29	5	2	60	30	4	1
	34.2%	20.5%	33.3%	20.9%	50.0%	16.7%	34.3%	22.1%	33.3%	6.7%
12. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 4 号)	48	26	44	24	4	2	44	24	4	2
	25.7%	17.2%	24.9%	17.3%	40.0%	16.7%	25.1%	17.6%	33.3%	13.3%
13. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 5 号)	80	39	75	36	5	3	75	32	5	7
	42.8%	25.8%	42.4%	25.9%	50.0%	25.0%	42.9%	23.5%	41.7%	46.7%
14. 財務報告の適正性を確保するための体制	29	14	24	13	5	1	25	12	4	2
	15.5%	9.3%	13.6%	9.4%	50.0%	8.3%	14.3%	8.8%	33.3%	13.3%
15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	31	16	28	13	3	3	29	15	2	1
	16.6%	10.6%	15.8%	9.4%	30.0%	25.0%	16.6%	11.0%	16.7%	6.7%
16. 企業理念・企業統治に関する考え方	24	15	23	14	1	1	23	13	1	2
	12.8%	9.9%	13.0%	10.1%	10.0%	8.3%	13.1%	9.6%	8.3%	13.3%
17. その他	16	39	15	36	1	3	15	33	1	6
	8.6%	25.8%	8.5%	25.9%	10.0%	25.0%	8.6%	24.3%	8.3%	40.0%
回答社数	187	151	177	139	10	12	175	136	12	15

・全体で最も多かったのが「2. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」で前回から 25 ポイント減少して 42.4%であり、2 番目は「5. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制」で前回から18.8ポイント減少して41.1%、3番目は「7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」で前回から 22.9 ポイント減少して 39.1%であった。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、上位の項目は機関設計毎にそれぞれ異なるものの、全体的に項目間の差が減少している傾向は共通している(監査役(会)設置会社版問 9-2、指名委員会等設置会社版問 6-2 参照)。

問 9-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 監査等委員会の要請に基づいて見直した	20	17	20	15	0	2	19	15	1	2
	10.7%	11.3%	11.3%	10.8%	0.0%	16.7%	10.9%	11.0%	8.3%	13.3%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	85	75	83	68	2	7	82	70	3	5
	45.5%	49.7%	46.9%	48.9%	20.0%	58.3%	46.9%	51.5%	25.0%	33.3%
3. 監査等委員会と執行部門との協議に基づいて見直した	68	39	62	36	6	3	63	32	5	7
	36.4%	25.8%	35.0%	25.9%	60.0%	25.0%	36.0%	23.5%	41.7%	46.7%
4. その他	14	20	12	20	2	0	11	19	3	1
	7.5%	13.2%	6.8%	14.4%	20.0%	0.0%	6.3%	14.0%	25.0%	6.7%
回答社数	187	151	177	139	10	12	175	136	12	15
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で4.2ポイント増加して49.7%と最も多く、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(監査役(会)設置会社版問 9-3、指名委員会等設置会社版問 6-3 参照)。

問 9-4 事業報告での内部統制システムの構築・運用状況の開示

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 十分に記載されている	203	230	191	217	12	13	186	209	17	21
	51.4%	50.4%	51.9%	50.9%	44.4%	43.3%	52.5%	52.0%	41.5%	38.9%
2. ある程度記載されている	178	209	168	197	10	12	159	181	19	28
	45.1%	45.8%	45.7%	46.2%	37.0%	40.0%	44.9%	45.0%	46.3%	51.9%
3. 記載されていない	14	17	9	12	5	5	9	12	5	5
	3.5%	3.7%	2.4%	2.8%	18.5%	16.7%	2.5%	3.0%	12.2%	9.3%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 十分に記載されている」が前回から 1 ポイント減少して全体の 50.4%と最も多く、「2. ある程度記載されている」と合わせると全体の 96.2%に達し、監査役(会)設置会社で 95.4%、指名委員会等設置会社の 97.6%と同じく高い数値を示している。なお、「1. 十分に記載されている」については、監査役(会)設置会社では 52.1%、指名委員会等設置会社では 80.5%となっており、監査役(会)設置会社に近い数値となっている(監査役(会)設置会社版問 9-4、指名委員会等設置会社版問 6-4 参照)。

問 10-1 監査等委員会における監査等委員会監査報告作成の審議

上段:社数 下段:比率	全体 2016年	全体 2017年	上場 2016年	上場 2017年	非上場 2016年	非上場 2017年	大会社 2016年	大会社 2017年	大会社以外 2016年	大会社以外 2017年
1回	146	186	134	170	12	16	133	160	13	26
	42.2%	41.6%	41.6%	40.8%	50.0%	53.3%	43.0%	40.6%	35.1%	49.1%
2回	137	192	128	181	9	11	120	172	17	20
	39.6%	43.0%	39.8%	43.4%	37.5%	36.7%	38.8%	43.7%	45.9%	37.7%
3回	46	45	43	43	3	2	41	40	5	5
	13.3%	10.1%	13.4%	10.3%	12.5%	6.7%	13.3%	10.2%	13.5%	9.4%
4回	7	10	7	9	0	1	7	9	0	1
	2.0%	2.2%	2.2%	2.2%	0.0%	3.3%	2.3%	2.3%	0.0%	1.9%
5-10回	6	4	6	4	0	0	5	4	1	0
	1.7%	0.9%	1.9%	1.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.0%	2.7%	0.0%
11回以上	4	10	4	10	0	0	3	9	1	1
	1.2%	2.2%	1.2%	2.4%	0.0%	0.0%	1.0%	2.3%	2.7%	1.9%
回答社数	346	447	322	417	24	30	309	394	37	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・審議回数2回の会社が全体で3.4ポイント増加して43.0%となり、最多となった。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社の場合審議回数1回の会社が最も多いのに対し、指名委員会等設置会社では2回が最も多いが、審議会数1回と2回の差が小さいという点では監査役(会)設置会社の場合と同様である(監査役(会)設置会社版問10-1、指名委員会等設置会社版問7-1参照)。

問 10-2 監査等委員会監査報告作成に至るまでの監査等委員間の調整(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体 2016年	全体 2017年	上場 2016年	上場 2017年	非上場 2016年	非上場 2017年	大会社 2016年	大会社 2017年	大会社以外 2016年	大会社以外 2017年
1. 社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った	273	339	253	319	20	20	243	296	30	43
	69.1%	74.3%	68.8%	74.9%	74.1%	66.7%	68.6%	73.6%	73.2%	79.6%
2. 一部の監査等委員のみで調整を行った	28	31	26	29	2	2	26	27	2	4
	7.1%	6.8%	7.1%	6.8%	7.4%	6.7%	7.3%	6.7%	4.9%	7.4%
3. 事前の調整は行っていない	40	73	37	65	3	8	35	65	5	8
	10.1%	16.0%	10.1%	15.3%	11.1%	26.7%	9.9%	16.2%	12.2%	14.8%
4. その他	56	17	54	17	2	0	52	17	4	0
	14.2%	3.7%	14.7%	4.0%	7.4%	0.0%	14.7%	4.2%	9.8%	0.0%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・「1. 社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」が全体で5.2ポイント増加し74.3%と最も多い。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「1. 社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」に相当する項目が監査役(会)設置会社 65.6%、指名委員会等設置会社78.0%で、それぞれ最も多い(監査役(会)設置会社版問10-2、指名委員会等設置会社版問7-2参照)。

問 10-3 監査報告における監査等委員の個別意見の付記

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. あった	6	8	6	8	0	0	6	7	0	1
	1.5%	1.8%	1.6%	1.9%	0.0%	0.0%	1.7%	1.7%	0.0%	1.9%
2. なかった	389	448	362	418	27	30	348	395	41	53
	98.5%	98.2%	98.4%	98.1%	100.0%	100.0%	98.3%	98.3%	100.0%	98.1%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・個別意見の付記があった会社は全体の 1.8%と前回同様ごく少数に留まっており、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 10-3、指名委員会等設置会社版問 7-3 参照)。

問 11-1 決算短信の作成の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 決算短信作成会社である	371	436	367	426	4	10	341	395	30	41
	93.9%	95.6%	99.7%	100.0%	14.8%	33.3%	96.3%	98.3%	73.2%	75.9%
2. 決算短信作成会社ではない	24	20	1	0	23	20	13	7	11	13
	6.1%	4.4%	0.3%	0.0%	85.2%	66.7%	3.7%	1.7%	26.8%	24.1%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 11-2 決算短信の取締役会付議状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 決議事項として付議されている	313	377	309	370	4	7	285	338	28	39
	84.4%	86.5%	84.2%	86.9%	100.0%	70.0%	83.6%	85.6%	93.3%	95.1%
2. 報告事項として付議されている	42	45	42	43	0	2	40	43	2	2
	11.3%	10.3%	11.4%	10.1%	0.0%	20.0%	11.7%	10.9%	6.7%	4.9%
3. 付議されていない	16	14	16	13	0	1	16	14	0	0
	4.3%	3.2%	4.4%	3.1%	0.0%	10.0%	4.7%	3.5%	0.0%	0.0%
回答社数	371	436	367	426	4	10	341	395	30	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 決議事項として付議されている」と「2. 報告事項として付議されている」の合計は前回から 1.1 ポイント増加して全体の 96.8%であり、ほとんどの会社では何らかの形で取締役会に付議されている。
・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で 96.6%、指名委員会等設置会社では 91.9%となっており、「決議事項となっている」のは、監査役(会)設置会社で 83.0%、指名委員会等設置会社では 54.1%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向にある(監査役(会)設置会社版問 11-2、指名委員会等設置会社版問 8-2 参照)。

問 11-3 決算短信の監査の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 監査している	242	285	241	279	1	6	220	255	22	30
	65.2%	65.4%	65.7%	65.5%	25.0%	60.0%	64.5%	64.6%	73.3%	73.2%
2. 監査していない	129	151	126	147	3	4	121	140	8	11
	34.8%	34.6%	34.3%	34.5%	75.0%	40.0%	35.5%	35.4%	26.7%	26.8%
回答社数	371	436	367	426	4	10	341	395	30	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・決算短信を作成している会社で決算短信について監査をしている会社の比率は全体で前回から 0.2 ポイント増加して 65.4%である。監査役(会)設置会社では 66.6%、指名委員会等設置会社では 43.2%であり、傾向としては監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 11-3、指名委員会等設置会社版問 8-3 参照)。

問 11-4 決算短信の監査の内容(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	93	96	92	94	1	2	85	82	8	14
	38.4%	33.7%	38.2%	33.7%	100.0%	33.3%	38.6%	32.2%	36.4%	46.7%
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	158	204	157	198	1	6	143	178	15	26
	65.3%	71.6%	65.1%	71.0%	100.0%	100.0%	65.0%	69.8%	68.2%	86.7%
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	164	187	163	182	1	5	147	168	17	19
	67.8%	65.6%	67.6%	65.2%	100.0%	83.3%	66.8%	65.9%	77.3%	63.3%
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	140	163	139	158	1	5	128	144	12	19
	57.9%	57.2%	57.7%	56.6%	100.0%	83.3%	58.2%	56.5%	54.5%	63.3%
回答社数	242	285	241	279	1	6	220	255	22	30

比率は問 11-3 の選択肢 1(決算短信を監査している)回答社数に占める割合

・前回は「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」最も多かったが、今回は「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が 6.3 ポイント増加して 71.6%と最多となっている。監査役(会)設置会社では、「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が 71.7%、「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」が 59.8%、指名委員会等設置会社では、「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が 56.3%、「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」が 75.0%となっている。傾向としては監査役(会)設置会社に近くなっているが、前回は指名委員会等設置会社に近い傾向を示していた(監査役(会)設置会社版問 11-4、指名委員会等設置会社版問 8-4 参照)。

問 12-1 有価証券報告書の作成の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
有報作成会社である	376	438	368	426	8	12	347	398	29	40
	95.2%	96.1%	100.0%	100.0%	29.6%	40.0%	98.0%	99.0%	70.7%	74.1%
有報作成会社ではない	19	18	0	0	19	18	7	4	12	14
	4.8%	3.9%	0.0%	0.0%	70.4%	60.0%	2.0%	1.0%	29.3%	25.9%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 12-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 決議事項として付議されている	209	254	205	249	4	5	186	226	23	28
	55.6%	58.0%	55.7%	58.5%	50.0%	41.7%	53.6%	56.8%	79.3%	70.0%
2. 報告事項として付議されている	90	74	87	73	3	1	87	68	3	6
	23.9%	16.9%	23.6%	17.1%	37.5%	8.3%	25.1%	17.1%	10.3%	15.0%
3. 付議されていない	77	110	76	104	1	6	74	104	3	6
	20.5%	25.1%	20.7%	24.4%	12.5%	50.0%	21.3%	26.1%	10.3%	15.0%
回答社数	376	438	368	426	8	12	347	398	29	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 決議事項として付議されている」と「2. 報告事項として付議されている」の合計は全体で前回から4.6 ポイント減少して 74.9%であり、決算短信の比率には及ばないが(問 11-2)、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占める。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で 77.2%、指名委員会等設置会社では 59.4%となっており、「決議事項となっている」のは、監査役(会)設置会社で 58.2%、指名委員会等設置会社では 27.0%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向にある(監査役(会)設置会社版問 12-2、指名委員会等設置会社版問 9-2 参照)。

問 12-3 有価証券報告書の提出時期

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 定時株主総会の終了前に提出した	3	4	3	4	0	0	3	4	0	0
	0.8%	0.9%	0.8%	0.9%	0.0%	0.0%	0.9%	1.0%	0.0%	0.0%
2. 定時株主総会の終了後に提出した	373	434	365	422	8	12	344	394	29	40
	99.2%	99.1%	99.2%	99.1%	100.0%	100.0%	99.1%	99.0%	100.0%	100.0%
回答社数	376	438	368	426	8	12	347	398	29	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・定時総会の終了前に提出した会社の割合は 0.9%で、株主総会終了後に提出する会社が大半を占めており、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(監査役(会)設置会社版問 12-3、指名委員会等設置会社版問 9-3 参照)。

問 12-4 有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1 日～5 日前	2	2	2	2	0	0	2	2	0	0
	66.7%	50.0%	66.7%	50.0%	0.0%	0.0%	66.7%	50.0%	0.0%	0.0%
6 日～10 日前	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
	33.3%	25.0%	33.3%	25.0%	0.0%	0.0%	33.3%	25.0%	0.0%	0.0%
11 日以上前	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
回答社数	3	4	3	4	0	0	3	4	0	0
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%

・前年までは株主総会前に有価証券報告書を提出している会社はすべて株主総会前 10 日以内に提出していたが、今回は 11 日以上前に提出した会社が 1 社ある。

問 12-5 有価証券報告書の監査の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 監査している	250	299	247	291	3	8	224	268	26	31
	66.5%	68.3%	67.1%	68.3%	37.5%	66.7%	64.6%	67.3%	89.7%	77.5%
2. 監査していない	126	139	121	135	5	4	123	130	3	9
	33.5%	31.7%	32.9%	31.7%	62.5%	33.3%	35.4%	32.7%	10.3%	22.5%
回答社数	376	438	368	426	8	12	347	398	29	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・有価証券報告書について監査をしている会社の比率は前回から 1.8 ポイント増加して全体の 68.3%であり、監査役(会)設置会社の 68.4%、指名委員会等設置会社の 64.9%と比べると同じレベルにある(監査役(会)設置会社版問 12-5、指名委員会等設置会社版問 9-5 参照)。

問 12-6 有価証券報告書の監査の内容

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	123	136	122	130	1	6	113	118	10	18
	49.2%	45.5%	49.4%	44.7%	33.3%	75.0%	50.4%	44.0%	38.5%	58.1%
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	151	188	148	183	3	5	134	168	17	20
	60.4%	62.9%	59.9%	62.9%	100.0%	62.5%	59.8%	62.7%	65.4%	64.5%
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	162	199	160	194	2	5	145	178	17	21
	64.8%	66.6%	64.8%	66.7%	66.7%	62.5%	64.7%	66.4%	65.4%	67.7%
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	170	204	169	200	1	4	155	182	15	22
	68.0%	68.2%	68.4%	68.7%	33.3%	50.0%	69.2%	67.9%	57.7%	71.0%
回答社数	250	299	247	291	3	8	224	268	26	31

比率は問 12-5 の選択肢 1(有価証券報告書を監査している)回答社数に占める割合

・承認プロセスの監査が最も多い決算短信の場合とは異なり(問 11-4)、有価証券報告書の場合は「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が 68.2%と最も多い。「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が、監査役(会)設置会社では 67.1%、指名委員会等設置会社では 75.0%、とそれぞれ最も多く同様の傾向を示している(監査役(会)設置会社版問 12-6、指名委員会等設置会社版問 9-6 参照)

＜参考＞

決算短信と有価証券報告書の監査状況別社数(問 11-3、問 12-5 のクロス集計)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
短信も有報も監査する	213	241	213	239	0	2	192	216	21	25
	57.6%	55.7%	58.0%	56.1%	0.0%	28.6%	56.3%	54.8%	72.4%	64.1%
短信は監査するが有報は監査しない	28	42	28	40	0	2	28	39	0	3
	7.6%	9.7%	7.6%	9.4%	0.0%	28.6%	8.2%	9.9%	0.0%	7.7%
短信は監査しないが有報は監査する	35	54	34	52	1	2	30	49	5	5
	9.5%	12.5%	9.3%	12.2%	33.3%	28.6%	8.8%	12.4%	17.2%	12.8%
短信も有報も監査しない	94	96	92	95	2	1	91	90	3	6
	25.4%	22.2%	25.1%	22.3%	66.7%	14.3%	26.7%	22.8%	10.3%	15.4%
回答社数	370	433	367	426	3	7	341	394	29	39
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では、決算短信、有価証券報告書ともに監査を行う会社の比率が前回から 1.9 ポイント減少したものの 55.7%と最も多く、数値の傾向は監査役(会)設置会社とほぼ同様である。

問 13-1 株主総会における監査等委員会からの口頭報告の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 行った	333	428	318	409	15	19	301	381	32	47
	84.3%	93.9%	86.4%	96.0%	55.6%	63.3%	85.0%	94.8%	78.0%	87.0%
2. 行わなかった	62	28	50	17	12	11	53	21	9	7
	15.7%	6.1%	13.6%	4.0%	44.4%	36.7%	15.0%	5.2%	22.0%	13.0%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員からの口頭報告を行った会社は全体で前回から9.6ポイント増加して93.9%と大半を占めており、監査役(会)設置会社の84.0%、指名委員会等設置会社の85.4%と比べると高くなっている。上場会社の比率を見ると、監査等委員会設置会社が 96.0%であるのに対し、監査役(会)設置会社では97.7%、指名委員会等設置会社では 86.8%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向となっている(監査役(会)設置会社版問 13-1、指名委員会等設置会社版問 10-1 参照)。

問 13-2 株主総会における監査等委員会に関連した質問の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 質問があった	29	24	28	24	1	0	28	23	1	1
	7.3%	5.3%	7.6%	5.6%	3.7%	0.0%	7.9%	5.7%	2.4%	1.9%
2. 質問はなかった	366	432	340	402	26	30	326	379	40	53
	92.7%	94.7%	92.4%	94.4%	96.3%	100.0%	92.1%	94.3%	97.6%	98.1%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員に関連した質問があった会社は全体で前回から 2 ポイント減少し 5.3%であり、指名委員会等設置会社の 17.1%に比べると少ないものの、監査役(会)設置会社の 2.6%に比べると多くなっている(監査役(会)設置会社版問 13-2、指名委員会等設置会社版問 10-2 参照)。

問 13-3 株主総会における監査等委員会に関連した質問の内容(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 重点監査項目について	1	2	1	2	0	0	1	2	0	0
	3.4%	8.3%	3.6%	8.3%	0.0%	0.0%	3.6%	8.7%	0.0%	0.0%
2. 実査・往査について	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
	3.4%	4.2%	3.6%	4.2%	0.0%	0.0%	3.6%	4.3%	0.0%	0.0%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 監査体制について	4	2	3	2	1	0	4	2	0	0
	13.8%	8.3%	10.7%	8.3%	100.0%	0.0%	14.3%	8.7%	0.0%	0.0%
5. 経営者と監査役との意思疎通の状況について	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	3.4%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 取締役会への出席について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 会計監査人の監査結果について	4	1	3	1	1	0	4	1	0	0
	13.8%	4.2%	10.7%	4.2%	100.0%	0.0%	14.3%	4.3%	0.0%	0.0%
8. 会計監査人の独立性について	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0
	6.9%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 会計監査人との連携について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 監査等委員会の運営・議題について	2	1	1	1	1	0	2	1	0	0
	6.9%	4.2%	3.6%	4.2%	100.0%	0.0%	7.1%	4.3%	0.0%	0.0%
11. 社外監査等委員の独立性について	2	0	1	0	1	0	2	0	0	0
	6.9%	0.0%	3.6%	0.0%	100.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 社外監査等委員の役割や意思疎通の状況等について	3	2	3	2	0	0	2	2	1	0
	10.3%	8.3%	10.7%	8.3%	0.0%	0.0%	7.1%	8.7%	100.0%	0.0%
13. 監査等委員の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	0	2	0	2	0	0	0	2	0	0
	0.0%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	8.7%	0.0%	0.0%
14. 補欠監査等委員の選任について	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	3.4%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 監査等委員の監査結果について	1	2	1	2	0	0	1	2	0	0
	3.4%	8.3%	3.6%	8.3%	0.0%	0.0%	3.6%	8.7%	0.0%	0.0%
16. 監査等委員の財務・会計に関する知見について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 役員報酬について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 監査等委員会監査報告の記載内容について	2	2	2	2	0	0	2	2	0	0
	6.9%	8.3%	7.1%	8.3%	0.0%	0.0%	7.1%	8.7%	0.0%	0.0%
19. 指名・報酬に関する意見陳述権について	1	3	1	3	0	0	1	3	0	0
	3.4%	12.5%	3.6%	12.5%	0.0%	0.0%	3.6%	13.0%	0.0%	0.0%
20. その他	17	14	16	14	1	0	17	13	0	1
	58.6%	58.3%	57.1%	58.3%	100.0%	0.0%	60.7%	56.5%	0.0%	100.0%
回答社数	29	24	28	24	1	0	28	23	1	1

比率は問 13-2 で選択肢 1(質問があった)回答社数に占める割合

・全体として少数に留まるものの、「19. 指名・報酬に関する意見陳述権について」が 12.5%と最も多い。

問 13-4　株主総会における監査等委員に関連した質問への回答

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 監査等委員が回答した	24	21	23	21	1	0	24	20	0	1
	82.8%	87.5%	82.1%	87.5%	100.0%	0.0%	85.7%	87.0%	0.0%	100.0%
2. 監査等委員は回答しなかった	5	3	5	3	0	0	4	3	1	0
	17.2%	12.5%	17.9%	12.5%	0.0%	0.0%	14.3%	13.0%	100.0%	0.0%
回答社数	29	24	28	24	1	0	28	23	1	1
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 監査等委員が回答した」が前回から 4.7 ポイント増加して全体の 87.5%を占めているが、件数が少数に留まるため傾向を判断することは難しい。

Ⅲ 取締役会の状況と監査等委員会の日常活動について

問 14-1 取締役会の年間の開催数及び議案数

(平均)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
開催数(回)	14.48	14.74	14.47	14.71	14.56	15.17	14.32	14.52	15.78	16.35
決議事項(件)	38.00	38.84	37.95	38.89	38.78	38.00	37.84	38.55	39.27	40.98
報告事項(件)	37.43	39.28	37.18	39.51	40.91	35.77	37.76	39.52	34.68	37.54

・大会社以外で若干数値が多いが、すべての会社区分において開催数及び議案数に目立った差はない。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体としては監査役(会)設置会社に比べて決議事項、報告事項とも8件程度の差があるが、上場会社ではほとんど差がない。一方、指名委員会等設置会社では決議事項が少なく、報告事項が多い傾向がある。また、上場会社と非上場会社で数値に差があった監査役(会)設置会社の場合と異なる傾向が出ている(監査役(会)設置会社版問14-1、指名委員会等設置会社版問12-1参照)。

問 14-2 取締役会付議事項(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 会社法399条の13 5項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任している	76	82	72	78	4	4	74	71	2	11
	19.2%	18.0%	19.6%	18.3%	14.8%	13.3%	20.9%	17.7%	4.9%	20.4%
2. 会社法399条の13 6項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任している	143	167	136	157	7	10	134	153	9	14
	36.2%	36.6%	37.0%	36.9%	25.9%	33.3%	37.9%	38.1%	22.0%	25.9%
3. 会社法399条の13 5項もしくは会社法399条の13 6項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任してはいないが、法定事項に絞り込む傾向がある	25	40	24	38	1	2	25	37	0	3
	6.3%	8.8%	6.5%	8.9%	3.7%	6.7%	7.1%	9.2%	0.0%	5.6%
4. 会社法399条の13 5項もしくは会社法399条の13 6項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任してはいないが、「重要」、「多額」の解釈を変更して絞り込む傾向がある	57	59	54	58	3	1	54	57	3	2
	14.4%	12.9%	14.7%	13.6%	11.1%	3.3%	15.3%	14.2%	7.3%	3.7%
5. 変化はない	165	190	149	173	16	17	138	161	27	29
	41.8%	41.7%	40.5%	40.6%	59.3%	56.7%	39.0%	40.0%	65.9%	53.7%
6. その他(自由記載)	7	7	7	7	0	0	6	4	1	3
	1.8%	1.5%	1.9%	1.6%	0.0%	0.0%	1.7%	1.0%	2.4%	5.6%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・最も多いのは「5. 変化はない」で全体で前回から 0.1 ポイント減少して 41.7%であるが、監査役(会)設置会社では 81.2%であったのと比較すると何らかの変化のあった割合が多くなっており、監査等委員会設置会社への移行を契機に業務執行の決定を取締役に委任する会社がかなりあるものと思われる(監査役(会)設置会社版問 14-2 参照)。

問 14-2 「6. その他」の記載例

・会社法 399 条の 13 5 項もしくは会社法 399 条の 13 6 項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任できるようにしているが、実際に委任しているのは、まだ一部である。
・取締役会規程の別表(取締役会での決議・報告を要する項目記載)に基づき 専務執行役と事務局が協議している。また、全取締役に予定日の前 10 日を目途に議案提示の要請を事務局が行っている。上記の結果を踏まえて、付議案件が決定されている。

問 14-3 取締役会の平均所要時間

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 1 時間未満	85	99	77	91	8	8	70	83	15	16
	21.5%	21.7%	20.9%	21.4%	29.6%	26.7%	19.8%	20.6%	36.6%	29.6%
2. 1 時間以上～2 時間未満	216	257	200	242	16	15	196	230	20	27
	54.7%	56.4%	54.3%	56.8%	59.3%	50.0%	55.4%	57.2%	48.8%	50.0%
3. 2 時間以上～3 時間未満	71	79	68	74	3	5	66	71	5	8
	18.0%	17.3%	18.5%	17.4%	11.1%	16.7%	18.6%	17.7%	12.2%	14.8%
4. 3 時間以上～4 時間未満	21	17	21	15	0	2	20	14	1	3
	5.3%	3.7%	5.7%	3.5%	0.0%	6.7%	5.6%	3.5%	2.4%	5.6%
5. 4 時間以上	2	4	2	4	0	0	2	4	0	0
	0.5%	0.9%	0.5%	0.9%	0.0%	0.0%	0.6%	1.0%	0.0%	0.0%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 1 時間以上～2 時間未満」が前回から 1.7 ポイント増加して全体の 56.4%と最も多く、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 14-3、指名委員会等設置会社版問 12-2 参照)。
・上場会社で所要時間が長くなる傾向がある点は監査役(会)設置会社ほどは見られない。

問 14-4　取締役会の運営の変化（複数回答可）

上段：人数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 自己評価の実施	156	234	153	229	3	5	152	225	4	9
	39.5%	51.3%	41.6%	53.8%	11.1%	16.7%	42.9%	56.0%	9.8%	16.7%
2. 資料の事前送付	296	361	274	336	22	25	271	323	25	38
	74.9%	79.2%	74.5%	78.9%	81.5%	83.3%	76.6%	80.3%	61.0%	70.4%
3. 事前説明の実施（社外取締役など一部を対象とする場合を含む）	172	223	161	208	11	15	164	202	8	21
	43.5%	48.9%	43.8%	48.8%	40.7%	50.0%	46.3%	50.2%	19.5%	38.9%
4. 特になし	47	45	45	40	2	5	36	33	11	12
	11.9%	9.9%	12.2%	9.4%	7.4%	16.7%	10.2%	8.2%	26.8%	22.2%
5. その他	15	14	14	14	1	0	11	14	4	0
	3.8%	3.1%	3.8%	3.3%	3.7%	0.0%	3.1%	3.5%	9.8%	0.0%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・コーポレートガバナンス・コードで言及されている取締役会の自己評価を行っている会社は、全体で 11.8 ポイント増加し、過半数を超えた。一方、資料の事前送付を実施している会社は全体で 4.3 ポイント増加し 79.2%となっている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化ありとする選択肢 1～3 の回答がいずれも大半を占める指名委員会等設置会社とは異なり、監査役（会）設置会社の上場会社の傾向に近い。なお、監査役(会)設置会社でも上場会社で選択肢 1 の比率が過半数に達するなど数値の変化が見られており、今後の動向が注目される（監査役（会）設置会社版問 14-4、指名委員会等設置会社版問 12-3 参照）。

問 14-4 「5. その他」の記載例

・監査等委員会では、付議事項について、取締役会に先立って検討することを原則としている。

・取締役会決議事項は、基本的に毎週開かれる経営会議において審議されている。 しかし詳細については、別途説明が必要だが、依頼する必要がある。 また資料の事前送付は、なされているが取締役会の 1 日か 2 日前。

・常勤監査等委員が、社内の「改革推進会議」にオブザーバーとして出席し、各部署の情報収集をしている。

・常勤取締役は取締役会前の「経営会議」「常務会」等で事前協議、社外取締役については事前の資料送付。

問 14-5 取締役会における監査等委員の発言状況(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 議長からの求めに応じて発言している	96	72	90	67	6	5	88	68	8	4
	24.3%	15.8%	24.5%	15.7%	22.2%	16.7%	24.9%	16.9%	19.5%	7.4%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	373	441	347	411	26	30	334	389	39	52
	94.4%	96.7%	94.3%	96.5%	96.3%	100.0%	94.4%	96.8%	95.1%	96.3%
3. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	43	38	39	37	4	1	39	34	4	4
	10.9%	8.3%	10.6%	8.7%	14.8%	3.3%	11.0%	8.5%	9.8%	7.4%
4. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	2	2	2	2	0	0	2	1	0	1
	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.0%	1.9%
5. その他	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0
	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	2.4%	0.0%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・全体の 96.7%の会社で「2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、監査役(会)設置会社の 83.3%と比較しても高い水準にあり、指名委員会等設置会社の 100%とほぼ同じレベルにある(監査役(会)設置会社版問 14-5、指名委員会等設置会社版問 12-4 参照)。取締役会における議決権を有することが、積極的な姿勢に繋がっているものと思われる。

問 14-6 取締役会における監査等委員の発言内容(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 法令・定款への遵守性	299	352	275	332	24	20	266	310	33	42
	75.7%	77.2%	74.7%	77.9%	88.9%	66.7%	75.1%	77.1%	80.5%	77.8%
2. 経営判断原則の履行の充分性	233	282	214	260	19	22	211	251	22	31
	59.0%	61.8%	58.2%	61.0%	70.4%	73.3%	59.6%	62.4%	53.7%	57.4%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	363	407	337	383	26	24	326	362	37	45
	91.9%	89.3%	91.6%	89.9%	96.3%	80.0%	92.1%	90.0%	90.2%	83.3%
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点	249	282	226	264	23	18	225	251	24	31
	63.0%	61.8%	61.4%	62.0%	85.2%	60.0%	63.6%	62.4%	58.5%	57.4%
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異	85	103	81	98	4	5	80	95	5	8
	21.5%	22.6%	22.0%	23.0%	14.8%	16.7%	22.6%	23.6%	12.2%	14.8%
6. 同業他社における対応、それとの差異	79	89	76	84	3	5	73	78	6	11
	20.0%	19.5%	20.7%	19.7%	11.1%	16.7%	20.6%	19.4%	14.6%	20.4%
7. 業務執行の当・不当を質す観点	137	167	131	163	6	4	127	152	10	15
	34.7%	36.6%	35.6%	38.3%	22.2%	13.3%	35.9%	37.8%	24.4%	27.8%
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点	212	257	195	240	17	17	189	222	23	35
	53.7%	56.4%	53.0%	56.3%	63.0%	56.7%	53.4%	55.2%	56.1%	64.8%
9. 経営上のリスクテイクを促す観点	189	219	181	211	8	8	169	195	20	24
	47.8%	48.0%	49.2%	49.5%	29.6%	26.7%	47.7%	48.5%	48.8%	44.4%
10. 株主に与える影響、株主利益の視点	183	219	178	213	5	6	169	197	14	22
	46.3%	48.0%	48.4%	50.0%	18.5%	20.0%	47.7%	49.0%	34.1%	40.7%
11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	115	124	111	120	4	4	105	114	10	10
	29.1%	27.2%	30.2%	28.2%	14.8%	13.3%	29.7%	28.4%	24.4%	18.5%
12. その他	20	22	20	21	0	1	18	21	2	1
	5.1%	4.8%	5.4%	4.9%	0.0%	3.3%	5.1%	5.2%	4.9%	1.9%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・最も多いのは「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、89.3%となっている。次いで、「1. 法令・定款への遵守性」が77.2%、3番目は「2. 経営判断原則の履行の充分性」と「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」で61.8%となっている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」84.4%、「1. 法令・定款への遵守性」76.6%、「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」59.7%となっており、指名委員会等設置会社では「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」97.6%、「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」と「1. 法令・定款への遵守性」がいずれも 87.8%、となっており、どちらかというと監査役(会)設置会社と似た傾向があると言える。また、「10. 株主に与える影響、株主利益の視点」と「11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」について、上場会社が非上場会社に比べて明らかに比率が高い点は、監査役(会)設置会社の場合と同様である(監査役(会)設置会社版問 14-6、指名委員会等設置会社版問 12-5 参照)。

問 15-1 取締役会以外で出席する会議(複数回答可)

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 経営会議など経営に関する重要会議	327	383	305	358	22	25	297	338	30	45
	82.8%	84.0%	82.9%	84.0%	81.5%	83.3%	83.9%	84.1%	73.2%	83.3%
2. 執行役員や部門長を対象とした事業の執行状況に関する会議(執行役員会議等)	210	241	201	230	9	11	187	215	23	26
	53.2%	52.9%	54.6%	54.0%	33.3%	36.7%	52.8%	53.5%	56.1%	48.1%
3. 部長級が出席する部門内会議	101	117	97	108	4	9	95	105	6	12
	25.6%	25.7%	26.4%	25.4%	14.8%	30.0%	26.8%	26.1%	14.6%	22.2%
4. 各種の委員会	229	275	214	256	15	19	209	245	20	30
	58.0%	60.3%	58.2%	60.1%	55.6%	63.3%	59.0%	60.9%	48.8%	55.6%
5. 関係会社決算説明会	79	94	77	90	2	4	75	86	4	8
	20.0%	20.6%	20.9%	21.1%	7.4%	13.3%	21.2%	21.4%	9.8%	14.8%
6. 内部監査部門の監査報告会	214	256	202	244	12	12	195	231	19	25
	54.2%	56.1%	54.9%	57.3%	44.4%	40.0%	55.1%	57.5%	46.3%	46.3%
7. 特になし	13	9	12	8	1	1	10	8	3	1
	3.3%	2.0%	3.3%	1.9%	3.7%	3.3%	2.8%	2.0%	7.3%	1.9%
8. その他	30	36	27	32	3	4	26	30	4	6
	7.6%	7.9%	7.3%	7.5%	11.1%	13.3%	7.3%	7.5%	9.8%	11.1%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・最も多いのは「1. 経営会議など経営に関する重要会議」であり、前回から 1.2 ポイント増加して全体の 84.0%となっている。次いで、「4. 各種の委員会」が前回から 2.3 ポイント増加して 60.3%、3 番目は「6. 内部監査部門の監査報告会」で前回から 1.9 ポイント増加して 56.1%となっている。指名委員会等設置会社では比率が減少している「6. 内部監査部門の監査報告会」を除いては、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して傾向に大きな違いはない(監査役(会)設置会社版問 15-1、指名委員会等設置会社版問 13-1 参照)。

問 15-2 経営会議等における監査等委員の意見による執行側提案への影響

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 執行側提案に影響を与えたことがある	98	122	93	115	5	7	91	110	7	12
	30.0%	31.9%	30.5%	32.1%	22.7%	28.0%	30.6%	32.5%	23.3%	26.7%
2. 監査等委員は代表取締役・取締役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて経営会議等において監査等委員が指摘しなければならない事態は生じていない	60	87	56	80	4	7	56	76	4	11
	18.3%	22.7%	18.4%	22.3%	18.2%	28.0%	18.9%	22.5%	13.3%	24.4%
3. 監査等委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない	110	129	103	122	7	7	98	112	12	17
	33.6%	33.7%	33.8%	34.1%	31.8%	28.0%	33.0%	33.1%	40.0%	37.8%
4. 監査等委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない	2	1	2	1	0	0	2	1	0	0
	0.6%	0.3%	0.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.7%	0.3%	0.0%	0.0%
5. 監査等委員が指摘しなければならないような状況は生じていない	51	38	46	34	5	4	46	33	5	5
	15.6%	9.9%	15.1%	9.5%	22.7%	16.0%	15.5%	9.8%	16.7%	11.1%
6. その他	6	6	5	6	1	0	4	6	2	0
	1.8%	1.6%	1.6%	1.7%	4.5%	0.0%	1.3%	1.8%	6.7%	0.0%
回答社数	327	383	305	358	22	25	297	338	30	45
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では選択肢 3 が 33.7%と最も多くなっているが、選択肢 1 も 31.9%で続いており、拮抗している。
・「4. 指摘を真摯に受け止めてもらえない」会社は 0.3%とほとんどなかった。傾向は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 15-2、指名委員会等設置会社版問 13-2 参照)。

問 15-2 「1. 執行側提案に影響を与えたことがある」の記載例

・「常勤監査等委員」不要論に対し、「常勤」は必要と意見を述べ、「不要論」を撤回させた。
・コンプライアンス委員会設置案のメンバー構成について(当初弁護士等を交えた大上段のもの → 内部者だけで人数も絞ったスピード重視の体制)、懲戒審議に際しての本人の弁明の機会が必要の旨を要請→就業規則に明記
・会社設立から 2 年目だが、ある委員会規程に取締役会への報告が記載されているにも関わらず報告がなく、定期的な報告を求めたことで実施されるようになった。 また、重要な投資案件で投資回収に対する検討が足りない項目があり、再検討させたのち承認した。
(その他、具体的事例に関する記載多数あり)

問 15-2 「6. その他」の記載例

・監査等委員は他の執行取締役と区別されず、同等の取締役会の構成員として扱われている。
・関係会議に出席時、必要に応じ、意見を述べたことに対しては、概ね対応されている。

問 15-3 出席する委員会(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体 2016年	全体 2017年	上場 2016年	上場 2017年	非上場 2016年	非上場 2017年	大会社 2016年	大会社 2017年	大会社以外 2016年	大会社以外 2017年
1. 指名委員会(取締役候補者対象)	43	57	43	55	0	2	42	55	1	2
	18.8%	20.7%	20.1%	21.5%	0.0%	10.5%	20.1%	22.4%	5.0%	6.7%
2. 人事委員会(執行役員以下対象)	20	17	17	16	3	1	19	17	1	0
	8.7%	6.2%	7.9%	6.3%	20.0%	5.3%	9.1%	6.9%	5.0%	0.0%
3. 報酬委員会	51	58	50	57	1	1	49	56	2	2
	22.3%	21.1%	23.4%	22.3%	6.7%	5.3%	23.4%	22.9%	10.0%	6.7%
4. ガバナンス委員会	33	33	33	32	0	1	30	32	3	1
	14.4%	12.0%	15.4%	12.5%	0.0%	5.3%	14.4%	13.1%	15.0%	3.3%
5. コンプライアンス委員会	163	193	150	177	13	16	148	172	15	21
	71.2%	70.2%	70.1%	69.1%	86.7%	84.2%	70.8%	70.2%	75.0%	70.0%
6. 内部統制委員会	108	122	103	115	5	7	100	110	8	12
	47.2%	44.4%	48.1%	44.9%	33.3%	36.8%	47.8%	44.9%	40.0%	40.0%
7. リスク管理委員会	145	173	134	161	11	12	130	155	15	18
	63.3%	62.9%	62.6%	62.9%	73.3%	63.2%	62.2%	63.3%	75.0%	60.0%
8. その他	71	80	68	74	3	6	67	73	4	7
	31.0%	29.1%	31.8%	28.9%	20.0%	31.6%	32.1%	29.8%	20.0%	23.3%
回答社数	229	275	214	256	15	19	209	245	20	30

・最も多いのは「5. コンプライアンス委員会」で全体の 70.2%となっており、次いで「7. リスク管理委員会」が 62.9%である。監査役(会)設置会社と同様の傾向で、「5. コンプライアンス委員会」と「7. リスク管理委員会」の全体の比率が並んで 58.6%の指名委員会等設置会社とは異なっている(監査役(会)設置会社版問 15-3、指名委員会等設置会社版問 13-3 参照)。
・「1. 指名委員会」「3. 報酬委員会」は、監査役(会)設置会社と同様、非設置の会社が大半を占めているが(問 5 参照)、両項目とも 5%に満たない監査役(会)設置会社とは異なる。

問 16-1 個別事象に対する監査等委員の対応
将来重大な問題に発展するおそれがあると思われる事象が生じたときの監査等委員の対応別社数（複数回答可）

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	161	189	152	170	9	19	145	164	16	25
	81.3%	79.7%	81.7%	78.3%	75.0%	95.0%	81.9%	80.0%	76.2%	78.1%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	154	192	146	176	8	16	138	169	16	23
	77.8%	81.0%	78.5%	81.1%	66.7%	80.0%	78.0%	82.4%	76.2%	71.9%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	96	108	87	98	9	10	86	91	10	17
	48.5%	45.6%	46.8%	45.2%	75.0%	50.0%	48.6%	44.4%	47.6%	53.1%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	79	86	72	80	7	6	72	76	7	10
	39.9%	36.3%	38.7%	36.9%	58.3%	30.0%	40.7%	37.1%	33.3%	31.3%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	65	83	59	77	6	6	60	70	5	13
	32.8%	35.0%	31.7%	35.5%	50.0%	30.0%	33.9%	34.1%	23.8%	40.6%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	22	22	21	20	1	2	18	19	4	3
	11.1%	9.3%	11.3%	9.2%	8.3%	10.0%	10.2%	9.3%	19.0%	9.4%
7. 上記以外の対応	7	7	7	6	0	1	5	5	2	2
	3.5%	3.0%	3.8%	2.8%	0.0%	5.0%	2.8%	2.4%	9.5%	6.3%
回答社数（「8.そのような局面に遭遇することはなかった」を除く）	198	237	186	217	12	20	177	205	21	32
	(50.1)%	(52.0)%	(50.5)%	(50.9)%	(44.4)%	(66.7)%	(50.0)%	(51.0)%	(51.2)%	(59.3)%
比率は選択肢 8（そのような局面に遭遇することはなかった）を除く回答社数に対する割合										
8. そのような局面に遭遇することはなかった	197	219	182	209	15	10	177	197	20	22
	(49.9)%	(48.0)%	(49.5)%	(49.1)%	(55.6)%	(33.3)%	(50.0)%	(49.0)%	(48.8)%	(40.7)%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%

選択肢 8（そのような局面に遭遇することはなかった）の比率は、総回答社数に対する割合

・問題が発生した場合の対応については、「2. 関係する取締役から事情を聞いた」が 3.2 ポイント増加して 81.0％と最も多く、「1. 当該事象に関する情報の収集に努めた」が 1.6 ポイント減少して 79.7％で続いており、8 割以上の監査等委員が情報収集に努めている。また、「3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が 2.9 ポイント減少して 45.6％となっている。選択肢 2 が最多である点は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と異なるが、傾向に大きな差はない（監査役（会）設置会社版問 16-1、指名委員会等設置会社版問 14-1 参照）。

問 16-2 社長・経営トップとの対話機会

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 1～2 回	106	116	100	112	6	4	98	105	8	11
	26.8%	25.4%	27.2%	26.3%	22.2%	13.3%	27.7%	26.1%	19.5%	20.4%
2. 3～4 回	108	131	105	126	3	5	97	116	11	15
	27.3%	28.7%	28.5%	29.6%	11.1%	16.7%	27.4%	28.9%	26.8%	27.8%
3. 5～10 回	69	71	64	64	5	7	63	62	6	9
	17.5%	15.6%	17.4%	15.0%	18.5%	23.3%	17.8%	15.4%	14.6%	16.7%
4. 11 回以上	107	132	94	118	13	14	92	114	15	18
	27.1%	28.9%	25.5%	27.7%	48.1%	46.7%	26.0%	28.4%	36.6%	33.3%
5. なし	5	6	5	6	0	0	4	5	1	1
	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	1.1%	1.2%	2.4%	1.9%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「4. 11 回以上」が全体で 1.8 ポイント増加して 28.9%となり、「2. 3～4 回」を上回って最多となった。全体的に数値が分散しており、対話機会の頻度には会社規模が影響しているものと思われる。

・全体的には、いずれの機関設計においても「2. 3～4 回」と「4. 11 回以上」拮抗しており、ほとんど傾向には差がなくなっている(監査役(会)設置会社版問 16-2、指名委員会等設置会社版問 14-2 参照)。

問 16-3　業務執行取締役との情報共有（複数回答可）

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 業務執行取締役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける	137	180	128	169	9	11	119	157	18	23
	34.7%	39.5%	34.8%	39.7%	33.3%	36.7%	33.6%	39.1%	43.9%	42.6%
2. 業務執行取締役から経営に関する重要事項について、必要に応じて報告を受ける	250	297	232	279	18	18	226	267	24	30
	63.3%	65.1%	63.0%	65.5%	66.7%	60.0%	63.8%	66.4%	58.5%	55.6%
3. 特になし	24	15	22	13	2	2	21	12	3	3
	6.1%	3.3%	6.0%	3.1%	7.4%	6.7%	5.9%	3.0%	7.3%	5.6%
4. その他	16	14	16	14	0	0	15	12	1	2
	4.1%	3.1%	4.3%	3.3%	0.0%	0.0%	4.2%	3.0%	2.4%	3.7%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・特に情報共有をしていない会社は前回から 2.8 ポイント減少して 3.3％であり、ほとんどの会社で業務執行取締役との情報共有が行われている点は変わらない。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社では「1. 執行役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける」が 78.0％と高いことを除き、両機関設計と大きな差異はない（監査役（会）設置会社版問 16-3、指名委員会等設置会社版問 14-3 参照）。

問 16-3 「4. その他」の記載例

・各担当組織への往査を年次で 1 回ずつ行っている。
・業務監査時のインタビューと、業務監査終了時のフィードバック報告
・四半期毎に業務執行状況の報告会へ出席する。また、常勤監査等委員は執行役員会議等の重要会議へ出席し非常勤監査等委員と情報共有を行っている。
・毎週開催の経営会議等で情報は共有している。 必要に応じて報告を受けている。 定期的なヒアリングを実施している。

問 16-4 監査等委員でない社外取締役との連携(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体 2016年	全体 2017年	上場 2016年	上場 2017年	非上場 2016年	非上場 2017年	大会社 2016年	大会社 2017年	大会社以外 2016年	大会社以外 2017年
1. 監査等委員会に出席してもらっている	43	39	40	37	3	2	35	36	8	3
	10.9%	8.6%	10.9%	8.7%	11.1%	6.7%	9.9%	9.0%	19.5%	5.6%
2. 常勤の監査等委員が定期的に情報提供もしくは意見交換をしている	30	21	27	21	3	0	26	20	4	1
	7.6%	4.6%	7.3%	4.9%	11.1%	0.0%	7.3%	5.0%	9.8%	1.9%
3. 常勤の監査等委員が必要に応じ情報提供もしくは意見交換をしている	62	56	53	51	9	5	58	53	4	3
	15.7%	12.3%	14.4%	12.0%	33.3%	16.7%	16.4%	13.2%	9.8%	5.6%
4. 社外の監査等委員が情報提供もしくは意見交換をしている	22	31	20	29	2	2	22	29	0	2
	5.6%	6.8%	5.4%	6.8%	7.4%	6.7%	6.2%	7.2%	0.0%	3.7%
5. 特に情報提供もしくは意見交換はしていない	43	40	43	39	0	1	40	38	3	2
	10.9%	8.8%	11.7%	9.2%	0.0%	3.3%	11.3%	9.5%	7.3%	3.7%
6. 監査等委員でない社外取締役はいない	240	302	225	279	15	23	213	257	27	45
	60.8%	66.2%	61.1%	65.5%	55.6%	76.7%	60.2%	63.9%	65.9%	83.3%
7. その他		18		18		0		16		2
		3.9%		4.2%		0.0%		4.0%		3.7%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・前回同様、監査等委員でない社外取締役を選任していない会社が過半数ではあるものの、選任されている場合には、常勤の監査等委員が情報提供もしくは意見交換を行っている場合が多い。

・他の機関設計との比較では、監査役(会)設置会社では「常勤の監査役による情報提供もしくは情報交換」が 47.3%であり、監査等委員会設置会社同様に常勤者が中心的な役割を担っているが、指名委員会等設置会社では、「社外の監査委員による情報提供もしくは情報交換」が 31.7%と最も多い。また、監査役(会)設置会社では、「5. 特に情報提供もしくは意見交換はしていない」が 33.5%と高いといった差異がある(監査役(会)設置会社版問 16-4、指名委員会等設置会社版問 14-4 参照)。

問 16-4 「7. その他」の記載例

・四半期毎に三様監査連絡会を実施。
・社外監査等委員のうち 1 名は毎週出社され、意見交換を行っている。 他の社外監査等委員は会計監査人との意見交換など重要な場面に同席いただいており、その時点で意見交換などを行っている。
・部門往査に参加してもらっている。
・連携するための会議がある。コンプライアンス委員会、代表取締役との懇談、社外取締役(監査等委員も含む)のみのミーティング

問 16-5 監査等委員でない社外取締役との情報交換等の頻度

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 1～2 回	19	15	17	15	2	0	19	15	0	0
	17.0%	14.7%	17.0%	15.6%	16.7%	0.0%	18.8%	15.6%	0.0%	0.0%
2. 3～4 回	30	24	26	22	4	2	28	24	2	0
	26.8%	23.5%	26.0%	22.9%	33.3%	33.3%	27.7%	25.0%	18.2%	0.0%
3. 5～10 回	26	20	25	19	1	1	24	20	2	0
	23.2%	19.6%	25.0%	19.8%	8.3%	16.7%	23.8%	20.8%	18.2%	0.0%
4. 11 回以上	24	31	20	28	4	3	21	27	3	4
	21.4%	30.4%	20.0%	29.2%	33.3%	50.0%	20.8%	28.1%	27.3%	66.7%
5. なし	13	12	12	12	1	0	9	10	4	2
	11.6%	11.8%	12.0%	12.5%	8.3%	0.0%	8.9%	10.4%	36.4%	33.3%
回答社数	112	102	100	96	12	6	101	96	11	6
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・社長・経営トップとの対話機会の場合と同様、「4. 11 回以上」が 9 ポイント増加して最多となった(問 16-2 参照)一方、情報交換等を行っていない会社が 11.8%ある。回答数が少ないので他の機関設計との相違の有無の傾向の判断は難しいが、全体的に監査役(会)設置会社よりも情報交換等の頻度は多い傾向にある(監査役(会)設置会社版問 16-5、指名委員会等設置会社版問 14-5 参照)。

問 17-1 会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. あった	372	432	347	405	25	27	333	381	39	51
	94.2%	94.7%	94.3%	95.1%	92.6%	90.0%	94.1%	94.8%	95.1%	94.4%
2. なかった	23	24	21	21	2	3	21	21	2	3
	5.8%	5.3%	5.7%	4.9%	7.4%	10.0%	5.9%	5.2%	4.9%	5.6%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・すべての会社区分において担当取締役等からの事前の情報提供が行われている会社が前回同様 9 割以上を占めている。監査役(会)設置会社では、ほぼ同じ比率であるが、指名委員会等設置会社では 100%となっている(監査役(会)設置会社版問 17-1、指名委員会等設置会社版問 15-1 参照)。

問 17-2 会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の時期(複数選択可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	58	79	56	70	2	9	55	63	3	16
	15.6%	18.3%	16.1%	17.3%	8.0%	33.3%	16.5%	16.5%	7.7%	31.4%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	129	145	124	136	5	9	119	133	10	12
	34.7%	33.6%	35.7%	33.6%	20.0%	33.3%	35.7%	34.9%	25.6%	23.5%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	123	161	110	152	13	9	104	143	19	18
	33.1%	37.3%	31.7%	37.5%	52.0%	33.3%	31.2%	37.5%	48.7%	35.3%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	148	170	136	158	12	12	137	149	11	21
	39.8%	39.4%	39.2%	39.0%	48.0%	44.4%	41.1%	39.1%	28.2%	41.2%
回答社数	372	432	347	405	25	27	333	381	39	51

・全体としては「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が前回から0.4ポイント減少して39.4%と最も多く、続いて多いのは「3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」で 37.3%となっている。
・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体的に監査役(会)設置会社と傾向が近く、指名委員会等設置会社は選択肢 1～2 が他の機関設計より低く、選択肢 3～4 が他の機関設計より高くなっている(監査役(会)設置会社版問 17-2、指名委員会等設置会社版問 15-2 参照)。

問 17-3 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. あった	325	373	303	349	22	24	291	327	34	46
	82.3%	81.8%	82.3%	81.9%	81.5%	80.0%	82.2%	81.3%	82.9%	85.2%
2. なかった	70	83	65	77	5	6	63	75	7	8
	17.7%	18.2%	17.7%	18.1%	18.5%	20.0%	17.8%	18.7%	17.1%	14.8%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・会計監査人からの情報提供があった会社は、全体で81.8%となっており、全会社区分でほとんど差はない。
・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と傾向に相違はなく、担当取締役等からの情報提供に比べると少ないことも同様である(監査役(会)設置会社版問 17-3、指名委員会等設置会社版問 15-3 参照)。

問 17-4 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期(複数選択可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	60	71	59	63	1	8	57	59	3	12
	18.5%	19.0%	19.5%	18.1%	4.5%	33.3%	19.6%	18.0%	8.8%	26.1%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	85	114	82	106	3	8	75	101	10	13
	26.2%	30.6%	27.1%	30.4%	13.6%	33.3%	25.8%	30.9%	29.4%	28.3%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	119	118	110	114	9	4	106	104	13	14
	36.6%	31.6%	36.3%	32.7%	40.9%	16.7%	36.4%	31.8%	38.2%	30.4%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	92	124	83	116	9	8	82	107	10	17
	28.3%	33.2%	27.4%	33.2%	40.9%	33.3%	28.2%	32.7%	29.4%	37.0%
回答社数	325	373	303	349	22	24	291	327	34	46

・「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が前回から 4.9 ポイント増加して 33.2%と最も多い。
・監査役(会)設置会社でも「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 32.5%と最も多く、選択肢 2~4 が拮抗していることも含め傾向は同じである。一方、指名委員会等設置会社では選択肢4が55.9%と飛びぬけて多く、選択肢2が 20.6%と低くなっている(監査役(会)設置会社版問 17-4、指名委員会等設置会社版問 15-4 参照)。

問 17-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 十分把握していた	118	156	112	144	6	12	109	134	9	22
	29.9%	34.2%	30.4%	33.8%	22.2%	40.0%	30.8%	33.3%	22.0%	40.7%
2. ある程度把握していた	249	267	229	252	20	15	220	239	29	28
	63.0%	58.6%	62.2%	59.2%	74.1%	50.0%	62.1%	59.5%	70.7%	51.9%
3. 把握は不十分であった	20	26	19	23	1	3	17	22	3	4
	5.1%	5.7%	5.2%	5.4%	3.7%	10.0%	4.8%	5.5%	7.3%	7.4%
4. 全く把握していなかった	8	7	8	7	0	0	8	7	0	0
	2.0%	1.5%	2.2%	1.6%	0.0%	0.0%	2.3%	1.7%	0.0%	0.0%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 十分把握していた」と「2. ある程度把握していた」の合計は全体で 92.8%となっており、監査等委員会が執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえることは、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 17-5、指名委員会等設置会社版問 15-5 参照)。

問 17-6 会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 決議事項として付議されている	137	184	128	174	9	10	118	156	19	28
	34.7%	40.4%	34.8%	40.8%	33.3%	33.3%	33.3%	38.8%	46.3%	51.9%
2. 報告事項として付議されている	86	85	78	80	8	5	77	71	9	14
	21.8%	18.6%	21.2%	18.8%	29.6%	16.7%	21.8%	17.7%	22.0%	25.9%
3. 付議されていない	172	187	162	172	10	15	159	175	13	12
	43.5%	41.0%	44.0%	40.4%	37.0%	50.0%	44.9%	43.5%	31.7%	22.2%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 決議事項として付議されている」と「2. 報告事項として付議されている」の合計は全体で前回から 2.5 ポイント増加し 59.0%であり、過半数の会社で会計監査人の報酬額が取締役会に付議されている。監査役(会)設置会社とは同様であるが、「3. 付議されていない」が 65.9%の指名委員会等設置会社とは異なる状況である(監査役(会)設置会社版問 17-6、指名委員会等設置会社版問 15-6 参照)。

問 17-7 会計監査人選任議案の決定プロセス

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 執行側で原案を作成し、それを監査等委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる	192	254	175	236	17	18	168	226	24	28
	48.6%	55.7%	47.6%	55.4%	63.0%	60.0%	47.5%	56.2%	58.5%	51.9%
2. 執行側で原案を作成し、それを監査等委員会で決定する。ただし、原案が否決された場合は、監査等委員会で代替案を作成する	35	33	33	31	2	2	29	29	6	4
	8.9%	7.2%	9.0%	7.3%	7.4%	6.7%	8.2%	7.2%	14.6%	7.4%
3. 原案の作成等は監査等委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する	88	88	85	83	3	5	85	78	3	10
	22.3%	19.3%	23.1%	19.5%	11.1%	16.7%	24.0%	19.4%	7.3%	18.5%
4. 性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査等委員会側が自ら準備する	59	67	56	65	3	2	54	59	5	8
	14.9%	14.7%	15.2%	15.3%	11.1%	6.7%	15.3%	14.7%	12.2%	14.8%
5. その他	21	14	19	11	2	3	18	10	3	4
	5.3%	3.1%	5.2%	2.6%	7.4%	10.0%	5.1%	2.5%	7.3%	7.4%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・会計監査人選任議案については執行側で主導している会社(選択肢 1 及び 2)が前回から 5.4 ポイント増加し、全体で 62.9%と過半数を占めている。
・監査等委員会側が主導して準備する(選択肢 3 及び 4)の合計は前回より 3.2 ポイント減少し 34.0%に留まっている。
・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「監査役(会)もしくは監査委員会側が主導して準備する(選択肢 3 及び 4)」が、監査役(会)設置会社で 29.5%、指名委員会等設置会社で 56.1%となっており、監査役(会)設置会社では「議案決定のプロセスを決めていない」が 27.4%あることを勘案すると議案決定のプロセスを決めている会社の中で「監査役(会)側が主導して準備する」会社の比率は高くなることとなり、監査等委員会設置会社の数値は相対的に低いと思われる(監査役(会)設置会社版問 17-7、指名委員会等設置会社版問 15-7 参照)。

問 17-8　会計監査人の選任又は再任

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 今期新たに選任した	11	22	8	18	3	4	8	18	3	4
	2.8%	4.8%	2.2%	4.2%	11.1%	13.3%	2.3%	4.5%	7.3%	7.4%
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した	383	433	360	408	23	25	346	384	37	49
	97.0%	95.0%	97.8%	95.8%	85.2%	83.3%	97.7%	95.5%	90.2%	90.7%
3. その他	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	3.7%	3.3%	0.0%	0.0%	2.4%	1.9%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」が全体で 95.0%となっており、ほとんどの会社が再任していることは、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である（監査役（会）設置会社版問 17-8、指名委員会等設置会社版問 15-8 参照）。

問 17-9-1　会計監査人の再任に関する監査等委員会における審議等

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 監査等委員会で審議した	344	403	325	383	19	20	313	358	31	45
	89.8%	93.1%	90.3%	93.9%	82.6%	80.0%	90.5%	93.2%	83.8%	91.8%
2. 監査等委員会で審議していないが、監査等委員間の確認を取った	31	24	28	20	3	4	28	21	3	3
	8.1%	5.5%	7.8%	4.9%	13.0%	16.0%	8.1%	5.5%	8.1%	6.1%
3. 監査等委員会で審議しておらず、また、監査等委員間の確認も取っていない	8	6	7	5	1	1	5	5	3	1
	2.1%	1.4%	1.9%	1.2%	4.3%	4.0%	1.4%	1.3%	8.1%	2.0%
回答社数	383	433	360	408	23	25	346	384	37	49
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 監査等委員会で審議した」会社は全体の 93.1%であり、大半の会社では監査等委員会での審議が行われているが、非上場会社では全体に比べ約 10 ポイント程度低い比率となっている。「監査役（会）もしくは監査委員会で審議した」が、監査役(会)設置会社では全体で 74.9%、指名委員会等設置会社では全体で 97.6%と指名委員会等設置会社に近いが、非上場会社については 100%である指名委員会等設置会社と 53.3%である監査役(会)設置会社の中間に位置している。これは、指名委員会等設置会社のほとんどが上場大会社であり、監査等委員会設置会社においても相当程度の会社が上場大会社であることが影響しているものと思われる（監査役（会）設置会社版問 17-9-1、指名委員会等設置会社版問 15-9-1 参照）。

問 17-9-2 会計監査人の再任に関する経営執行部からの確認依頼

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 書面で確認の依頼があった	101	122	96	117	5	5	91	107	10	15
	26.4%	28.2%	26.7%	28.7%	21.7%	20.0%	26.3%	27.9%	27.0%	30.6%
2. 口頭で確認の依頼があった	162	164	151	152	11	12	146	140	16	24
	42.3%	37.9%	41.9%	37.3%	47.8%	48.0%	42.2%	36.5%	43.2%	49.0%
3. 書面でも口頭でも確認の依頼はなかった	120	147	113	139	7	8	109	137	11	10
	31.3%	33.9%	31.4%	34.1%	30.4%	32.0%	31.5%	35.7%	29.7%	20.4%
回答社数	383	433	360	408	23	25	346	384	37	49
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・書面か口頭かにかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が全体の 66.1%となっている。約 3 分の 1 の会社では依頼がないことについては、気がかりなところである。依頼がない場合の数値は監査役(会)設置会社と同様であり、指名委員会等設置会社は 43.9%と高くなっている(監査役(会)設置会社版問 17-9-2、指名委員会等設置会社版問 15-9-2 参照)。

問 17-9-3 会計監査人の再任に関する監査等委員会の決定

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 監査等委員会の決定を書面で提出した	277	336	263	319	14	17	248	300	29	36
	72.3%	77.6%	73.1%	78.2%	60.9%	68.0%	71.7%	78.1%	78.4%	73.5%
2. 監査等委員会の決定の旨を口頭で伝えた	85	76	78	71	7	5	80	66	5	10
	22.2%	17.6%	21.7%	17.4%	30.4%	20.0%	23.1%	17.2%	13.5%	20.4%
3. 監査等委員会から決定について何も伝えなかった	21	21	19	18	2	3	18	18	3	3
	5.5%	4.8%	5.3%	4.4%	8.7%	12.0%	5.2%	4.7%	8.1%	6.1%
回答社数	383	433	360	408	23	25	346	384	37	49
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 監査等委員会の決定を書面で提出した」が全体で 5.3 ポイント増加し 77.6%と最も多く、また、上場会社、大会社、大会社以外でも前回に引き続き 7 割を超えた。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社の比率が 58.5%とやや低い傾向にある(監査役(会)設置会社版問 17-9-3、指名委員会等設置会社版問 15-9-3 参照)。

問 17-10 会計監査人の評価基準

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にして策定した会計監査人の評価基準を有する。	298	355	285	335	13	20	275	318	23	37
	75.4%	77.9%	77.4%	78.6%	48.1%	66.7%	77.7%	79.1%	56.1%	68.5%
2. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にせず策定した会計監査人の評価基準を有する。	21	20	18	20	3	0	17	20	4	0
	5.3%	4.4%	4.9%	4.7%	11.1%	0.0%	4.8%	5.0%	9.8%	0.0%
3. 会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する。	72	73	62	65	10	8	59	58	13	15
	18.2%	16.0%	16.8%	15.3%	37.0%	26.7%	16.7%	14.4%	31.7%	27.8%
4. その他	4	8	3	6	1	2	3	6	1	2
	1.0%	1.8%	0.8%	1.4%	3.7%	6.7%	0.8%	1.5%	2.4%	3.7%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体としては選択肢 1 が 77.9%と前回同様最も多く、選択肢 2 と合わせると 8 割以上となる。

・非上場会社や大会社以外では、評価基準を有する会社の比率は相対的に低いが、前回に比べると比率が上昇している。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、会計監査人の評価基準の策定が行われている会社の比率は、監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の中間に位置し、「3.会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する」も、監査役(会)設置会社の 26.5%と指名委員会等設置会社の 2.4%の中間に位置する(監査役(会)設置会社版問 17-10、指名委員会等設置会社版問 15-10 参照)。

問 17-10 「4. その他」の記載例(実施項目)

・会計監査人の能力、実績とグローバルグループにおける会計監査人との統一性におけるコスト

問 18-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 提出会社である	369	426	364	419	5	7	341	388	28	38
	93.4%	93.4%	98.9%	98.4%	18.5%	23.3%	96.3%	96.5%	68.3%	70.4%
2. 提出会社ではない	26	30	4	7	22	23	13	14	13	16
	6.6%	6.6%	1.1%	1.6%	81.5%	76.7%	3.7%	3.5%	31.7%	29.6%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・提出を義務付けられる上場会社ではほぼすべての会社が提出しており、提出を義務付けられていない非上場会社ではほとんどの会社が提出していない。指名委員会等設置会社では提出している会社はすべて上場会社であるが、監査役(会)設置会社と比較すると、非上場会社で提出している会社の比率が、監査役(会)設置会社(4.5%)に比べやや多い(監査役(会)設置会社版問 18-1、指名委員会等設置会社版問 16-1 参照)。

問 18-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	330	373	325	370	5	3	308	343	22	30
	89.4%	87.6%	89.3%	88.3%	100.0%	42.9%	90.3%	88.4%	78.6%	78.9%
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査等委員会の監査計画を監査人に説明した	150	141	148	141	2	0	140	129	10	12
	40.7%	33.1%	40.7%	33.7%	40.0%	0.0%	41.1%	33.2%	35.7%	31.6%
3. 四半期に1回以上、四半期レビュー報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	293	338	288	336	5	2	274	314	19	24
	79.4%	79.3%	79.1%	80.2%	100.0%	28.6%	80.4%	80.9%	67.9%	63.2%
4. 定時株主総会に提出する監査等委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	238	274	236	272	2	2	224	252	14	22
	64.5%	64.3%	64.8%	64.9%	40.0%	28.6%	65.7%	64.9%	50.0%	57.9%
5. 定時株主総会に提出する監査等委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	53	69	51	67	2	2	45	64	8	5
	14.4%	16.2%	14.0%	16.0%	40.0%	28.6%	13.2%	16.5%	28.6%	13.2%
6. 監査等委員会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に取締役が立ち会った場合を含む)	107	121	106	121	1	0	98	114	9	7
	29.0%	28.4%	29.1%	28.9%	20.0%	0.0%	28.7%	29.4%	32.1%	18.4%
回答社数	369	426	364	419	5	7	341	388	28	38

比率は問 18-1 の選択肢 1(内部統制報告書を提出している)回答社数に占める割合

・全体で見ると、「監査人の監査計画作成時(選択肢1)」(87.6%)、「四半期に1回以上、四半期レビュー報告時(選択肢 3)」(79.3%)、「定時株主総会に提出する監査等委員会監査報告の作成時」(書面で受領が全体で 64.3%)といった節目に大半の監査等委員会が監査人から報告を受けていることがうかがえる。他方、「2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査等委員会の監査計画を監査人に説明した」は 7.6 ポイント減少して 33.1%と、監査等委員会から監査人への情報提供はあまり進んでいない。この傾向は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会と同様である(監査役(会)設置会社版問 18-2、指名委員会等設置会社版問 16-2 参照)。

問 19-1 監査等委員会への報告体制

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 体制の構築も運用も十分になされている	199	264	186	250	13	14	181	237	18	27
	50.4%	57.9%	50.5%	58.7%	48.1%	46.7%	51.1%	59.0%	43.9%	50.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	153	145	145	137	8	8	140	128	13	17
	38.7%	31.8%	39.4%	32.2%	29.6%	26.7%	39.5%	31.8%	31.7%	31.5%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	43	47	37	39	6	8	33	37	10	10
	10.9%	10.3%	10.1%	9.2%	22.2%	26.7%	9.3%	9.2%	24.4%	18.5%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が全体で前回から 7.5 ポイント増加し 57.9%となっている。指名委員会等設置会社では、82.9%であり、傾向は監査役(会)設置会社と同じレベルにある。
・また、「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が指名委員会等設置会社では 17.1%であるのに対し、監査役(会)設置会社は 38.5%であり、両者の中間にある(監査役(会)設置会社版問 19-2、指名委員会等設置会社版問 17-1 参照)。

問 19-2 監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 体制の構築も運用も十分になされている	256	308	241	293	15	15	237	277	19	31
	64.8%	67.5%	65.5%	68.8%	55.6%	50.0%	66.9%	68.9%	46.3%	57.4%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	91	96	87	89	4	7	82	81	9	15
	23.0%	21.1%	23.6%	20.9%	14.8%	23.3%	23.2%	20.1%	22.0%	27.8%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	23	35	17	28	6	7	14	30	9	5
	5.8%	7.7%	4.6%	6.6%	22.2%	23.3%	4.0%	7.5%	22.0%	9.3%
4. その他	25	17	23	16	2	1	21	14	4	3
	6.3%	3.7%	6.3%	3.8%	7.4%	3.3%	5.9%	3.5%	9.8%	5.6%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が前回から 2.7 ポイント増加して全体で 67.5%となっている。
・傾向としては監査役(会)設置会社に近く、指名委員会等設置会社では「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が 87.8%、「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 17.1%であるのに対し、監査役(会)設置会社では「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が 60.1%、「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 21.1%となっている(監査役(会)設置会社版問 19-3、指名委員会等設置会社版問 17-2 参照)。

問 19-3　監査等委員会の費用等に係る体制

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 体制の構築も運用も十分になされている	338	388	318	366	20	22	305	347	33	41
	85.6%	85.1%	86.4%	85.9%	74.1%	73.3%	86.2%	86.3%	80.5%	75.9%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	37	46	34	42	3	4	34	36	3	10
	9.4%	10.1%	9.2%	9.9%	11.1%	13.3%	9.6%	9.0%	7.3%	18.5%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	13	16	9	13	4	3	9	13	4	3
	3.3%	3.5%	2.4%	3.1%	14.8%	10.0%	2.5%	3.2%	9.8%	5.6%
4. その他	7	6	7	5	0	1	6	6	1	0
	1.8%	1.3%	1.9%	1.2%	0.0%	3.3%	1.7%	1.5%	2.4%	0.0%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」は前回から 0.5 ポイント減少しているものの全体で 85.1%と 8 割以上を占め、監査等委員会への報告体制(問 19-1)、監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制(問 19-2)よりも多い。

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が指名委員会等設置会社では 97.6%と監査等委員会設置会社が下回っているが、監査役(会)設置会社の 79.8%を上回っており、中間と位置付けられる。いずれの機関設計とも高い割合を有している(監査役(会)設置会社版問 19-4、指名委員会等設置会社版問 17-3 参照)。

問 19-4　内部通報制度

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 内部通報制度がある	392	452	366	424	26	28	352	399	40	53
	99.2%	99.1%	99.5%	99.5%	96.3%	93.3%	99.4%	99.3%	97.6%	98.1%
2. 内部通報制度はない	3	4	2	2	1	2	2	3	1	1
	0.8%	0.9%	0.5%	0.5%	3.7%	6.7%	0.6%	0.7%	2.4%	1.9%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 19-5　監査等委員会への通報窓口の有無

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1.監査等委員会(もしくは特定の監査等委員)も内部通報の窓口の 1 つになっている	184	200	167	185	17	15	156	174	28	26
	46.9%	44.2%	45.6%	43.6%	65.4%	53.6%	44.3%	43.6%	70.0%	49.1%
2. 監査等委員は内部通報の窓口になっていない	208	252	199	239	9	13	196	225	12	27
	53.1%	55.8%	54.4%	56.4%	34.6%	46.4%	55.7%	56.4%	30.0%	50.9%
回答社数	392	452	366	424	26	28	352	399	40	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員が内部通報の窓口になっている会社は全体で 2.7 ポイント減少し 44.2%となっている。監査役(会)設置会社よりは高く、指名委員会等設置会社と同等の比率である(それぞれ 31.7%、46.3%)(監査役(会)設置会社版問 19-6、指名委員会等設置会社版問 17-5 参照)。

問 20-1 監査等委員の報酬等の制度(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	29	20	29	18	0	2	29	17	0	3
	7.5%	4.6%	8.1%	4.4%	0.0%	6.9%	8.4%	4.4%	0.0%	5.6%
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	355	416	329	389	26	27	314	365	41	51
	92.2%	95.0%	91.6%	95.1%	100.0%	93.1%	91.3%	95.1%	100.0%	94.4%
3. 賞与の支給制度	44	51	43	50	1	1	44	47	0	4
	11.4%	11.6%	12.0%	12.2%	3.8%	3.4%	12.8%	12.2%	0.0%	7.4%
4. 退職慰労金の支給制度	48	49	42	46	6	3	38	39	10	10
	12.5%	11.2%	11.7%	11.2%	23.1%	10.3%	11.0%	10.2%	24.4%	18.5%
5. ストック・オプションの支給制度	9	11	9	9	0	2	8	8	1	3
	2.3%	2.5%	2.5%	2.2%	0.0%	6.9%	2.3%	2.1%	2.4%	5.6%
回答社数	385	438	359	409	26	29	344	384	41	54

・ほとんどの会社が「2. 月額報酬(定額基本給のみ)」であることは、監査役(会)設置会社と同様で、業績連動を組み合わせる比率が高い指名委員会等設置会社の数値(87.5%)とは異なる。なお、「4. 退職慰労金の支給制度」がある会社は全体の 11.2%であり、監査役(会)設置会社(22.8%)と指名委員会等設置会社(3.1%)の中間と位置付けられる(監査役(会)設置会社版問 20-1、指名委員会等設置会社版問 18-1 参照)。

問 20-2 監査等委員への賞与の支給の有無
(問 20-1 で 3.賞与の支給制度ありと回答した会社の支給状況別社数)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
1. 監査等委員への賞与の支給があった	33	44	33	44	0	0	33	40	0	4
	78.6%	86.3%	80.5%	88.0%	0.0%	0.0%	78.6%	85.1%	0.0%	100.0%
2. 監査等委員への賞与の支給はなかった	9	7	8	6	1	1	9	7	0	0
	21.4%	13.7%	19.5%	12.0%	100.0%	100.0%	21.4%	14.9%	0.0%	0.0%
回答社数	42	51	41	50	1	1	42	47	0	4
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%

・監査等委員の賞与制度を採用している会社で実際に支給されているケースは全体の 86.3%であり、指名委員会等設置会社(100%)、監査役(会)設置会社(91.2%)に比べ低い比率となっている(監査役(会)設置会社版問 20-2、指名委員会等設置会社版問 18-2 参照)。

問 20-3 監査等委員の年額報酬額(全体)

監査等委員年額報酬額(ストック・オプション、退職慰労金を除く)のレベル別人数

全体	2016 年					2017 年				
上段:人数 下段:比率	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200 万円未満	2	1	4	102	109	3	2	8	63	76
	0.7%	0.9%	9.8%	12.9%	8.9%	1.0%	1.7%	21.1%	14.2%	8.5%
2. 200 万円以上～	8	18	22	365	413	5	16	18	202	241
500 万円未満	2.9%	16.5%	53.7%	46.2%	33.9%	1.7%	13.8%	47.4%	45.6%	26.9%
3. 500 万円以上～	21	17	9	210	257	32	27	7	116	182
750 万円未満	7.5%	15.6%	22.0%	26.6%	21.1%	10.7%	23.3%	18.4%	26.2%	20.3%
4. 750 万円以上～	43	19	6	69	137	41	19	3	37	100
1,000 万円未満	15.4%	17.4%	14.6%	8.7%	11.2%	13.7%	16.4%	7.9%	8.4%	11.1%
5. 1,000 万円以上～	54	24	0	22	100	56	22	1	12	91
1,250 万円未満	19.4%	22.0%	0.0%	2.8%	8.2%	18.7%	19.0%	2.6%	2.7%	10.1%
6. 1,250 万円以上～	48	8	0	10	66	54	5	1	7	67
1,500 万円未満	17.2%	7.3%	0.0%	1.3%	5.4%	18.0%	4.3%	2.6%	1.6%	7.5%
7. 1,500 万円以上～	35	6	0	9	50	33	8	0	3	44
1,750 万円未満	12.5%	5.5%	0.0%	1.1%	4.1%	11.0%	6.9%	0.0%	0.7%	4.9%
8. 1,750 万円以上～	27	10	0	0	37	33	13	0	2	48
2,000 万円未満	9.7%	9.2%	0.0%	0.0%	3.0%	11.0%	11.2%	0.0%	0.5%	5.4%
9. 2,000 万円以上～	25	3	0	3	31	26	4	0	1	31
2,500 万円未満	9.0%	2.8%	0.0%	0.4%	2.5%	8.7%	3.4%	0.0%	0.2%	3.5%
10. 2,500 万円以上	6	0	0	0	6	9	0	0	0	9
～3,000 万円未満	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
11. 3,000 万円以上	10	3	0	0	13	8	0	0	0	8
	3.6%	2.8%	0.0%	0.0%	1.1%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
合計人数	279	109	41	790	1,219	300	116	38	443	897
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（上場/非上場別）

上場会社	2016 年					2017 年				
上段:人数 下段:比率	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200 万円未満	2	1	4	91	98	2	2	6	52	62
	0.8%	1.0%	10.5%	12.3%	8.6%	0.7%	2.0%	16.7%	12.7%	7.5%
2. 200 万円以上～500 万円未満	7	17	19	342	385	5	12	18	189	224
	2.7%	16.8%	50.0%	46.4%	33.9%	1.8%	11.8%	50.0%	46.0%	26.9%
3. 500 万円以上～750 万円未満	19	14	9	201	243	28	22	7	112	169
	7.3%	13.9%	23.7%	27.3%	21.4%	9.9%	21.6%	19.4%	27.3%	20.3%
4. 750 万円以上～1,000 万円未満	39	17	6	67	129	37	16	3	35	91
	14.9%	16.8%	15.8%	9.1%	11.3%	13.1%	15.7%	8.3%	8.5%	10.9%
5. 1,000 万円以上～1,250 万円未満	52	23	0	19	94	54	21	1	12	88
	19.9%	22.8%	0.0%	2.6%	8.3%	19.1%	20.6%	2.8%	2.9%	10.6%
6. 1,250 万円以上～1,500 万円未満	47	8	0	10	65	54	5	1	6	66
	18.0%	7.9%	0.0%	1.4%	5.7%	19.1%	4.9%	2.8%	1.5%	7.9%
7. 1,500 万円以上～1,750 万円未満	34	6	0	5	45	31	8	0	3	42
	13.0%	5.9%	0.0%	0.7%	4.0%	11.0%	7.8%	0.0%	0.7%	5.0%
8. 1,750 万円以上～2,000 万円未満	25	10	0	0	35	31	13	0	1	45
	9.6%	9.9%	0.0%	0.0%	3.1%	11.0%	12.7%	0.0%	0.2%	5.4%
9. 2,000 万円以上～2,500 万円未満	24	3	0	2	29	25	3	0	1	29
	9.2%	3.0%	0.0%	0.3%	2.6%	8.8%	2.9%	0.0%	0.2%	3.5%
10. 2,500 万円以上～3,000 万円未満	6	0	0	0	6	9	0	0	0	9
	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%
11. 3,000 万円以上	6	2	0	0	8	7	0	0	0	7
	2.3%	2.0%	0.0%	0.0%	0.7%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
合計人数	261	101	38	737	1,137	283	102	36	411	832
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

非上場会社	2016年					2017年				
上段:人数 下段:比率	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200万円未満	0	0	0	11	11	1	0	2	11	14
	0.0%	0.0%	0.0%	20.8%	13.4%	5.9%	0.0%	100.0%	34.4%	21.5%
2. 200万円以上～ 500万円未満	1	1	3	23	28	0	4	0	13	17
	5.6%	12.5%	100.0%	43.4%	34.1%	0.0%	28.6%	0.0%	40.6%	26.2%
3. 500万円以上～ 750万円未満	2	3	0	9	14	4	5	0	4	13
	11.1%	37.5%	0.0%	17.0%	17.1%	23.5%	35.7%	0.0%	12.5%	20.0%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	4	2	0	2	8	4	3	0	2	9
	22.2%	25.0%	0.0%	3.8%	9.8%	23.5%	21.4%	0.0%	6.3%	13.8%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	2	1	0	3	6	2	1	0	0	3
	11.1%	12.5%	0.0%	5.7%	7.3%	11.8%	7.1%	0.0%	0.0%	4.6%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1
	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	1.5%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	1	0	0	4	5	2	0	0	0	2
	5.6%	0.0%	0.0%	7.5%	6.1%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	2	0	0	0	2	2	0	0	1	3
	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	11.8%	0.0%	0.0%	3.1%	4.6%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	1	0	0	1	2	1	1	0	0	2
	5.6%	0.0%	0.0%	1.9%	2.4%	5.9%	7.1%	0.0%	0.0%	3.1%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 3,000万円以上	4	1	0	0	5	1	0	0	0	1
	22.2%	12.5%	0.0%	0.0%	6.1%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
合計人数	18	8	3	53	82	17	14	2	32	65
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（大会社/大会社以外別）

大会社	2016 年					2017 年				
上段:人数 下段:比率	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200 万円未満	2	1	4	81	88	1	2	7	44	54
	0.8%	1.1%	11.4%	11.4%	8.1%	0.4%	2.3%	21.9%	11.6%	7.0%
2. 200 万円以上～	7	13	17	317	354	4	10	13	167	194
500 万円未満	2.7%	14.8%	48.6%	44.8%	32.4%	1.4%	11.4%	40.6%	43.9%	25.0%
3. 500 万円以上～	17	10	9	200	236	24	17	7	109	157
750 万円未満	6.5%	11.4%	25.7%	28.2%	21.6%	8.7%	19.3%	21.9%	28.7%	20.2%
4. 750 万円以上～	39	15	5	67	126	36	15	3	35	89
1,000 万円未満	14.9%	17.0%	14.3%	9.5%	11.5%	13.0%	17.0%	9.4%	9.2%	11.5%
5. 1,000 万円以上～	49	20	0	22	91	50	17	1	12	80
1,250 万円未満	18.7%	22.7%	0.0%	3.1%	8.3%	18.1%	19.3%	3.1%	3.2%	10.3%
6. 1,250 万円以上～	47	8	0	10	65	54	3	1	7	65
1,500 万円未満	17.9%	9.1%	0.0%	1.4%	5.9%	19.6%	3.4%	3.1%	1.8%	8.4%
7. 1,500 万円以上～	35	5	0	8	48	33	7	0	3	43
1,750 万円未満	13.4%	5.7%	0.0%	1.1%	4.4%	12.0%	8.0%	0.0%	0.8%	5.5%
8. 1,750 万円以上～	25	10	0	0	35	32	13	0	2	47
2,000 万円未満	9.5%	11.4%	0.0%	0.0%	3.2%	11.6%	14.8%	0.0%	0.5%	6.1%
9. 2,000 万円以上～	25	3	0	3	31	25	4	0	1	30
2,500 万円未満	9.5%	3.4%	0.0%	0.4%	2.8%	9.1%	4.5%	0.0%	0.3%	3.9%
10. 2,500 万円以上	6	0	0	0	6	9	0	0	0	9
～3,000 万円未満	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
11. 3,000 万円以上	10	3	0	0	13	8	0	0	0	8
	3.8%	3.4%	0.0%	0.0%	1.2%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
合計人数	262	88	35	708	1,093	276	88	32	380	776
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

大会社以外	2016 年					2017 年				
上段:人数 下段:比率	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200 万円未満	0	0	0	21	21	2	0	1	19	22
	0.0%	0.0%	0.0%	25.6%	16.7%	8.3%	0.0%	16.7%	30.2%	18.2%
2. 200 万円以上～500 万円未満	1	5	5	48	59	1	6	5	35	47
	5.9%	23.8%	83.3%	58.5%	46.8%	4.2%	21.4%	83.3%	55.6%	38.8%
3. 500 万円以上～750 万円未満	4	7	0	10	21	8	10	0	7	25
	23.5%	33.3%	0.0%	12.2%	16.7%	33.3%	35.7%	0.0%	11.1%	20.7%
4. 750 万円以上～1,000 万円未満	4	4	1	2	11	5	4	0	2	11
	23.5%	19.0%	16.7%	2.4%	8.7%	20.8%	14.3%	0.0%	3.2%	9.1%
5. 1,000 万円以上～1,250 万円未満	5	4	0	0	9	6	5	0	0	11
	29.4%	19.0%	0.0%	0.0%	7.1%	25.0%	17.9%	0.0%	0.0%	9.1%
6. 1,250 万円以上～1,500 万円未満	1	0	0	0	1	0	2	0	0	2
	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	1.7%
7. 1,500 万円以上～1,750 万円未満	0	1	0	1	2	0	1	0	0	1
	0.0%	4.8%	0.0%	1.2%	1.6%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.8%
8. 1,750 万円以上～2,000 万円未満	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1
	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
9. 2,000 万円以上～2,500 万円未満	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
10. 2,500 万円以上～3,000 万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 3,000 万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計人数	17	21	6	82	126	24	28	6	63	121
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 20-4 常勤監査等委員の月額報酬レベル

常勤監査等委員の報酬レベル 取締役等の報酬レベル別人数(全体、上場/非上場別)

上段:人数 下段:比率	全体				上場				非上場			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 取締役社長	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 取締役副社長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 専務取締役	1	3	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0
	0.3%	1.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%
4. 常務取締役	27	33	4	8	23	33	3	8	4	0	1	0
	9.2%	10.7%	2.3%	5.6%	8.3%	11.5%	1.9%	6.3%	25.0%	0.0%	6.3%	0.0%
5. 取締役	96	100	29	25	93	93	28	22	3	7	1	3
	32.9%	32.5%	16.6%	17.4%	33.7%	32.3%	17.6%	17.3%	18.8%	35.0%	6.3%	17.6%
6. 執行役員	89	93	23	23	84	88	22	22	5	5	1	1
	30.5%	30.2%	13.1%	16.0%	30.4%	30.6%	13.8%	17.3%	31.3%	25.0%	6.3%	5.9%
7. 部長	52	56	29	39	49	51	25	33	3	5	4	6
	17.8%	18.2%	16.6%	27.1%	17.8%	17.7%	15.7%	26.0%	18.8%	25.0%	25.0%	35.3%
8. その他	26	23	90	49	25	21	81	42	1	2	9	7
	8.9%	7.5%	51.4%	34.0%	9.1%	7.3%	50.9%	33.1%	6.3%	10.0%	56.3%	41.2%
合計人数	292	308	175	144	276	288	159	127	16	20	16	17
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

常勤監査等委員の報酬レベル 取締役等の報酬レベル別人数(大会社/大会社以外別)

上段:人数 下段:比率	大会社				大会社以外			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 取締役社長	1	0	0	0	0	0	0	0
	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 取締役副社長	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 専務取締役	0	2	0	0	1	1	0	0
	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	5.6%	4.0%	0.0%	0.0%
4. 常務取締役	27	33	4	8	0	0	0	0
	9.9%	11.7%	2.7%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 取締役	90	94	26	19	6	6	3	6
	32.8%	33.2%	17.6%	16.8%	33.3%	24.0%	11.1%	19.4%
6. 執行役員	87	86	19	19	2	7	4	4
	31.8%	30.4%	12.8%	16.8%	11.1%	28.0%	14.8%	12.9%
7. 部長	48	50	23	28	4	6	6	11
	17.5%	17.7%	15.5%	24.8%	22.2%	24.0%	22.2%	35.5%
8. その他	21	18	76	39	5	5	14	10
	7.7%	6.4%	51.4%	34.5%	27.8%	20.0%	51.9%	32.3%
合計人数	274	283	148	113	18	25	27	31
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

Ⅳ 会社法改正の影響について

問 21-1 責任限定契約①（定款における規定の有無）

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 社外役員のみを対象とした規定を設けている	99	116	90	108	9	8	90	100	9	16
	25.1%	25.4%	24.5%	25.4%	33.3%	26.7%	25.4%	24.9%	22.0%	29.6%
2. 社内監査等委員も対象とした規定を設けている	280	320	263	299	17	21	250	286	30	34
	70.9%	70.2%	71.5%	70.2%	63.0%	70.0%	70.6%	71.1%	73.2%	63.0%
3. 責任限定契約についての規定を設けていない	16	20	15	19	1	1	14	16	2	4
	4.1%	4.4%	4.1%	4.5%	3.7%	3.3%	4.0%	4.0%	4.9%	7.4%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回同様、7 割以上の会社で社内監査等委員も責任限定契約の対象とする規定が設けられている。

問 21-2 責任限定契約②（実際に締結または今後締結する予定の非業務執行役員）（複数回答可）

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 社外取締役（監査等委員以外）	107	118	100	113	7	5	101	113	6	5
	28.2%	27.1%	28.3%	27.8%	26.9%	17.2%	29.7%	29.3%	15.4%	10.0%
2. 社内取締役（監査等委員以外）	37	47	35	44	2	3	32	43	5	4
	9.8%	10.8%	9.9%	10.8%	7.7%	10.3%	9.4%	11.1%	12.8%	8.0%
3. 社外非常勤の監査等委員	348	394	325	369	23	25	314	351	34	43
	91.8%	90.4%	92.1%	90.7%	88.5%	86.2%	92.4%	90.9%	87.2%	86.0%
4. 社外常勤の監査等委員	99	109	91	100	8	9	80	87	19	22
	26.1%	25.0%	25.8%	24.6%	30.8%	31.0%	23.5%	22.5%	48.7%	44.0%
5. 社内非常勤の監査等委員	33	36	30	33	3	3	30	31	3	5
	8.7%	8.3%	8.5%	8.1%	11.5%	10.3%	8.8%	8.0%	7.7%	10.0%
6. 社内常勤の監査等委員	154	180	144	169	10	11	145	169	9	11
	40.6%	41.3%	40.8%	41.5%	38.5%	37.9%	42.6%	43.8%	23.1%	22.0%
7. 定款変更のみ行い、実際の契約は締結しない	17	16	16	14	1	2	14	13	3	3
	4.5%	3.7%	4.5%	3.4%	3.8%	6.9%	4.1%	3.4%	7.7%	6.0%
8. その他	3	1	3	1	0	0	3	0	0	1
	0.8%	0.2%	0.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	2.0%
回答社数	379	436	353	407	26	29	340	386	39	50

・すべての会社区分において「3. 社外非常勤の監査等委員」が最も多く、全体で前回から 1.4 ポイント減少して 90.4％となっている。2 番目に多いのが「6. 社内常勤の監査等委員」であり、全体で前回から 0.7 ポイント増加して 41.3％と前回に引き続き 4 割以上に達した。また、3 番目に多いのが「1. 社外取締役（監査等委員以外）」であり、全体で前回から 1.1 ポイント減少して 27.1％であった。

・「1. 社外取締役」は監査役（会）設置会社で 73.4％、「1. 社外取締役（監査委員以外）」は指名委員会等設置会社で 79.5％と責任限定契約を締結するケースが多い（監査役（会）設置会社版問 22-2、指名委員会等設置会社版問 20-2 参照）。

V　コーポレートガバナンス・コードへの対応

問 22　コーポレートガバナンス・コードによる変化（複数回答可）

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年	2016 年	2017 年
1. 株主総会以外の株主との接点・対話の機会の増加	64	92	63	89	1	3	60	82	4	10
	16.2%	20.2%	17.1%	20.9%	3.7%	10.0%	16.9%	20.4%	9.8%	18.5%
2. 取締役会における審議案件の絞り込み	124	156	123	151	1	5	119	148	5	8
	31.4%	34.2%	33.4%	35.4%	3.7%	16.7%	33.6%	36.8%	12.2%	14.8%
3. 職責を全うするためのトレーニングの機会の拡充	108	133	106	130	2	3	105	126	3	7
	27.3%	29.2%	28.8%	30.5%	7.4%	10.0%	29.7%	31.3%	7.3%	13.0%
4. 特に変化はない	157	150	153	147	4	3	136	129	21	21
	39.7%	32.9%	41.6%	34.5%	14.8%	10.0%	38.4%	32.1%	51.2%	38.9%
5. 非上場であり該当しない	21	20	0	0	21	20	11	6	10	14
	5.3%	4.4%	0.0%	0.0%	77.8%	66.7%	3.1%	1.5%	24.4%	25.9%
6. その他	25	32	25	32	0	0	24	31	1	1
	6.3%	7.0%	6.8%	7.5%	0.0%	0.0%	6.8%	7.7%	2.4%	1.9%
回答社数	395	456	368	426	27	30	354	402	41	54

・「4. 特に変化はない」は前回から 6.8 ポイント減少して全体で 32.9％であり、過半数の会社においてコーポレートガバナンス・コードを受けた対応がなされている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化があるとの回答の中で選択肢 1～3 の比率は指名委員会等設置会社がそれぞれ 5～6 割と高く、監査等委員会設置会社と監査役(会)設置会社は、「3. 職責を全うするためのトレーニングの機会の拡充」は指名委員会等設置会社とほぼ同じレベルにあるが、「1. 株主総会以外の株主との接点・対話の機会の増加」については、監査等委員会設置会社は他の機関設計より低い。「2. 取締役会における審議案件の絞り込み」は監査等委員会設置会社への移行理由の一つでもあり、監査等委員会設置会社が 60％を超え指名委員会設置会社と同じレベルにあるのに対し、監査役（会）設置会社は約 15 ポイント低い（監査役（会）設置会社版問 23、指名委員会等設置会社版問 21 参照）。

問 22 「6. その他」の記載例

・1）取締役の取締役会実効性アンケート実施　2）執行役員の執行役員会実効性アンケート実施

・監査等委員会は、執行系取締役の実効性評価、業務実績評価を行い、報酬の妥当性に関する意見醸成を行うようになった。代表取締役との情報交換により、プロセスを構築した。取締役の選任に関しては未経験だが、代表取締役から事前情報入手できるようになっているのと、その評価基準も用意できている。

・社内常勤監査等委員が、経営会議等において、「業務執行取締役の責務として企業価値向上を目指す施策を打ち出し、実行して行く必要性」を改めて指摘する契機となり、各取締役の意識向上に一定の効果はあったと思われる。

・取締役候補者の指名理由を記載

問 23 監査等委員会の実効性評価(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	2017 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査等委員会で自己評価アンケートを実施し、結果を公開している	17	17	0	17	0
	3.7%	4.0%	0.0%	4.2%	0.0%
2. 結果は非公開だが、監査等委員会で自己評価アンケートを実施している	30	29	1	27	3
	6.6%	6.8%	3.3%	6.7%	5.6%
3. 自己評価アンケートは実施していないが、監査等委員会でチェックリストに基づき自己評価している	10	9	1	7	3
	2.2%	2.1%	3.3%	1.7%	5.6%
4. 特段の評価はしていないが、期末や期初の監査等委員会で前期の監査活動を振り返り、将来の監査に向けて意見交換をしている	169	159	10	148	21
	37.1%	37.3%	33.3%	36.8%	38.9%
5. 特段の評価はしていないが、年間を通じた監査活動の中で随時実効性について検証している	150	144	6	134	16
	32.9%	33.8%	20.0%	33.3%	29.6%
6. 評価を意識した活動は行っていない	131	117	14	111	20
	28.7%	27.5%	46.7%	27.6%	37.0%
7. その他(具体的にご記入ください)	12.0%	11.0%	1.0%	12.0%	0.0%
	2.6%	2.6%	3.3%	3.0%	0.0%
回答社数	456	426	30	402	54

・何らかの形で評価を意識した活動が行われている会社は全体の約 7 割であるが、自己評価そのものを実施している会社はごく少数に留まっている。傾向としては監査役(会)設置会社とほぼ同様である(監査役(会)設置会社版問 24、指名委員会等設置会社版問 22 参照)

問 23 「7. その他」の記載例

・①毎月、取締役会へ活動状況を報告 ②上期、下期終了後、監査所見を取締役会へ表明しており、意見交換の場としている。
・結果は非公開だが、取締役会の実効性評価とあわせ、監査等委員会についても実効性評価のための自己評価アンケートを実施している
・取締役会の実効性評価の一部として自己評価アンケートを実施している。
・評価シートを作成し、代表取締役と情報共有して、期末に執行系取締役ひとりひとりから評価をいただき、結果或いは改善計画を監査等委員会が取締役会で報告するプロセスとしている。

以上